介護保険事業(支援)計画の策定に係る国基本指針と道作成指針(案)の内容

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
前文		
二十一世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るた		
め、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で		
支援する仕組みとして、介護保険制度が創設された。		
介護保険制度は、その創設から二十年以上が経ち、介護サー	 介護保険制度は、その創設から 20 年 <mark>以上</mark> が経ち、道内におけるサ	時点修正
	ービス利用者は、約272,000人に達し、介護サービスの提供事業所数	
	も着実に増加するなど、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定	
えとして定着、発展してきている。	着、発展してきている。	
総人口が減少に転じる中、高齢者人口は今後も増加し、高齢		
化は進展していく。介護保険制度においては、いわゆる団塊の	 総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、高齢化は進展	
	していく。介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代全てが75歳	
据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り	以上となる 2025 年 (令和7年) を見据え、制度の持続可能性を維持	
住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を	しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応	
営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的か	じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会	
つ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留	資源を効率的かつ効果的に活用しながら十分な介護サービスの確保	
	のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生	
の支援が包括的に確保される体制(以下「地域包括ケアシステ	活の支援が包括的に確保される <mark>体制(以下</mark> 「地域包括ケアシステム」	国記載内容に準拠
ム」という。)を各地域の実情に応じて深化・推進してきたとこ	という。)を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要で	
ろである。	ある。	
平成二十六年には、地域における医療及び介護の総合的な確		
保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十		
六年法律第八十三号。以下「平成二十六年の法改正」という。)		
により、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医		
療制度改革と一体的に、地域包括ケアシステムの構築及び介護		
保険制度の持続可能性の確保のため、地域支援事業の充実、低		
所得者の保険料軽減の強化、予防給付のうち訪問介護及び通所		
介護の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームへの新規入		
所者を原則要介護三以上の高齢者に限定すること及び所得・資		
産のある人の利用者負担の見直し等を一体的に行う介護保険		
制度の改革が行われたところである。		
また、平成二十九年には、地域包括ケアシステムの強化のた	平成 29 年には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法	
めの介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第	等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)により、地域包括	
五十二号。以下「平成二十九年の法改正」という。)により、地	ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のた	
域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能	め、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の	
性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援、重度化	推進、医療及び介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組	
防止等に向けた取組の推進、医療及び介護の連携の推進、地域	の推進、現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直しなど	
共生社会の実現に向けた取組の推進、現役世代並みの所得のあ	の介護保険制度の見直しが行われた。	
る者の利用者負担割合の見直し及び介護納付金における総報		
酬割の導入等の措置を講ずることなどの介護保険制度の見直		
しが行われたところである。		
二千二十五年が近づく中で、更にその先を展望すると、いわ	2025 年が近づく中で、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュ	
ゆる団塊ジュニア世代が六十五歳以上となる二千四十年(令和	ニア世代が 65 歳以上となる 2040 年(令和 22 年)に向け、既に減少	国記載内容に準拠
二十二年)に向け、既に減少に転じている生産年齢人口の減少	に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢人口がピーク	
が加速する中で、高齢者人口がピークを迎える。七十五歳以上	を迎える。75歳以上人口は2030年(令和12年)まで増加傾向となっ	国記載を基に本道の75歳以上人口のピーク時点を記載
人口は二千五十五年(令和三十七年)まで増加傾向となってお	ており、介護ニーズの高い 85 歳以上人口は 2040 年頃まで 75 歳以上	同上
り、介護ニーズの高い八十五歳以上人口は二千三十五年(令和	人口を上回る勢いで増加していくことが見込まれる。また、医療・介	
十七年) 頃まで七十五歳以上人口を上回る勢いで増加し、二千	護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、医	

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
前文		
六十年(令和四十二年)頃まで増加傾向が見込まれる。また、	療・介護の連携の必要性が高まっている。保険者ごとの介護サービス	
医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加	利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もあるが、	
しており、医療・介護の連携の必要性が高まっている。保険者	都市部を中心に 2040 年まで増え続ける保険者もあり、人口構成の変	国記載内容に準拠
ごとの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少	化や介護需要の動向は地域ごとに異なる。また、中山間地域等では、	
に転じる保険者もあるが、都市部を中心に二千四十年まで増え	介護の資源が非常に脆弱な地域も存在する。こうした各地域の中長期	
続ける保険者も多く、人口構成の変化や介護需要の動向は地域	的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基盤を医療提供体制	
ごとに異なる。また、中山間地域等では、介護の資源が非常に	と一体的に整備していくことが重要である。	
脆弱な地域も存在する。こうした各地域の中長期的な介護ニー		
ズ等の状況に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体		
的に整備していくことが重要である。また、世帯主が高齢者の	また、世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加のほか、	国記載内容に準拠
単独世帯や夫婦のみの世帯の増加のほか、八十五歳以上人口の	85 歳以上人口の増加に伴い、認知症の人や認知機能が低下した高齢	
増加に伴い、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が	者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高齢者等の意思決定支援	
見込まれる中で、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権	や権利擁護の重要性が高まる。必要な介護サービス需要が変化するこ	
利擁護の重要性が高まる。必要な介護サービス需要が変化する	とが想定される一方、 <mark>生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、</mark>	
ことが想定される一方、生産年齢人口の急減に直面することを	地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産	
踏まえ、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場	性の向上の推進等が重要である。	
における生産性の向上の推進等が重要である。		
この指針は、こうした状況を踏まえ、中長期的な目標を示し	この指針は、こうした状況を踏まえ、中長期的な目標を示した上で、	国記載内容に準拠
た上で、第九期(令和六年度から令和八年度までをいう。以下	本道の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保	
同じ。)の市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業	及び地域支援事業の実施が計画的に図られるよう、市町村高齢者保健	
支援計画の策定のための基本的事項を定めるとともに、地域の	福祉計画及び介護保険事業計画(以下「市町村計画」という。)及び北	
実情に応じた介護給付等対象サービス(介護給付又は予防給付	海道高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画(以下「道計画」	
に係る居宅サービス等をいう。第一の十三、第二の三の4 (一)	という。) 策定のための基本的事項を定めるものである。	
及び第三の二の5を除き、以下同じ。)を提供する体制の確保及		
び地域支援事業の実施が計画的に図られるようにすることを		
目的とするものである。		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容	1
1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	70 part 7 pa	
事項			
一 地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現	1 地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現	前文で地域包括ケアシステムの説明をしているため、説明文を削除	
市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び都道府県は、介護	市町村及び道は、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステム		※緑枠は、厚労省の全国介護保険
保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)の	の <mark>構築</mark> に努める。	「推進」から「構築」に修文	担当課長会議(R5.7.31)参考資
基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、介護給付等			料1に記載されている見直しの
対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実			ポイント
施を図り、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの構			
築に努めることが重要である。			
なお、国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われ			
るよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制			
の確保に関する施策その他必要な各般の措置を講ずるもの			
とする。			
また、今後高齢化が一層進展する中で、高齢者の地域での	また、今後高齢化が一層進展する中で、高齢者の地域での生活	重視すべき記載内容であるため国記載内容を追記	
生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会(高齢	を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会(高齢者介護、	.][
者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・	障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、		
分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関	「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人	見直しのポイント 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組	
係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生	と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、	①地域共生社会の実現1ポツ目	
きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことので	助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会をいう。	□ 「地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える 側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点か	
きる包摂的な社会をいう。以下同じ。) の実現に向けた中核的	以下同じ。)の実現に向けた中核的な基盤となり得るものである	ら、総合事業の充実を推進」	
な基盤となり得るものであるとともに、すべての人が地域、	とともに、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高		
暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会の実現	め合う地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムの目指す方		
が地域包括ケアシステムの目指す方向である。	向である。		
こうした地域共生社会の実現に向けて、平成二十九年の法	こうした地域共生社会の実現に向けて、社会福祉法(昭和 26	上記を追記したことによる文章のつながりを整えるため修文	
改正により社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)が改	年法律第45号)の改正により、地域住民と協働して、地域や個		
正され、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支	人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・		
援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決してい	丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務		
くことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制	とされた。		
を整備することが市町村の努力義務とされたところである。			
これまで、介護保険制度においても、地域包括ケアシステ	これまで、介護保険制度においても、地域包括ケアシステムを		
ムを推進する観点から、共生型サービスの創設のほか、生活	推進する観点から、共生型サービスの創設のほか、生活支援や介		
支援や介護予防、認知症施策などの地域づくりに関係する取	護予防、認知症施策などの地域づくりに関係する取組を進めてき		
組を進めてきたが、地域共生社会の実現のための社会福祉法	たが、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正す		
等の一部を改正する法律(令和二年法律第五十二号。以下「令	る法律(令和2年法律52号。以下「令和2年の法改正」という。)		
和二年の法改正」という。)においては、二千四十年を見据え	においては、2040年を見据えて、また、地域共生社会の実現を目		
て、また、地域共生社会の実現を目指して、地域住民の複雑	指して、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市		
化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援	町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知		
体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サ	症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、介護人材確保及		
ービス提供体制の整備等の促進、医療・介護の情報基盤の整	び業務効率化の取組の強化など社会福祉法等に基づく社会福祉		
備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会	基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われ、今後は包		
福祉連携推進法人の創設など社会福祉法等に基づく社会福	括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて、地域		
祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われた	共生社会の実現に向け、介護保険制度における地域包括ケアシス		
ところである。これまでも各自治体において、地域共生社会	テムの基盤を活かした取組が進められており、医療と介護の連携	·	
の実現に向け、介護保険制度における地域包括ケアシステム	強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備による地域包括ケア	* 1	
の基盤を活かした取組が進められており、今後は包括的な支援は関の構築なると人類は其間の事件によったである。	システムの一層の推進や、保険者機能を一層発揮しながら、地域	進めるための医療・介護情報基盤を整備	
援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて医療と介	の自主性や主体性に基づき、介護予防や地域づくり等に一体的に		

取り組むことで、地域の実情に応じて取組をデザインする、いわ ば「地域デザイン機能」を強化し、地域共生社会の実現を図って

いく。

護の連携強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備による

地域包括ケアシステムの一層の推進や、保険者機能を一層発 揮しながら、地域の自主性や主体性に基づき、介護予防や地

域づくり等に一体的に取り組むことで、地域の実情に応じて

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的	第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
事項		
取組をデザインする、いわば「地域デザイン機能」を強化し、		
地域共生社会の実現を図っていくことが必要である。		
1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	(1)自立支援、介護予防・重度化防止の推進	
介護保険制度は、高齢者がその有する能力に応じ自立し	高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと	
た日常生活を営むことができるように支援することや、要	ができるように支援することや、要介護状態又は要支援状態(以	
介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)	下「要介護状態等」という。)となることの予防又は要介護状態	
となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化	等の軽減若しくは悪化を防止するため、自立支援・介護予防に関	
の防止を図ることが重要である。	する普及啓発、地域ケア会議の多職種連携による取組の推進、地	
このため、住民や事業者など地域全体への自立支援・介	域包括支援センターの強化、介護サービス提供時間中の有償で	国記載内容に準拠
護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リ	の取組も含めたボランティア活動や就労的活動による高齢者の	
ハビリテーション専門職等との連携の推進、口腔機能向上	社会参加や生きがいづくりの促進など、地域の実態や状況に応	
や低栄養防止に係る活動の推進、地域ケア会議の多職種連	じて様々な取組を推進する。	
携による取組の推進、地域包括支援センターの強化、介護		
サービス提供時間中の有償での取組も含めたボランティーンでは、サッパンでは、サッパンでは、サービス提供時間中の有償での取組も含めたボランティー		
ア活動や就労的活動による高齢者の社会参加や生きがい		
づくりの促進など、地域の実態や状況に応じた様々な取組		
を行うことが重要である。		
特に、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介	特に、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状	
護状態等の軽減若しくは悪化の防止の推進に当たっては、	態等の軽減若しくは悪化の防止の推進に当たっては、機能回復	
機能回復訓練等の高齢者へのアプローチだけではなく、生	訓練等だけではなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きが	
活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活を	いを持てる地域づくり等を進めることが重要であり、高齢者の	
営むことのできる生活環境の調整及び地域づくり等によ	自立支援に資する取組を推進することで、要介護状態等になっ	
り、高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バラ	ても、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指	
ンスのとれたアプローチが重要である。このような効果的	す。その際には、多様なサービスである短期集中予防サービス	
なアプローチを実践するため、地域における保健師、管理	や、地域ケア会議、生活支援体制整備事業等の事業と連携し進め	
栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広	ていく。	
い医療専門職の関与を得ながら、高齢者の自立支援に資す	また、効果的・効率的な取組となるよう、令和2年の法改正も	
る取組を推進することで、要介護状態等になっても、高齢	踏まえた地域支援事業等に関するデータやアウトカム指標を含	
者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指すこ	む評価指標を活用するとともに、好事例について横展開を図り	
とが重要である。その際には、多様なサービスである短期	ながら、PDCA サイクルに沿って取組を進める。	
集中予防サービスや、地域ケア会議、生活支援体制整備事業なの事業しま様しかなることが表面である。	なお、介護予防を進めるに当たっては、高齢者の心身の状態が	
業等の事業と連携し進めることが重要である。また、効果	自立、フレイル、要支援、要介護、またその状態が可変であると	
的・効率的な取組となるよう、令和二年の法改正も踏まえ	いうように、連続的に捉え <mark>て</mark> 支援するという考えに立って行う。	
た地域支援事業等に関するデータやアウトカム指標を含せる評価性において機関は、		
む評価指標を活用するとともに、好事例について横展開を		
図りながら、PDCAサイクルに沿って取組を進めることが重要である。なお、介護予防を進めるに当たっては、高		
齢者の心身の状態が自立、フレイル、要支援、要介護のいずれかに該当するかを把握するだけでなく、その状態が可		
変であるというように連続的に捉えて支援するという考えに立つことも重要である。		
ルえて、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るた	加えて、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための	
加えて、医療保険制度の適正がの効率的な連名を図るにめの健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第	加えて、医療保険制度の適正がつ効率的な連貫を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)によ	
九号。以下「令和元年の健保法改正」という。)による改正	健康休険伝等の一部を改正する伝律(市和元年伝律界9万)による な正後の介護保険法等に基づき、運動、口腔、栄養、社会参加	
ル ラ。以下「市和元年の健床伝改正」という。」による改正 後の介護保険法等に基づき、運動、口腔、栄養、社会参加	る以正後の介護休陝伝寺に奉づさ、連動、口腔、未養、任芸参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を	
等の観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実	などの観点から高断者の保健事業と介護すめの一体的な美地を 推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高	
等の観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき	推進し、局間有が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、局齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等に	
心で1世年し、同即日か岁以は物別(健康)/ りに参加でき	mP日ソノレイル小品でIC推した上で、週別な医療サービス寺に	

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的	第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
事項		
るようにすること、また、高齢者のフレイル状態を把握し	つなげることによって、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症	
た上で、適切な医療サービス等につなげることによって、	化予防の促進を目指す。	
介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の促進を目		
指すことも重要である。		
さらに、要介護者等がその能力に応じ自立した日常生活	さらに、要介護者等がその能力に応じ自立した日常生活を営む	
を営むためには、要介護者等に対するリハビリテーション	ためには、要介護者等に対するリハビリテーションに係るサービ	
に係るサービスが計画的に提供されるよう取り組むこと	スが計画的に提供されるよう取り組んでいく。	
が重要である。		
0 公共外は原料を止しいった中 やル	(の) 公共の仕跡を持ち込、パッの大学・現の	
2 介護給付等対象サービスの充実・強化	(2) 介護給付等対象サービスの充実・強化	
高齢者が要介護状態等となっても、自分の意思で自分ら		国記載内谷に準拠
しい生活を営むことを可能とする「高齢者の自立と尊厳を	生活を営むことを可能とする「高齢者の自立と尊厳を支えるケ	
支えるケア」を確立することが重要である。	ア」の推進のほか、認知症の人や高齢者が環境変化の影響を受け	
そのために、認知症の人や高齢者が環境変化の影響を受		
けやすいことに留意し、これらの者が要介護状態等となっ		
ても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常		
生活を営むことができるよう指定地域密着型サービス等		
のサービスの提供や在宅と施設の連携等、地域における継	進める。	
続的な支援体制の整備を図ることが重要である。	(b) 大内(a) (b) 17 千市。王人世世 F 一点。大子,十千市	
その際、在宅における重度の要介護者、医療ニーズの高いたが、のではなど、世界のでは、		国記載内谷に準拠
い中重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び		
認知症の人の増加、働きながら要介護者等を在宅で介護しているではなったが似たのない。	増加、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就	
ている家族等の就労継続や負担軽減の必要性等を踏まえ、	労継続や負担軽減の必要性等を踏まえ、高齢者の日常生活全般	
高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提		
供により支えることが可能な定期巡回・随時対応型訪問介	時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規	The state of the s
護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型	模多機能型居宅介護等(以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看	国記載内容に準拠
居宅介護等(以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」	護等」という。)の更なる普及を図るに当たっては、要介護者等	見直しのポイント 1. 介護サービス基盤の計画的な整備
という。) の更なる普及を図るに当たっては、要介護者等を	をはじめ地域住民やサービス事業所等を含めた地域への理解を	②在宅サービスの充実1ポツ目 「居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多
はじめ地域の住民やサービス事業所等を含めた地域全体	促進していく。	機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及」
に対して理解を図っていくことが重要である。		Freedom Lakes Martin
また、居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応で		国記載内容に準拠
きるよう、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した		見直しのポイント 1. 介護サービス基盤の計画的な整備
複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要であ	<u>宅サービスの整備を推進する</u> ほか、施設に入所する場合であっ	②在宅サービスの充実2ポツ目 「居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要」
5.	ても、施設での生活を居宅での生活に近いものとし、高齢者の意	「店で安川 腰目 V/球ペル川 腰一一 へに未来に入力いてきるよう、 桜口 D/以は住です。 ころが金牌を推進することが重要」
さらに、施設に入所する場合も、施設での生活を居宅で	思及び自己決定を最大限尊 <mark>重できる体制を推進</mark> していく。	
の生活に近いものとし、高齢者の意思及び自己決定を最大		
限尊重することが重要である。	とような 人衆セト福祉長品はお人衆和の社会のとなった。まず	
加えて、介護老人福祉施設等の介護保険施設において、	あわせて、介護老人福祉施設等の介護保険施設において、入所	国記載内谷に準拠
入所者の医療ニーズに適切に対応することが重要である。	者の医療ニーズに適切に対応できるよう支援を行うほか、介護	
また、介護老人福祉施設において、居宅において日常生		
活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由が		
ある方が、要介護一・二であっても適切に入所できるよう	あっても適切に入所できるようにする観点から、そうした方の	
にする観点から、そうした方の入所も含めてサービスの量		
の見込みを定めることや、入所の可否を判断する際、入所の必要はよる。		
の必要性を適切に判断することが重要である。	とができるよう支援を行う。	
3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体	(3)在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整	
制の整備	備	

道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
地域包括ケアシステムの構築に必要な在宅医療は、在宅医療	
が工件となって、仲間の歪曲(八句の権体、後人を記述する。	
人公 医療ューデアが入業ューデと併れた。個種佐中立は初	
の連携(以下「在宅医療・介護連携」という。)を推進する体制	
の整備を図る。	
また、医師、看護職員等の医療関係職種と社会福祉士等の介護	
関係職種との連携が重要であることから、市町村が主体となっ	
て、医療及び介護の連携の核となる人材の育成を図りつつ、全世	国記載内容に準拠
代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険	
法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号。以下「令和	
5年の法改正」という。) によって創設された医療法 (昭和23年	
//X HLE U (V (o	
	The state of the s
	国記載内容に準拠
つ、地域包括ケア「見える化」システムを周知する。 	
多様な生活支援・介護予防サービスを整備していくため、市町	
村が中心となって、生活支援コーディネーター(地域支え合い推	
進員) や協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネッ	
トワーク化、担い手の養成等を通じ、 <mark>介護給付等対象サービス及</mark>	国記載内容に準拠
び地域支援事業等の公的なサービスのほか、生活支援・介護予防	
サービスを担う事業主体の支援、協働体制の充実・強化を図る。	
1	I
	第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項 地域包括ケアシステムの構築に必要な在宅医療は、在宅医療 を受ける患者の生活の場である日常生活圏域での提供体制を整備することが必要であることから、在宅医療及び介護が円滑に 提供される仕組みの構築のため、国及び道の支援のもと、市町村が主体となって、体制の整備や人材の確保・養成を推進する。 今後、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患又は認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、市町村は、尽逸症や災害時対応等の様々な局面において、地域における在宅医療及び在宅介護の提供に必要な当該提供に携わる者その他の関係者の連携(以下「在宅医療・介護連携」という。)を推進する体制の整備を図る。 また、医師、看護職員等の医療関係職種と社会福祉士等の介護関係職種との連携が重要であることから、市町村が主体となって、医療及び介護の連携の核となる人材の育成を図りつつ、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号。以下「令和5年の法改正」という。)によって創設された医療法(昭和23年法律第205号)におけるかかりつけ医機能報告等も踏まえた協議の結果も考慮しながら、地域の医師会等と協働し在宅医療・介護連携を推進する。その際には、医療や介護・健康づくり部門の庁内連携を密にするとともに、取組を総合的に進める人材を育成・配置していく。 (4) 日常生活を支援する体制の整備 多様な生活支援っ介護予防サービスを整備していくため、市町村が中心となって、生活支援っ一等でネーター(地域支え合い推進員、学協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成等を通じ、介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的なサービスのほか、生活支援・介護予防サービスを担う事業主体の支援、協働体制の充実・強化を図る。

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的 事項 民門令業、協同組合、NPO、ボランディア、社会福祉法 人等の生活支援・介護・野地サービスを申う事業主体の支 協、協働体制の充実・強化を図ることが重要である。 平成二十年の財産が高が高が高が高が高いが高いが高いが高いが高いが高いである。 がお満別介護及び外護・伊藤西洋流が介護・労・日常生活 支援治合事業(以下「総合事業)という」、今移行することと とされた、総合事業の実実化については、第人規介護候等 季素計画期前中に集中的に取り起むことが重要できた。 を表した、総合事業の変更という観点からも、総合事業の多様なサービス等において地域は巨の事理という観点からも、総合事業の多様なサービス等において地域は巨の事情がある場合をでは、また。 中工・第二郎・工事がは、技術・ロア・デオイドライン」という」、 を受す場別の整備に取り組むことが重要である。また。令 コニー年度が高、その際、川町にはおいては、法語 十五条の四十年の二第一項の規定に基づき公表すら厚生 労働大臣が定める指針等(以下・デオイドライン」という」、 を受す場別の整備に取り組むことが重要である。また。令 コニー年度が高、その際、山野大はおいては、法語 十五条の四十年の一第一項を対するとか主とが との要な体制の整備に取り組むことが重要である。また。令 コニー年度が高、その際、自然語がによるサービス」という」、 を表に、地域を漫手等のは高がら市町村の補助により実施される 法語 15 条の中・ビス 以下 「観度する語・号字 家のサービス 以下「観度する語・号字 家のサービス 以下「観度ないましまのサービスという」 を機能的に利用する国で要が譲渡による力を対した。 と及び総合事業のサービスを受けることとが可能となったこととない語とないたとと及び総合事業のサービスを関いまたよれる中に よいて定めることとなったこととび語となったこと及び総合 事業のサービスの対象とすることが可能となったこととない語とないたと及び総合 事業のサービス 以下「個地がよによるサービス」という」 を機能的に利用する国で要の手を発をつた。と及び総合事業のサービス 単位について自動的形式 による事でななのよったと表ので認るを制象して市町村に おいて定めることとなったこととのお園とで かに、北京・経路等の増加が見込まれる中にかって、 住主いをいいて定めることとなったこととの特別の発生である。 5 高齢者のによいの変定的な確保 今後、整算の国際者・電齢者等の増加が見込まれる中にかって、 住主いをいいが定的な確保 今後、整算の国際者・電齢者等の増加が見込まれる中にかって、 住主いをいいが定的な確保 今後、整算の国際者・電齢者等の増加が見込まれる中にあって、 住主いをいいが定的な確保 今後、整算の国際者・電齢者等の増加が見込まれる中にあって、 住主いをいいが定的な確保 今後、整算の国際者・電齢者等の増加が見込まれる中にあって、 住主いをいいが定的な確保 今後、整算の国際者・電齢者等の増加が見込まれる中にあって、 住主いをいいが定的な確保 今後、整算の国際者・電齢者が、自然のないも、非常に重要な課題が、 ・対していい変定的な確保 ・一部者の生まいの変定的な確保 ・一部者の生まいの変定的な確保 ・一部者の生まいの変形のな確保 ・一部者の生まいの変形のな様に ・一部者の生まいの変形のな様に ・一部者の生まいの変形のな様に ・一部者のはまいのなどのないといの変形のないも、非常に重要な理解し、 ・一部者の性まいの変形がよれて単位のよれて重要ないといる。 ・一部者のはまいので表によれて単位のいて関いを ・一部者のはまいので表によれて単位を ・一部者のによいので表によれて単位のによれて単位の表にままれて単位の表に関いままれて単位のいて、 ・一部者のはまいので表によれて単位の表によれて単位の、 ・一部者のはまいので表によれて単位のよれて単位のは、 ・一部者のはまいので表によれて単位のいて、 ・一部者のは、まれて、 ・一部者のは、まれて、 ・一部者のは、まれて、 ・一部者のは、まれて、 ・一部者のは、 ・一部者の	
民際企業、協局組合、NPO、ボランティア、社会福祉法人等の占法支援・介護予防・ビスを担う事業上体の支援、協働組制の完実・強化と関るときが重要である。 平成二十六年の法改正では、裏支援者等の多様な生活支援・分子薬の大変である。 平成二十六年の法改正では、裏支援者等の多様な生活支援・分子薬の大変であり、現本に大変接合事業(以下「総合事業」という。)へ移行することとされた。総合事業の支売業化については、第九期介護保険・事業・出脚的中に集中的に取り組むことが重要であり、地域大生社会の実現という観点からも、総合事業の支売様ないというは、第九期介護保険・事業・計画期的中に集中的に取り組むことが重要であり、地域大生社会の実現という観点からも、総合事業の多様な中ビス等において地域住民の工作的な事論を促進していて、上が2000年の大変において地域住民の工作的な事論を促進していて、上が2000年の大変において地域住民の工作的な事論を促進していて、上が2000年のある。その無、中却に対象には、法第日十五条の即十五の二第一項の規定に基づき全数されて、地域支援事業の活用はもちろんのこと、一般施策等も併せながら精趣的に受力を持めた。他の主が必要を考に、地域支援事業の活用はもちろんのこと、一般施策等も併せながら精趣的に受力を持て、地域支援事業の活用はもちろんのこと、一般施策等も併せながら精趣的に収益を進歩の活用はもちろんのこと、一般施策等も併せながら精趣的に収益を進歩の活用はもちろんのこと、一般施策等も併せながら精趣的に収益を進歩の活用はもちろんのこと、一般施策等も併せながら精趣的に収益を進歩の活用はもちろんのこと、一般施策等も併せながら精動的に収益を進歩の活力による方式を開始しているとの表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表がままります。また、令和3年度以降、要介護認定による介護給付に係る居とサービス、東京部を対して、2000年のよりには収益を対しませないましまが表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が	
人等の生活支援・介護予防サービスを担う事業主体の支援、協働体制の充実・無化を図ることが重要である。 平成二十六年の地址では、葉支援者等から終なた。区支援を介護のは、では、東大田では、第一次は一大田の主ない。大田の子といる。大田の子に、田の本の子に、田の本の子といる。大田の子といる。大田の子といる。大田の子といる。大田の子といる。大田の子に、田の子といる。大田の子に、田の子といる。大田の子に、田の子といる。大田の子に、田の子に、田の子といる。大田の子に、田の子に、田の子に、田の子に、田の子に、田の子に、田の子に、田の子に、	
接、総働体制の充実・強化を図ることが重要である。	
平成21十六年の法改正では、要支援者等の多様な生活支援之一人に対応するため、平成21十年四月より全ての介護 ・	
接三一スに対応するため、平成三十年四月より全ての介護 予防訪問介護及び介護予防・日常生活 支援総合事業(以下「総合事業」という。へ移行すること とされた、総合事業の充実化については、第九期介護保険 事業計画期間中に集中的に取り組むことが重要であり、地 域大生社会の実現という観点からも、総合事業の多様な 事実という。人の表では、第九期介護保険 事業計画期間中に集中的に取り組むことが重要であり、地 域大生社会の実現という観点からも、総合事業の多様な サービス等において地域住民の主体的な参画を促進していて くことが必要である。その際、市町村においては、法第百 十五条の四十五の二第一項の規定に基づき公表する厚生 労働人臣が定める指針等(以下「ガイドライン」という。) ペ学事物の機構等を参考に、地域支援事業の活用はもちろ んのこと、市町村が行う一般施策等も併せながら積極的に数据を進める。 本方に、地域を整理等のが限出はまる方を持てにるる帝ピサービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれら に相当するサービス(以下「実介護認定によるすービス」という。) を受ける前から市町村の補助により実施される 法第115条の 4 第1項第1 75に規定する第1・9実施される 法第15条のの日五第一項第一号に規定する第一号事業 業のサービス(以下「創助形式によるサービス」という。) を継続的に利用する居と室介護被保険者についても補助形式 によるサービスの対象とすることが可能となったこと と及び総合事業のサービス単価について国の定める額を 勘案して市町村において定めることとなったこととないをこととない数をとなるとが可能となったことと及び総合事業のサービス単価について国の定める名額を 勘案して市町村において定めることとなったこととので終を 事業のサービス単価について国の定める名額を 勘案して市町村において定めることとなったこととので終を 事業のサービスの対象とすることが可能となったこととのび総合事業のサービス単価について国の定める名額を 勘案して市町村において定めることとなったこととので認となったこととないを定するとが可能となったこととので認となったこととので認となるととなったこととので認となるを 事業のサービス単価でついて国の定める額を 勘案して市町村において定めることとなったことにも留意がる。 「高齢者の住まいの安定的な確保 今後、独居の国稿者、高齢者等の増加が見込まれる中にあって、 住まいを小な保険するかは、著館財を含むが活躍を作り、 は、対は対すないは、は、対は対すないは、は、対は対すないは、は、対は対すないは、は、対は対すないは、は、対は、は、対は、は、対は、は、対は、は、対は、は、対は、は、対は、は	
下時時間介護及び介護子防通所介護が介護子防・日常生活 支援接合事業(以下「総合事業)まいり。)、移行すること とされた。総合事業の表実化だついては、第九期介護保険 事業計画期間中に集中的に取り組むことが重要であり、地 成実性社会の実現という観点からも、総合事業の多様なサービス等において地域住民の主体的な参画を促進していくことが必要である。その際、市町村においては、法第百十五条の四十五の二第一項の規定に基づき公表する厚生 労働大臣が定める指針等(以下「ガイドライン」という。) や後十等的の機能等を参考に、地域支援事業の活用はもちろんのこと、一般施策等も併せながら積極的に必要な体制の整備に取り組むことが重要である。また、合和三年以降、要介護認定による介護給付に係る居宅 カニ年度以降、要介護認定による介護給付に係る居宅 カニ年度以降、実介護認定による介護給付に係る居宅 カニ年度以降、実介護認定によるが一起が、自動者等型サービス及び施設サービスを検制のも、第1項第1号に規定する第1号事業のサービス、地域索替型サービス及び施設サービスを設定による介護給付に係る居宅 カニ年度以降、実介護認定による介護給付に係る居宅 カニ年度以降、実介護認定による介護給付に係る居宅 カニ年度以降、実介護認定による介護給付に係る居宅 カニ年度以降、実介護認定では、方の連続を関い、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本により、日本に対して、日本により、とならにより、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、第、1年により、日本に対して、日本には、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本には、日本に対して、日本には、日本に対して、日本には、日本に対して、日本には、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対し、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対し、日本に対して、日本に対して、日本に対し、日本に対して、日本に対し、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対し、日本に対し、日本に対し、日本に対し、日本に対し、日本に対し、日本に対し、日本に対し、日本に対して、日本に対して、日本に対し、日本に対して、日本に対し、日本に対し、日本に対し、日本に対	
支援総合事業(以下「総合事業」という。) へ移行することとされた。総合事業の充実化については、第九期介護保険事業計画期間中に集中的に取り組むことが重要であり、地域共生社会の実見という観点からも、総合事業の多様なサービス等において地域住民の主体的な参画を促進していくことが必要である。その際、市町村においては、波部百十五条の甲・耳の規定に基づき公表する原生労働大臣が定める指針等(以下「ガイドライン」という。) や好手例の提供等を参考に、地域支援事業の活用はもちろんのこと、一般施策等も併せながら積極的に取組を進める。 一定ストボーコなど、地域支援事業の活用はもちろんのこと、一般施策等も併せながら積極的に取組を進める。 また、令和3年度以降、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域を著型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービス 以下「乗介護認定による分・正と」という。) を受ける前から市町村の補助により実施される法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業のサービス(以下「無力研わ付前助により実施される法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業のサービス(以下「補助形式によるサービス)という。) を受ける前から市町村の補助により実施される法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業のサービス(以下「補助形式によるサービス)という。) を機能的に利用する居宅要介護被保険者についても補助形式によるサービスの対象とすることが可能となったこと及び総合事業のサービス 以上に「補助形式によるサービスの対象とすることが可能となったこと及び総合事業のサービスの対象とすることが可能となったこととびの名を勘索して市町村において定めることとなったことにも留意する。 「会社をいかに確保するかは、老舗財を含むた法での実定的な確保 ・今後、独居の国路者・高齢者等の増加が見込まれる中にあって、住まいをいかに確保するかは、老舗財を含むた法で、建物を含むた活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題であ	
支援総合事業(以下「総合事業」という。) へ移行することとされた。総合事業の充実化については、第九期介護保険事業計画期間中に集中的に取り組むことが重要であり、地域共生社会の実見という観点からも、総合事業の多様なサービス等において地域住民の主体的な参画を促進していくことが必要である。その際、市町村においては、波部百十五条の甲・耳の規定に基づき公表する原生労働大臣が定める指針等(以下「ガイドライン」という。) や好手例の提供等を参考に、地域支援事業の活用はもちろんのこと、一般施策等も併せながら積極的に取組を進める。 一定ストボーコなど、地域支援事業の活用はもちろんのこと、一般施策等も併せながら積極的に取組を進める。 また、令和3年度以降、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域を著型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービス 以下「乗介護認定による分・正と」という。) を受ける前から市町村の補助により実施される法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業のサービス(以下「無力研わ付前助により実施される法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業のサービス(以下「補助形式によるサービス)という。) を受ける前から市町村の補助により実施される法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業のサービス(以下「補助形式によるサービス)という。) を機能的に利用する居宅要介護被保険者についても補助形式によるサービスの対象とすることが可能となったこと及び総合事業のサービス 以上に「補助形式によるサービスの対象とすることが可能となったこと及び総合事業のサービスの対象とすることが可能となったこととびの名を勘索して市町村において定めることとなったことにも留意する。 「会社をいかに確保するかは、老舗財を含むた法での実定的な確保 ・今後、独居の国路者・高齢者等の増加が見込まれる中にあって、住まいをいかに確保するかは、老舗財を含むた法で、建物を含むた活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題であ	
#来業計画期間中に集中的に取り組むことが重要であり、地	
# 学業計画期間中に集中的に取り組むことが重要であり、地 城共生社会の実現という観点からも、総合事業の多様なサ ービス等において地域住民の主体的な参画を促進してい くことが必要である。その際、市町村においては、法第百 十五条の四十五の二第一項の規定に基づき公表する厚生 労働大臣が定める指針等(以下「ガイドライン」という。) や好事例の提供等を参考に、地域支援事業の活用はもちろんのこと、一般施策等も併 せながら積極的に取組を進める。 *** かつまり、中町村が行う一般施策等も併せながら積極的に必要な体制の整備に取り組むことが重要である。また、令 和三年度以降、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス並びにこれらに 相当するサービス(以下「要介護認定によるサービス」という。) を受ける前から市町村の補助により実施される 法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業のサービス。(以下「補助形式によるサービス」という。)を受ける前から市町村の補助により実施される 法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業のサービス(以下「補助形式によるサービス」という。 とと歌もも第一段を開始される中により、一定報告的に利用する居宅要介護被保険者についても補助形式によるサービスの対象とすることが可能となったこと及び総合事業のサービス単価について国の定める額を勘案して市町村において定めることとなったことにも留意が必要である。 「あ高者の住まいの安定的な確保 今後、独居の国籍者・高齢者等の増加が見込まれる中にあって、 作まいをいて確保するかは、老齢明を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点があらます常に重要な課題であ 地域共生社会の実現の観点があらます常に重要な課題であ	
一ビス等において地域住民の主体的な参画を促進していくことが必要である。その際、市町村においては、法第百 十五条の四十五の二第一項の規定に基づき公表する厚生 労働大臣が定める指針等(以下「ガイドライン」という。) や好事例の提供等を参考に、地域支援事業の活用はもちろ んのこと、市町村が行う一般施策等も併せながら積極的に 必要な体制の整備に取り組むことが重要である。また、令 和三年度以降、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスを受ける前から市町村の補助により実施される に相当するサービス (以下「要介護認定によるサービス」 という。)を受ける前から市町村の補助により実施される 法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業のサービスを受ける前から市町村の補助により実施される 法第6十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業のサービスを受ける前から市町村の補助形式によるサービスの対象とすることが可能となったこと及び総合 事業のサービスの対象とすることが可能となった。 を継続的に利用する居宅要介護被保険者についても補助形式によるサービスの対象とすることが可能となったこと及び総合 事業のサービス中ビスの対象とすることが可能となった。 と及び総合事業のサービス単価について国の定める額を 勘案して市町村において定めることとなったことにも留意か必要である。 (5) 高齢者の住まいの安定的な確保 今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中にあって、 住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活 の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題であ	
くことが必要である。その際、市町村においては、法第百十五条の四十五の二第一項の規定に基づき公表する厚生 労働大臣が定める指針等(以下「ガイドライン」という。) や好事例の提供等を参考に、地域支援事業の活用はもちろんのこと、市町村が行う一般施業等も併せながら積極的に必要な体制の整備に取り組むことが重要である。また、令和3年度以降、要介護認定による介護給付に係る居宅サビス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービス(以下「要介護認定によるサービス」という。)を受ける前から市町村の補助により実施される法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業のサービス(以下「補助形式によるサービス」という。)を継続的に利用する居在要介護被保険者についても補助形式によるサービスの対象とすることが可能となったこと及び総合事業のサービスの対象とすることが可能となったこと及び総合事業のサービスの対象とすることが可能となったこと及び総合事業のサービスの対象とすることが可能となったことと及び総合事業のサービスの対象とすることが可能となったことにも留意が必要である。 (5) 高齢者の住まいの安定的な確保 今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中にあって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題であ	
十五条の四十五の二第一項の規定に基づき公表する厚生 労働大臣が定める指針等(以下「ガイドライン」という。) や好事例の提供等を参考に、地域支援事業の活用はもちろ んのこと、市町村が行う一般施策等も併せながら積極的に 必要な体制の整備に取り組むことが重要である。また、令 和三年度以降、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービス(以下「要介護認定によるサービス」という。)を受ける前から市町村の補助により実施される 法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業のサービス(以下「補助形式によるサービス」という。)を受ける前から市町村の補助により実施される 法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業のサービス(以下「補助形式によるサービス」という。)を受ける前から市町村の補助により実施される 法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業のサービスを継続的に利用する居宅要介護被保険者についても補助形式 によるサービスの対象とすることが可能となったこと及び総合 事業のサービス以上が「補助形式によるサービス」という。 を継続的に利用する居宅要介護被保険者についても補助形式 によるサービスの対象とすることが可能となったこととも留意する。 形式によるサービスの対象とすることが可能となったこととも留意する。 おいて定めることとなったことにも留意する。 「高齢者の住まいの安定的な確保 今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中にあって、 住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活 の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題であ	
労働大臣が定める指針等(以下「ガイドライン」という。) や好事例の提供等を参考に、地域支援事業の活用はもちろんのこと、市町村が行う一般施策等も併せながら積極的に 必要な体制の整備に取り組むことが重要である。また、令 和三年度以降、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス及び施設サービス及び施設サービス及び施設サービス及び施設サービス及び施設サービス及び施設サービスを持ちに相当するサービス(以下「要介護認定によるサービス」という。)を受ける前から市町村の補助により実施される法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業のサービス総給的に利用する居宅要介護被保険者についても補助形式によるサービスの以下(補助形式によるサービス)という。)を避免的に利用する居宅要介護被保険者についても補助形式によるサービスの対象とすることが可能となったこと及び総合事業のサービスが対象とすることが可能となったこと及び総合事業のサービスの対象とすることが可能となったこと及び総合事業のサービスの対象とすることが可能となったことにも留意が必要である。 5 高齢者の住まいの安定的な確保 今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中にあって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活の推持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題であ	
や好事例の提供等を参考に、地域支援事業の活用はもちろんのこと、市町村が行う一般施策等も併せながら積極的に必要な体制の整備に取り組むことが重要である。また、令和三年度以降、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスをがにこれらに相当するサービス(以下「寒介護認定によるサービス」という。)を受ける前から市町村の補助により実施される法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する第 1 号事業のサービスを総続的に利用する居宅要介護被保険者についても補助形式によるサービス)という。)を機続的に利用する居宅要介護被保険者についても補助形式によるサービスの対象とすることが可能となったことを継続的に利用する居宅要介護被保険者についても補助形式によるサービスの対象とすることが可能となったこととが可能となったこととび総合事業のサービス単価について国の定める額を勘案して市町村において定めることとなったことにも留意が必要である。 5 高齢者の住まいの安定的な確保、今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中にあって、佐まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題であ	
ルのこと、市町村が行う一般施策等も併せながら積極的に 必要な体制の整備に取り組むことが重要である。また、令 和三年度以降、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれら に相当するサービス(以下「要介護認定によるサービス」 という。)を受ける前から市町村の補助により実施される 法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業のサービス(以下「補助形式によるサービス」という。)を継続的に利用する居宅要介護被保険者についても補助 形式によるサービスの対象とすることが可能となったこととも留意が必要である。 5 高齢者の住まいの安定的な確保 今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中に あって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活 の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題であ	
必要な体制の整備に取り組むことが重要である。また、令和3年度以降、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービス(以下「要介護認定によるサービス」という。)を受ける前から市町村の補助により実施される法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業のサービス(以下「補助形式によるサービス」という。)を継続的に利用する居宅要介護被保険者についても補助形式によるサービスの対象とすることが可能となったこと及び総合事業のサービス単価について国の定める額を勘案して市町村において定めることとなったことにも留意が必要である。 5 高齢者の住まいの安定的な確保 今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中にあって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題であ	
和三年度以降、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスがのにこれらに相当するサービス(以下「要介護認定によるサービス」という。)を受ける前から市町村の補助により実施される法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業のサービス(以下「補助形式によるサービス」という。)を継続的に利用する居宅要介護被保険者についても補助形式によるサービスの対象とすることが可能となったこと及び総合事業のサービスの対象とすることが可能となったこととなび総合事業のサービス単価について国の定める額を勘案して市町村において定めることとなったことにも留意が必要である。 5 高齢者の住まいの安定的な確保 今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中にあって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題であ	
世ス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービス(以下「要介護認定によるサービス」という。)を受ける前から市町村の補助により実施される法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する第 1 号事業のサービスを継続的に利用する居宅要介護被保険者についても補助形式によるサービスの対象とすることが可能となったこと及び総合事業のサービスの対象とすることが可能となったこと及び総合事業のサービス単価について国の定める額を勘案して市町村において定めることとなったことにも留意が必要である。 5 高齢者の住まいの安定的な確保 今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中にあって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題であ	
に相当するサービス(以下「要介護認定によるサービス」という。)を受ける前から市町村の補助により実施される 法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業のサービス(以下「補助形式によるサービスの対象とすることが可能となったこと及び総合事業のサービス単価について国の定める額を勘案して市町村において定めることとなったことにも留意が必要である。 5 高齢者の住まいの安定的な確保 今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中にあって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題であ	
という。)を受ける前から市町村の補助により実施される 法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業のサービス(以下「補助形式によるサービス」という。) を継続的に利用する居宅要介護被保険者についても補助 形式によるサービスの対象とすることが可能となったこととも留意が必要である。 5 高齢者の住まいの安定的な確保 今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中にあって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題であ	
法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業のサービス(以下「補助形式によるサービス」という。)を継続的に利用する居宅要介護被保険者についても補助形式によるサービスの対象とすることが可能となったことにも留意する。 によるサービスの対象とすることが可能となったことにも留意する。 によるサービス単価について国の定める額を勘案して市町村において定めることとなったことにも留意する。 によるサービス単価について国の定める額を勘案して市町村において定めることとなったことにも留意する。 「おいて定めることとなったことにも留意する。 「ち)高齢者の住まいの安定的な確保 今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中にあって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題であ	
業のサービス(以下「補助形式によるサービス」という。) を継続的に利用する居宅要介護被保険者についても補助 形式によるサービスの対象とすることが可能となったこと とない総合事業のサービス単価について国の定める額を 勘案して市町村において定めることとなったことにも留意が必要である。 5 高齢者の住まいの安定的な確保 今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中に あって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活 の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題であ	
を継続的に利用する居宅要介護被保険者についても補助 形式によるサービスの対象とすることが可能となったことと及び総合事業のサービス単価について国の定める額を 勘案して市町村において定めることとなったことにも留 意が必要である。 5 高齢者の住まいの安定的な確保 今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中に あって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活 の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非	
形式によるサービスの対象とすることが可能となったことを及び総合事業のサービス単価について国の定める額を勘案して市町村において定めることとなったことにも留意が必要である。 5 高齢者の住まいの安定的な確保 今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中にあって、信まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題であ	
と及び総合事業のサービス単価について国の定める額を 勘案して市町村において定めることとなったことにも留 意が必要である。 5 高齢者の住まいの安定的な確保 今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中に あって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活 の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非	
勘案して市町村において定めることとなったことにも留意が必要である。 5 高齢者の住まいの安定的な確保 今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中にあって、信まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題であ (5) 高齢者の住まいの安定的な確保 今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中にあって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題であ	
意が必要である。 5 高齢者の住まいの安定的な確保 今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中にあって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題であ (5) 高齢者の住まいの安定的な確保 今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中にあって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題であ	
今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中に あって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活 の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非	
今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中に あって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活 の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非 加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題であ	
あって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活 住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持の観点に 加え、地域共生社会の実現の観点からも非 加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題であ	
の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非 加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題であ	
ヴに重亜な細胞でなる。 り、持た安レーアの仕究め係貸仕空に加え、右刺来人士一人(李	
市に里安は林地(める。	
また、地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住 人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項に規定する有	
まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用 料老人ホームをいう。以下同じ。)やサービス付き高齢者向け住	
しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されること 宅(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26	
が、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提とな 号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をい	
るため、個人において確保する持家としての住宅や賃貸住 う。以下同じ。)等の高齢者向け住まいが、地域におけるニーズ	
宅に加えて、有料老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年 に応じて適切に供給される環境を確保するとともに、入居者が安	
法律第百三十三号)第二十九条第一項に規定する有料老人 心して暮らすことができるよう、 <mark>必要に応じて住宅政策を所管す</mark> 国記載内容に準拠	
ホームをいう。以下同じ。)やサービス付き高齢者向け住宅 る部局と連携し、供給目標等を定めるとともに、適確な指導監督	
(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律)を行う。	
第二十六号)第五条第一項に規定するサービス付き高齢者	
向け住宅をいう。以下同じ。)等の高齢者向け住まいが、地	
域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保	
するとともに、これらの住まいにおける入居者が安心して	
暮らすことができるよう、必要に応じて住宅政策を所管す	

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的	第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
事項		
る部局と連携し、供給目標等を定めるとともに、都道府県		
は適確な指導監督を行うよう努めることが重要である。		
また、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生	また、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題	
活課題を抱える高齢者に対応できるよう、養護老人ホーム	を抱える高齢者に対応できるよう、養護老人ホームや軽費老人ホ	
や軽費老人ホームについて、地域の実情に応じて、サービ	ームについて、地域の実情に応じて、サービス量の見込みを定め	
ス量の見込みを定めることが重要である。	る。	
さらに、居住支援協議会等の場も活用しながら、生活に	さらに、居住支援協議会等の場も活用しながら、生活に困難を	
困難を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一	抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援の	
体的な支援の取組を推進することや、低廉な家賃の住まい	取組を推進することや、低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の	
を活用した高齢者の居住の確保を図ることが重要である。	居住の確保を図るなど、住宅施策と連携し、「まちづくり」の一	
また、今後、高齢者人口や人口構成の変化に伴い地域ご	環という視点を明確にしながら、医療及び介護の提供体制を整備	
とに介護需要も異なってくることから、医療及び介護の提供という。	していく。	
供体制の整備を、住宅や居住に係る施策との連携も踏まえ		
つつ、地域ごとの将来の姿や課題を踏まえた「まちづくり」 の一環として位置付けていくという視点を明確にしてい		
くことも重要である。 その際には、町内会や自治会等の活動を基盤とした既存		
のコミュニティを再構築していくことはもとより、生活支		
援コーディネーター(地域支え合い推進員)の活用や、N		
PO、ボランティア団体、民間事業者等の地域の様々な活		
動主体との協力によって、地域包括ケアシステムを構築し		
ていくことが重要である。		
二中長期的な目標	2 中長期的な目標	国記載内容に準拠
高齢者の自立と尊厳を支えるケアを実現するため、二千	2025 年 (令和7年) までの間に、介護給付等対象サービスの	修文
二十五年までの間に、各地域の実情に応じた地域包括ケア	充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や	
システムを構築することを目標として、介護給付等対象サ	生活支援サービスの充実等地域包括ケアシステムの構築に向け	修文
ービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、	た方策に取り組む。	
認知症施策や生活支援サービスの充実等地域包括ケアシ		
ステムの構築に向けた方策に取り組むことが重要である。		
また、二千四十年 <mark>頃</mark> には、 <mark>生産年齢人口の減少が加速</mark> す	また、2040年(令和22年) <mark>頃</mark> には、 <mark>生産年齢人口の減少が加</mark>	
る中で、高齢者人口がピークを <mark>迎える。七十五歳以上人口</mark>	速する中で、高齢人口がピークを迎える。75歳以上人口は2030	
は二千五十五年まで概ね増加傾向となっており、介護ニー	年 (令和12年) まで増加傾向となっており、介護ニーズの高い	
ズの高い八十五歳以上人口は二千三十五年頃まで七十五	85歳以上人口は2040年頃まで75歳以上人口を上回る勢いで増	
歳以上人口を上回る勢いで増加し、二千六十年頃まで増加	加していくことが見込まれる。また、医療・介護の複合的ニーズ	
傾向が見込まれる。また、医療・介護の複合的ニーズを有	を有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高さ、マンス・伊及れずしの全港リーがおび出来者	
する慢性疾患等の高齢者が増加しており、医療・介護の連	の必要性が高まっている。保険者ごとの介護サービス利用者数	
携の必要性が高まっている。保険者ごとの介護サービス利	を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もあるが、都市	
用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もなるが、初まがな中心に二千四十年まで増え続ける保険者	部を中心に2040年まで増え続ける保険者もあり、人口構成の変化の企業事業の動力は地域では2月なる。また、内山間地域等で	
あるが、都市部を中心に二千四十年まで増え続ける保険者	化や介護需要の動向は地域ごとに異なる。また、中山間地域等では、企業の際領が非常に除記む地域と 左左士ス ころした名 地域	
も多く、人口構成の変化や介護需要の動向は地域ごとに異なる。また、中山関地域等では、企業の姿質が非常に暗起	は、介護の資源が非常に脆弱な地域も存在する。こうした各地域 の中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基盤を	
なる。また、中山間地域等では、介護の資源が非常に脆弱な地域も存在する。こうした各地域の中長期的な介護ニー	の中長期的な介護ニース等の状況に応じた介護サービス基盤を 医療提供体制と一体的に整備していく。	
ズ等の状況に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と		
一体的に整備していくことが重要である。		
さらに、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に	さらに、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用	国記載内容に推集
活用していくため、既存施設や事業所の今後の在り方を含	していくため、既存施設や事業所の今後の在り方を含めて検討	
めて検討することが重要である。	する。	
-> <ivh1 td="" のここ4="" 五文(い)の0<=""><td>/ ♥0</td><td></td></ivh1>	/ ♥0	

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的	第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
事項		
加えて、世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の	加えて、世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加	
増加のほか、八十五歳以上人口の増加に伴い、認知症の人	のほか、85 歳以上人口の増加に伴い、認知症の人や認知機能が	
や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、地	低下した高齢者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高齢	
域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要	者等の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まる。必要な介護	
性が高まる。必要な介護サービス需要が変化することが想	サービス需要が変化することが想定される一方、生産年齢人口	
定される一方、生産年齢人口の急減に直面することを踏ま	の急減に直面することを踏まえ、地域包括ケアシステムを支え	
え、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場	る人材の確保や介護現場における生産性の向上を推進する。	
における生産性の向上の推進等が重要である。		
このため、第六期(平成二十七年度から平成二十九年度	このため、市町村介護保険事業計画を地域包括ケア計画として	
までをいう。以下同じ。) 以降の市町村介護保険事業計画を	位置付け、各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを深化・推	国記載内容に準拠
地域包括ケア計画として位置付け、各計画期間を通じて地	進するとともに、中長期を見据え介護サービス基盤を計画的に整	
域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、二千四十	備することとし、第8期(令和3年度から令和5年度までをいう。	
年等の中長期を見据え介護サービス基盤を計画的に整備	以下同じ。)計画の達成状況の検証を踏まえた上で、第9期の位	
することとし、第八期(令和三年度から令和五年度までを	置付け及び第9期期間中に目指すべき姿を具体的に明らかにし	
いう。以下同じ。)の達成状況の検証を踏まえた上で、第九	ながら目標を設定し取組を進める。	
期の位置付け及び第九期期間中に目指すべき姿を具体的	SA SHINGBAL CAMERAEN DO	
に明らかにしながら目標を設定し、取組を進めることが重		
要である。		
女とめる。		
医療計画との整合性の確保	3 医療計画との整合性の確保	
平成三十年度以降、市町村介護保険事業計画、都道府県	平成30年度以降、市町村介護保険事業計画、北海道介護保険	国記載内容に準期
介護保険事業支援計画及び医療計画(医療法第三十条の四	事業支援計画及び医療計画(医療法第30条の4第1項に規定す	
第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。)の作成・見	る医療計画をいう。以下同じ。)の作成・見直しのサイクルが一	
直しのサイクルが一致することとなった。病床の機能の分	致することとなった。	
化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制	そのため、病床機能の分化及び連携の推進による効率的で質の	
の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシス	高い医療提供体制の構築、並びに、在宅医療・介護の充実等の地	
テムの構築が一体的に行われるよう、これらの計画の整合	域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、計画の整合	
性を確保することが重要である。このため、都道府県や市	性を確保することとし、道や市町村の医療・介護担当者等の関係	
町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を開催	者による協議の場を設けるとともに、協議の場においては、道の	
し、より緊密な連携が図られるような体制整備を図ってい	地域医療構想(医療法第30条の4第2項第7号に規定する将来	国会+护
くことが重要である。	の医療提供体制に関する構想をいう。以下同じ。)が策定され、	国記載内容に準拠
当該協議の場においては、例えば、各都道府県において	医療法第30条の14に規定する地域医療構想調整会議において	
地域医療構想(医療法第三十条の四第二項第七号に規定す	地域医療構想の達成の推進に関する協議が行われていることも	
る将来の医療提供体制に関する構想をいう。以下同じ。)が	踏まえ、在宅医療等の新たなサービス必要量に関する整合性を確	
策定され、医療法第三十条の十四に規定する地域医療構想	保するため、市町村介護保険事業計画及び北海道介護保険事業支援を表現している。	
調整会議において地域医療構想の達成の推進に関する協	援計画において掲げる介護サービスの見込量と、医療計画におけ	
議が行われていることも踏まえつつ、病床の機能の分化及	る在宅医療の整備目標が整合的なものとなるよう、必要な事項に	
び連携に伴い生じる、在宅医療等の新たなサービス必要量	ついての協議を行いながら、より緊密に連携を図る。	
に関する整合性を確保することが重要であることから、市		
町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計		
画において掲げる介護のサービスの見込量と、医療計画に		
おいて掲げる在宅医療の整備目標が整合的なものとなる		
よう、必要な事項についての協議を行うことが重要であ		
る。		
地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域	4 地域包括ケアシステム <mark>構築</mark> のための地域づくりと地域ケア会	国記載内容に準拠
ケア会議・生活支援体制整備の推進	議・生活支援体制整備の推進	
市町村は、介護保険事業の運営を核としながら、地域住	市町村は、介護保険事業を運営しながら、地域における保健医	

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的	第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
事項		
民による多様な活動の展開を含む、地域における保健医療	療サービス及び福祉サービスを総合的に整備するため、地域包	
サービス及び福祉サービスを総合的に整備することが重	括支援センターが中心となって、地域で適切なケアマネジメン	
要である。	トが行われる環境を整備するとともに、地域ケア会議の開催を	
このため、地域包括支援センターによる、①介護支援専	通じて、地域包括支援ネットワークの構築を進める。	
門員個人だけでなく、地域住民やサービス事業所等に対し		
て介護予防や自立支援に関する理解を促し、地域で適切な		
ケアマネジメントが行われる環境を作ること、②地域ケア		
会議を開催することを通じて、市町村が、多様な職種や機		
関との連携協働による地域包括支援ネットワークの構築		
を進めることが重要である。		
加えて、認知症高齢者の家族、ヤングケアラーなど家族	さらに、認知症高齢者の家族、ヤングケアラーなど家族介護者	国記載内容に準拠
介護者支援に取り組むことが重要である。更に、地域包括		
支援センターは、重層的支援体制整備事業において属性や		
世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待さ	担うことが期待されることも踏まえ、高齢者だけでなく、経済的	
れることも踏まえ、高齢者だけでなく、経済的困窮者、単	困窮者、単身・独居者、障害者、一人親家庭やこれらが複合した	見直しのポイント 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組 (①地域共生社会の実現 2ポツ目
身・独居者、障害者、一人親家庭やこれらが複合したケー	ケースなどに対応するため、生活困窮分野、障害分野や児童福祉	「地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や
スなどに対応するため、生活困窮分野、障害分野や児童福	分野など他分野と連携促進を図っていくことが重要であり、この	世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待」
社分野など他分野と連携促進を図っていくことが重要で	ようなニーズに対応し適切にその役割を果たすために、地域包括	
ある。このようなニーズに対応し適切にその役割を果たす	支援センターにおける体制や環境の整備を進める。	
ために、地域包括支援センターにおける体制や環境の整備	Control of the Contro	₽ P
を進めることが重要である。		
さらに、高齢者やその家族が地域において安心して日常	また、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営	
生活を営むことができるよう、生活支援コーディネーター		
(地域支え合い推進員)、就労的活動支援コーディネータ	推進員)や協議体、就労的活動支援コーディネーター(就労的活	
一(就労的活動支援員)や協議体が中心となり、サービス		
提供者と利用者とが「支える側」と「支えられる側」とい		
う画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参	たく地域は以外で大人自力地域ラくりと述めていて。	
加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域で		
くりを市町村が進めていくことが重要である。		
さらに、住宅や居住に係る施策との連携も踏まえつつ、		
地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の一環として位		
置付けていくという視点を明確にしていくことも重要で		
ある。		
こうして市町村を中心として、サービス提供者、多様な		
専門職や機関、地域住民等が地域の課題を共有し、資源開		
発、政策形成につなげ、情報通信技術(以下「ICT」と		
いう。)等の活用も図りつつ、地域づくりに取り組むことが		
重要である。		
地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び <mark>介護現場</mark>	 5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び <mark>介護現場</mark> の生産	国記載内容に準拠
の生産性の向上の推進等	性の向上の推進等	
地域包括ケアシステムの構築に当たっては、介護給付等	地域包括ケアシステムの構築に当たって、介護給付等対象サ	国記載内容に準拠
対象サービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材を、	ービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材を、安定的に確	
安定的に確保するための取組を講じていくことが重要で		
ある。加えて、少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約	加えて、少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約が強まる	
が強まる中、職場環境の改善等の取組を通じ、職員の負担		国記載内容に準拠
軽減を図るとともに、ケアの充実等の介護サービスの質の		
向上へ繋げていくなどの生産性の向上の推進に取り組ん	どの生産性の向上の推進に取り組んでいくことが不可欠であ	
21. 21. 21. 21. 21. 21. 21. 21. 21. 21.	10	1

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
- サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的 事項	第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
でいくことが不可欠である。	ప	
このため、都道府県は広域的な立場から、市町村は保険	このため、道は広域的な立場から、市町村は保険者として地域	
者として地域で取組を進める立場から、必要な介護人材の	で取組を進める立場から、2025 年やその先の生産年齢人口の減	
確保のため、二千二十五年やその先の生産年齢人口の減少	少の加速等を見据えつつ、「介護離職ゼロ」の実現に向けた介護	
の加速等を見据えつつ、「介護離職ゼロ」の実現に向けた介	サービス基盤の整備に伴って必要となる人材の確保に向け、総	
護サービス基盤の整備に伴って必要となる人材の確保に	合的な取組を推進する。	
向け、総合的な取組を推進することが重要である。	THY SAMECIECE / DO	見直しのポイント 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上 1ポツ目
その際には、地域の関係者とともに、処遇改善や、若年	 その際には、地域の関係者とともに、処遇改善や、若年層、中	「介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備ないである。
層、中高年齢層、子育てを終えた層や他業種からの新規参	高年齢層、子育てを終えた層、高齢者層等の各層や他業種からの	備などの取組を総合的に実施」
入の促進、都道府県福祉人材センター等の活用等による多	新規参入の促進、離職した介護福祉士等の届出制度も活用した	
様な人材の参入促進、離職した介護福祉士等の届出制度も	潜在的人材の復職・再就職支援、外国人介護人材の確保・受入れ・	
活用した潜在的有資格者等の復職・再就職支援、外国人介	定着や介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備、離	
護人材の確保・受入れ・定着や介護福祉士の国家資格取得	職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備、介護の仕事の	
支援等の学習環境の整備、離職防止・定着促進のための働	魅力向上・発信、キャリアパスや専門性の確立による資質の向	
きやすい環境の整備、介護の仕事の魅力向上・発信、キャ	上、介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、高	
リアパスや専門性の確立による資質の向上、介護現場にお	齢者や女性も含めた幅広い層の参入による業務改善(いわゆる	
ける業務仕分けやロボット・ICTの活用、高齢者や女性	介護助手の取組)、複数法人による協同組合の推進等による生産	
も含めた幅広い層の参入による業務改善(いわゆる介護助	性の向上や介護現場の革新等に一体的に取り組むことが重要で	
手の取組)、複数法人による協同組合の推進等による生産	ある。	
性の向上や介護現場の革新等に一体的に取り組むことが		
重要である。		
また、都道府県は、広く域内の介護サービスの情報を把	また、介護現場の生産性の向上の取組は、地域の実情を踏まえ、	国記載内容に進枷
握できる立場にあることから、介護現場の生産性の向上の	総合的かつ横断的に進めていくことが重要であるため、発信力の	
取組は都道府県が主体となり、地域の実情を踏まえ、総合	あるモデル施設・事業所を地域で育成し、周辺に取組を伝播させ	
的かつ横断的に進めていくことが重要である。そのため、	ていくなど、地域全体で取組を推進していく。	
令和五年の法改正による改正後の法第五条においても都	C. COCCADACTIC CONTROLLAGO C. CO	
道府県は「介護サービスを提供する事業所又は施設におけ		
る業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性		
の向上に資する取組が促進されるよう努めなければなら		
ない。」とされており、発信力のあるモデル施設・事業所を		
地域で育成し、周辺に取組を伝播させていくなど、自治体		
が主導し、地域全体で取組を推進していく必要がある。具		
体的には、地域医療介護総合確保基金に基づく介護生産性		
向上推進総合事業によるワンストップ型の窓口の設置、介		
護現場革新のための協議会の設置といった取組が考えら		
ns.		
また、認知症施策の総合的な推進に当たっては、七に掲		
げる各施策の推進に必要な人材育成のための取組を進め		
ることが重要である。		
加えて、ケアマネジメントの質の向上及び介護支援専門	加えて、ケアマネジメントの質の向上及び介護支援専門員の	国記載内容に準拠
員の人材確保に取り組むことが重要である。	人材確保の取組を推進していく。	
地域包括支援センターの職員については、人材確保が困	地域包括支援センターの職員については、人材確保が困難と	
難となっている現状を踏まえ、柔軟な職員配置と居宅介護	なっている現状を踏まえ、柔軟な職員配置と居宅介護支援事業	
支援事業所などの地域の拠点との連携を推進していくこ	所などの地域の拠点との連携を推進していくことが重要であ	
とが重要である。また、地域包括支援センターの適切な関	る。また、地域包括支援センターの適切な関与を担保した上で、	
与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の	居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大すること	
指定対象を拡大することに伴い、介護予防を居宅介護支援	に伴い、介護予防を居宅介護支援事業所と連携し推進していく	
事業所と連携し推進していくことが重要である。	体制を推進する。	
· //5//10/20/01 10 10 10 10 10 10 10	11	

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的	第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
事項		
さらに地域支援事業を充実させるため、地域において生		
活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)等の養成		
を進めることが重要である。この場合、市町村においても、	市町村においても、道と連携しながら、生活支援等の支え手と	
都道府県と連携しながら、生活支援等の支え手となるボラ	なるボランティア、NPOの育成、市民後見人の育成、認知症サ	
ンティア及びNPOの育成、市民後見人の育成、認知症サ	ポーターの養成等、必要な施策に取り組む。	
ポーターの養成等、必要な施策に取り組むことが重要であ		
る。その際、地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保		
分)におけるボランティア活動へのポイント付与 や事務 お		
助け隊(地域の支え合い・助け合い活動のための事務手続		
き等支援事業) 等の事業の活用についても検討することが		
重要である。		
生活支援等の担い手については、生活支援コーディネー		
ター (地域支え合い推進員)、就労的活動支援コーディネー		
ター(就労的活動支援員)や協議体が中心となり、サービ		
ス提供者と利用者とが「支える側」と「支えられる側」と		
いう画一的な関係性に陥ることのないよう元気高齢者の		
社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う		
地域づくりを市町村が進めていくことが重要である。		
加えて、生産年齢人口が減少する中においても、介護現	加えて、生産年齢人口が減少する中においても、介護現場が地	
場が地域における介護ニーズに応え、介護人材が利用者や	域における介護ニーズに応え、介護人材がやりがいを持って働	
家族からも感謝され、やりがいを持って働き続けられる環	き続けられる環境作りを進めるため、職場の良好な人間関係作	
境作りを進めるためには、職場の良好な人間関係作りや、	りや結婚や出産、子育てを続けながら働ける環境整備を進める	
結婚や出産、子育てを経ても働ける環境整備を図ることが	ほか、ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向け	国記載内容に準拠
重要である。また、ハラスメント対策を含めた働きやすい	た取組を推進していく。介護現場における業務仕分けや介護ロ	
職場づくりに向けた取組を推進していくことが重要であ	ボットやICTの活用、元気高齢者を含めた介護人材の確保・定	
る。介護現場における業務仕分けや、介護ロボットや I C	着、介護という仕事の魅力発信等の介護現場革新の取組につい	
Tの活用、元気高齢者を含めた介護人材の確保・定着、介	て、地域の実情に応じてきめ細かく対応していく体制整備を図	
護という仕事の魅力発信等の介護現場革新の取組につい	った上で、道と市町村とが連携しながら関係者の協働の下進め	
て、地域の実情に応じてきめ細かく対応していく体制整備	るとともに、介護現場革新の取組の周知広報等を進め、介護職場	
を図った上で、都道府県と市町村とが連携しながら関係者	のイメージを刷新していく。	
の協働の下進めるとともに、介護現場革新の取組の周知広		
報等を進め、介護現場のイメージを刷新していくことが重		
要である。		
また、都道府県及び市町村において、医療提供体制や地		
域包括ケアシステムの構築に向けた計画等の立案、評価等		
に携わる人材の育成を行っていくことも重要である。		
業務の効率化の観点からは、介護現場におけるICTの	業務の効率化の観点からは、介護現場におけるICTの活用	
活用を進めるとともに、介護分野の文書に係る負担軽減を	を進めるともに、介護分野の文書に係る負担軽減を図っていく	
図っていくことが重要であることから、指定申請や報酬請	ことが重要であり、指定申請や報酬請求等に係る国が示してい	国記載内容に準拠
求等に係る国が示している標準様式と「電子申請・届出シ	る標準様式と「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化に	
ステム」の使用の基本原則化に向けて、令和五年三月に介	向けて、国が令和5年3月に改正した介護保険法施行規則等で	
護保険法施行規則等の改正を行い、令和八年三月までにそ	は、令和8年3月までにその準備を完了することとされたこと	
の準備を完了することとされたところである。国、都道府	から、国、道、市町村、関係団体等がそれぞれの役割を果たしな	
県、市町村、関係団体等がそれぞれの役割を果たしながら	がら連携して介護事業者及び自治体の業務効率化に取り組む。	
連携して介護事業者及び自治体の業務効率化に取り組む		
ことが重要である。		
加えて、介護人材確保が喫緊の課題とされる中で、介護		

国基本指針 (第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的	第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
事項		
サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用する ため、介護サービス事業者の経営の協働化や大規模化も有 効な手段の一つである。 また、今後も高齢者の増加に伴う要介護認定申請件数の 増加が見込まれることから、要介護認定を遅滞なく適正に 実施するために、各保険者において、認定審査会の簡素化 や認定事務の効率化を進めつつ、必要な体制を計画的に整 備していくことが重要である。	また、今後も高齢者の増加に伴う要介護認定申請件数の増加が見込まれること等から、要介護認定を遅滞なく適正に実施するために、各保険者において、認定審査会の簡素化や認定事務の効率化を進めつつ、必要な体制を計画的に整備していく。	国記載内容に準拠
六 介護に取り組む家族等への支援の充実 介護保険制度が創設された大きな目的の一つは、高齢者 の介護を社会全体で支え合う仕組みを設けることで、家族 による過度な介護負担を軽減することにあった。 制度の創設とその後の介護サービスの充実に伴い、家族 の負担は軽減された面もあるが、今なお、介護サービスを 利用していない場合だけでなく利用している場合でも、多 くの家族は何らかの心理的な負担感や孤立感を有してお り、特に、認知症の人を介護している家族の場合にこの傾 南が強い	6 介護に取り組む家族等への支援の充実	
向が強い。 また、一億総活躍社会の実現の観点から、①必要な介護 サービスの確保を図るとともに、②家族の柔軟な働き方の 確保、働く家族等に対する相談・支援の充実を図ることで、 働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を 防ぎ、希望する者が働き続けられる社会の実現を目指すこ ととされている。 さらに、全世代型社会保障の構築を進める観点から、ヤ ングケアラーも含めた家庭における介護の負担軽減のた めの取組を進めることが重要である。 こうした点を踏まえ、市町村で実施している家族介護支援事業、地域包括支援センターによる総合相談支援機能の 活用、地域拠点が行う伴走型支援などの関係機関等による 支援や、それらの連携を通じて、介護を必要とする高齢者 のみならず、家族介護者を含めて支えていくための取組を 進めていくことが重要である。	必要な介護サービスの確保を図るとともに、家族の柔軟な働き方の確保、働く家族等に対する相談・支援の充実を図ることで、介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する者が働き続けられる社会の実現を目指すほか、ヤングケアラーも含めた家庭における介護の負担軽減のための取組を進めるため、各市町村で実施している家族介護支援事業、地域包括支援センターによる総合相談支援機能の活用、地域拠点が行う伴走型支援などの関係機関等による支援や、それらの連携を通じて、介護を必要とする高齢者のみならず、家族介護者を含めて支えていくための取組を進めていく。	国記載内容に準拠
七 認知症施策の推進 認知症施策については、これまで「認知症施策推進総合 戦略 (新オレンジプラン)」に基づき推進されてきたが、今後認知症の人の数が増加することが見込まれていること から、さらに強力に施策を推進していくため、令和元年六月十八日、認知症施策推進関係閣僚会議において認知症施 策推進大綱がとりまとめられた。認知症施策推進大綱の対象期間は令和七年までの六年間であり、令和四年は策定三年後の中間年であったことから、施策の進捗状況について	7 認知症施策の推進 認知症施策については、これまで「認知症施策推進総合戦略 (新オレンジプラン)」に基づき推進されてきたが、今後認知症 の人の数が増加することが見込まれていることから、さらに強 力に施策を推進していくため、令和元年6月18日、認知症施策 推進関係閣僚会議において認知症施策推進大綱がとりまとめら れた。認知症施策推進大綱の対象期間は令和7年までの6年間 であり、令和4年は策定3年後の中間年であったことから、施策 の進捗状況について中間評価が行われた。	
中間評価が行われた。 したがって、今後は、中間評価の結果を踏まえ、認知症 施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよ	中間評価が打われた。 中間評価の結果を踏まえ、認知症施策推進大綱に沿って、 <u>認知</u> 症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続ける	

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
- サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的	第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
事項		
現するため、次の1から5までに掲げる柱に沿って認知症施策を進めることが重要である。また、これらの施策は認知症の人やその家族の意見も踏まえて推進することが重要である。 なお、令和五年通常国会で成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和五年法律第六十五号)の施行に向けては、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進していく必要があることに留意すること。 1 普及啓発・本人発信支援	に掲げる柱に沿って認知症施策を進める。 また、これらの施策は認知症の人やその家族の意見も踏まえて推進するほか、共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号)の施行に向けて、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進していく。 (1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発	見直しのポイント 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組 ①地域共生社会の実現 3ポツ目 「認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要」

認知症サポーターの養成等を通じた認知症に関する理解促進や相談先の周知、認知症の人の意思決定の支援、認知症の人本人からの発信の支援に取り組むこと。

2 予防

認知症に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、研究機関、医療機関、介護サービス事業者等と連携し、認知症の予防に関する調査研究を推進すること。また、認知症予防に関するエビデンスの収集・普及を進めること。さらに、認知症に関する正しい知識と理解に基づき、通いの場における活動の推進など、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を推進すること。

3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

(一) 医療・ケア・介護サービス

認知機能低下のある人(軽度認知障害を含む。)や認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の更なる質の向上や連携の強化を推進すること。また、医療従事者の認知症対応力向上のための取組を推進すること。さらに、診断後等の認知症の人やその家族に対する精神的支援や日常生活全般に関する支援等を推進すること。

あわせて、認知症の人に対して、それぞれの状況に応じた適切な介護サービスを提供できるよう、介護サービス基盤整備や介護人材確保、介護従事者の認知症対応力向上のための取組を推進すること。

(二) 介護者への支援

認知症の人の介護者の負担軽減や生活と介護の両立が 図れるよう、認知症の人及びその介護者が集う認知症カフェ等の取組を推進すること。

4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

(一) 認知症バリアフリーの推進

生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進すること。また、認知症の人が安心して外出できる地域の見守り体制や認知症サポーター等を認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(以下

認知症サポーターの養成等を通じた認知症に関する理解促進や相談先の周知、認知症の人本人からの発信支援に取り組む。

(2) 予防

認知症に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、認知症の予防に関する調査研究を推進し、認知症予防に関するエビデンスの収集・普及を進める。

また、認知症に関する正しい知識と理解に基づき、通いの場に おける活動の推進など、予防を含めた認知症への「備え」として の取組を推進する。

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

ア 医療・ケア (早期発見・早期対応)

認知機能低下のある人(軽度認知障害を含む)や認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の更なる質の向上や連携の強化を推進する。

また、医療従事者の認知症対応力向上のための取組を推進する。

イ 介護サービス

認知症の人に対して、それぞれの状況に応じた適切な介護サービスを提供できるよう、介護サービス基盤整備や介護人材確保、介護従事者の認知症対応力向上のための取組を推進する。

ウ 介護者への支援

認知症の人の介護者の負担軽減や生活と介護の両立が図れるよう、認知症の人及びその介護者が集う認知症カフェ等の取組を推進する。

(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会 参加支援

ア 認知症バリアフリーの推進

生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進する。

また、認知症の人が安心して外出できる地域の見守り体制や 認知症サポーター等を認知症の人やその家族の支援ニーズに 合った具体的な支援につなげる仕組みの構築、成年後見制度の

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
事項		
「チームオレンジ等」という。)の構築、成年後見制度の利用促進など、地域における支援体制の整備を推進すること。 日本認知症官民協議会における取組を踏まえた、官民が	利用促進など地域における支援体制の整備を推進するほか、日本認知症官民協議会における取組を踏まえた、官民が連携した認知症施策を推進する。	
連携した認知症施策を推進すること。 (二) 若年性認知症の人への支援 若年性認知症支援コーディネーターの充実等により、若年性認知症の人への支援を推進すること。 (三) 社会参加支援 地域支援事業の活用等により、認知症の人の社会参加活動を促進すること。 5 研究開発・産業促進・国際展開 国が中心となって、地方公共団体と連携しながら、認知症の予防法やリハビリテーション、介護モデル等に関する調査研究の推進に努めること。 また、産業界の認知症に関する取組の機運を高め、官民	イ 若年性認知症の人への支援 若年性認知症支援コーディネーターの充実等により、若年性 認知症の人への支援を推進する。 ウ 社会参加支援 地域支援事業の活用等により、認知症の人の社会参加活動を 促進する。	
連携等に努めること。さらに、高齢社会の経験を共有し、 国際交流の促進に努めること。	a stelled the state of the last of the las	
八 高齢者虐待防止対策の推進 高齢者虐待については、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号。以下「高齢者虐待防止法」という。)が施行された平成十八年度以降、増加傾向にあり、対策が急務となっている。このため、次に掲げる地方公共団体におけるPDCAサイクルを活用した高齢者虐待防止の体制整備が重要である。	8 高齢者虐待防止対策の推進 高齢者虐待は、依然として増加傾向にあり、その対策が急務となっているため、次に掲げるPDCAサイクルを活用した高齢者虐待防止の体制整備に取り組むとともに、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止に取り組む。	国記載内容に準拠
1 高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化 (一) 広報・普及啓発 高齢者虐待の対応窓口となる部局(相談通報窓口)の住民への周知徹底、地方公共団体や地域包括支援センター等の関係者への虐待防止に資する研修の実施、虐待防止に関する制度等についての住民への啓発、介護事業者等への高齢者虐待防止法等についての周知、地方公共団体独自の対応マニュアル等の作成等を行うこと。 (二) ネットワーク構築 早期発見・見守り、保健医療及び福祉サービスの介入支援、関係機関介入支援等を図るためのネットワークを構築	(1) 高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化 ア 広報・普及啓発 高齢者虐待の対応窓口となる部局(相談通報窓口)の住民への周知徹底、自治体や地域包括支援センター等の関係者への虐 待防止に資する研修の実施、虐待防止に関する制度等について の住民への啓発、介護事業者等への高齢者虐待の防止、高齢者 の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二 十四号。以下「高齢者虐待防止法」という。)等についての周 知、自治体独自の対応マニュアル等の作成等 イ ネットワーク構築 早期発見・見守り、保健医療福祉サービスの介入支援、関係 機関介入支援等を図るためのネットワークの構築	国記載内容に準拠
すること。 (三) 庁内連携、行政機関連携 成年後見制度の市町村長申立て、警察署長に対する援助 要請等並びに措置を採るために必要な居室の確保等に関 する関係行政機関等との連携及び調整を図ること。	ウ 庁内連携、行政機関連携 成年後見制度の市町村長申立て、警察署長に対する援助要 請等、措置を採るために必要な居室の確保等に関する関係行 政機関等との連携、調整 エ 相談・支援	国記載内容に準拠

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
	第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
事項		
	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言等	
2 養護者による高齢者虐待への対応強化	(2) 養護者による高齢者虐待への対応強化	国記載内容に準拠
適切な行政権限行使により、虐待を受けている高齢者の	適切な行政権限行使により、虐待を受けている高齢者の保護及	
保護及び虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	び虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言等を行い、発	
等を行い、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止へ取	生した虐待の要因等を分析し、再発防止へ取り組むほか、養護者	
り組むことが重要である。また、養護者に該当しない者に	に該当しない者による虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の	
よる虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止にも取	防止にも取り組む。	
り組むことが重要である。		
3 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応強化	(3)養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応強化	国記載内容に準拠
都道府県と市町村が協働して養介護施設従事者等によ	道と市町村が協働して養介護施設従事者等による虐待の防止	
る虐待の防止に取り組むことが重要である。養介護施設従	に取り組む。	
事者等による高齢者虐待の主な発生要因は、「教育知識・介	養介護施設従事者等による高齢者虐待の主な発生要因は、「教	
護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コント	育知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コ	
ロールの問題」、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係	ントロールの問題」、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の	
の悪さ、管理体制等」などとなっており、養介護施設等に	悪さ、管理体制等」などとなっており、養介護施設等に対して、	
対して、老人福祉法や法による権限を適切に行使し、養介	老人福祉法や法による権限を適切に行使し、養介護施設従事者等	
護施設従事者等への教育研修や管理者等への適切な事業	への教育研修や管理者等への適切な事業運営の確保を求める。	
運営の確保を求めることが重要である。また、令和三年度	また、令和3年度介護報酬改定によって、法に規定する介護サ	
介護報酬改定によって、法に規定する介護サービス事業者	ービス事業者においては、①虐待防止委員会の開催、②指針の整	
においては、①虐待防止委員会の開催、②指針の整備、③	備、③研修の定期的な実施、④担当者の配置が令和6年4月1日	
研修の定期的な実施、④担当者の配置が令和六年四月一日	から義務化されることから、これらの事業者だけでなく、サービ	
から義務化されるところであり、これらの事業者だけでな	ス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等も含め、虐待防止対策	
く、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等も含	を推進していく。	
め、虐待防止対策を推進していくことが必要である。		
介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進	9 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進	新項目
介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推	介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進につ	国記載内容に準拠
進については、国における事故情報収集・分析・活用の仕	いては、国における事故情報収集・分析・活用の仕組みの構築を	
組みの構築を見据えて、各自治体において、報告された事	見据えて、報告された事故情報を適切に分析し、介護現場に対す	
故情報を適切に分析し、介護現場に対する指導や支援等を	る指導や支援等を行う。	
行うことが重要である。		
介護サービス情報の公表	10 介護サービス情報の公表	
介護保険制度は、利用者の選択を基本としており、利用		
者の選択を通じてサービスの質の向上が進むことが期待		
されているため、介護サービス情報の公表制度は、利用者	介護サービス情報の公表制度は、利用者の選択を通じて介護	
の選択を通じて介護保険のシステムが健全に機能するた	保険のシステムが健全に機能するための基盤となる。	
めの基盤となるものである。	このため、苦け、公禁止、いった却のハモ制度が英国で中央と	
都道府県においては、厚生労働省が運用している介護サ	このため、道は、介護サービス情報の公表制度が適切に実施さ	
ービス情報公表システム(以下「情報公表システム」とい	れるよう、必要な人材の養成等体制整備を図る。	
う。)を通じて、各介護事業所・施設の介護サービス情報を		
公表しているが、介護サービス情報の公表制度が適切に実		
施されるよう、必要な人材の養成等の体制整備を図ること		
が重要である。		
また、市町村においては、情報公表システムが、介護が	市町村においては、情報公表システムを <mark>適切なタイミングで</mark>	国記載内容に準拠
必要になった場合に適切なタイミングで利用者やその家	利用者やその家族等に周知するとともに、生活支援・介護予防サ	
族等に認知されるよう、要介護認定及び要支援認定の結果	ービスの情報について主体的に情報収集した上で、情報公表に	
通知書に情報公表システムのURLを記載する等周知し	努める。	
	/ · · · · · ·	

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的	第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
事項		
ていくとともに、地域包括ケアシステム構築の観点から、 高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくために 有益な情報と考えられる地域包括支援センター及び配食 や見守り等の生活支援・介護予防サービスの情報について 主体的に情報収集した上で、情報公表システムを活用する 等、情報公表に努めることが重要である。あわせて、指定 地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービ スに係る事業者が、必要な報告の拒否等を行い、都道府県 知事からその報告等を命ぜられたにもかかわらず、その命 令に従わない場合、都道府県からの通知に基づいて、当該 事業者の指定の取消し又は効力の停止等適切な対応を行 うことが重要である。	併せて、指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者が、必要な報告の拒否等を行い、北海道知事からの命令に従わない場合、当該事業者の指定の取消し又は効力の停止等適切な対応を行う。	
また、利用者のサービスの選択の指標として、同時に、 介護人材の確保に向けた取組の一環として、介護サービス 情報の公表制度を活用し、離職率、勤務時間、シフト体制 等といった介護従事者に関する情報の公表の推進に努め ることが重要である。 加えて、利用者の選択に資するという観点から、介護サ ービス事業者の財務状況を公表することが重要である。	また、利用者のサービスの選択の指標として、同時に、介護人材の確保に向けた取組の一環として、介護サービス情報の公表制度を活用し、離職率、勤務時間、シフト体制等といった介護従事者に関する情報の公表の推進に努めることが重要であり、さらに、利用者の選択に資するという観点から、介護サービス事業者の財務状況を公表することが重要である。	国記載内容に準拠 見直しのポイント 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上 3 ポツ目 「介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進」
十一 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等 介護サービス事業者の経営情報については、効率的かつ 持続可能な介護サービス提供体制の構築に向けた政策の 検討、物価上昇や新興感染症の影響等を踏まえた介護事業 者への支援策の検討、分析結果をわかりやすく丁寧に情報 提供することによる介護の置かれている現状・実態に対す る国民の理解の促進等のために、定期的に収集及び把握す ることが重要であり、令和五年の法改正では、介護サービ ス事業者経営情報に関するデータベースを厚生労働大臣 が整備することとされた。	11 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等 介護サービス事業者の経営情報について、事業者から経営情報 が適切に報告されるよう必要な対応を行うとともに、厚生労働省 が運用する介護サービス事業者経営情報に関するデータベース を活用し、事業所又は施設ごとの収益及び費用等の情報を把握し つつ、地域において必要とされる介護サービスの確保に向けた取 組を行うよう努める。	新項目国記載内容に準拠
都道府県においては、事業者から経営情報が適切に報告されるよう必要な対応を行うとともに、厚生労働省が運用する介護サービス事業者経営情報に関するデータベースを活用し、事業所又は施設ごとの収益及び費用等の情報を把握しつつ、地域において必要とされる介護サービスの確保に向けた取組を行うよう努めることが重要である。また、市町村においては、指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者が、必要な報告の拒否等を行い、都道府県知事からその報告等を命ぜられたにもかかわらず、その命令に従わない場合、都道府県からの通知に基づいて、当該事業者の指定の取消し又は効力の停止等適切な対応を行うことが重要である。	また、市町村においては、指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者が、必要な報告の拒否等を行い、知事からその報告等を命ぜられたにもかかわらず、その命令に従わない場合、道からの通知に基づいて、当該事業者の指定の取消し又は効力の停止等適切な対応を行うことが重要である。	国記載内容に準拠
十二 効果的・効率的な介護給付の推進 二千四十年等の中長期も見据えつつ、引き続き、高齢者 がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが できるよう支援することや、要介護状態等となることの予 防、要介護状態等の軽減・悪化の防止を図ることが重要で	12 効果的・効率的な介護給付の推進 17	

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的	第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
事項		
あり、質が高く必要なサービスを提供していくと同時に、		
財源と人材をより重点的・効率的に活用する仕組みを構築		
することにより、介護保険制度の持続可能性を確保してい		
くことが重要である。		
効果的・効率的な介護給付を推進するためには、介護給		
付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要		
とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供する		
よう促すことが重要であり、これにより適切なサービス提		
供の確保とその結果としての費用の効率化を通じた介護		
給付の適正化を図ることが、介護保険制度の信頼感を高		
め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものであり、		
保険者である市町村及び都道府県におけるたゆまぬ努力		
が重要である。		
都道府県は、市町村における介護給付の地域差について	道は、市町村における介護給付の地域差について分析すると	国記載内容に準拠
分析するとともに、市町村等の関係者から幅広く意見及び	<u>ともに、</u> 市町村等の関係者から幅広く意見及び事情を聴取し、介	
事情を聴取し、介護給付の適正化を推進するための方策を	護給付の適正化を推進するための方策を定めるとともに、必要	見直しのポイント 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
定めることが重要である。また、必要に応じて市町村との	に応じて市町村 <mark>との協議を行い、</mark> 技術的事項について必要な助	③保険者機能の強化_1ポツ目 「給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化」
協議を行い、介護給付の不合理な地域差の改善や介護給付	言をすることにより、 <u>介護給付の不合理な地域差の改善や介護</u>	「福門園正行事未の政権の重点行・四省の元夫・元人の行
適正化事業の一層の推進に向けて市町村の支援に取り組	<u>給付適正化事業の一層の推進に取り組む。</u>	
むことが重要である。		
また、市町村は、地域の実情やこれまでの介護給付の適	また、市町村は、地域の実情やこれまでの取組を踏まえ、今後	
正化の取組を踏まえ、実施する具体的な取組の内容及び実	の介護給付の適正化に向けた具体的な取組内容及び実施方法と	
施方法とその目標等を定めるとともに、都道府県国民健康	その目標等を定めるとともに、国民健康保険団体連合会(以下「国	
保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)の適正化シ	保連合会」という。) の適正化システム等を活用しながら、道と	
ステム等を活用しながら、都道府県と協力して一層の推進	協力して給付適正化の一層の推進に取り組む。	
に取り組むことが重要である。		
なお、このような観点も踏まえ、第九期からの調整交付		
金の算定に当たっては、第八期に引き続き、介護給付の適		
正化事業の取組状況を勘案することとしたところである。		
	26) 1 w Lama Lab 51 bb 1/20 246 Lama 1887 20 Lama 1877 1887	
十三 都道府県による市町村支援並びに都道府県、市町村間及	13 道による市町村支援等並びに道、市町村間及び市町村相互間の	
び市町村相互間の連携	連携	
都道府県は、地域の実情に応じた介護給付等対象サービ	道は、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供す	
スを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関す	る体制の確保及び地域支援事業の実施に関する市町村の方針を	Free day I when Mallin
る市町村の方針を尊重しながら、市町村への在宅医療・介	尊重しながら、複数の市町村による広域的取組に対する協力等	国記載内容に準拠
護連携の推進や認知症施策、地域ケア会議の実施等地域包	により、市町村における介護給付等対象サービスを提供する体	
括ケアシステムの構築へ向けた取組の支援、広域的観点か	制の確保及び地域支援事業の実施等を支援するなど市町村を支援する	
らの介護給付等対象サービス及び地域支援事業の需要の	援する。	
把握、地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉		
施設への入所を必要とする高齢者の状況の把握、療養病床		
(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。		
以下同じ。)を有する医療機関に入院している高齢者の実		
態及び療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への		
転換の予定等に関する調査の実施、介護人材の確保や生産		
性向上の取組に関する市町村との連携や支援、複数の市町 はないたとのでは他時が別に対けておれていた。 「世界」というでは、複数の市町		
村による広域的取組に対する協力等により、市町村におけて金銭のは、ボスカナリー・バスカナリー・バスカナリー・バスカナリー・バスカナリー・バスカナリー・バスカナリー・バスカナリー・バスカナリー・バスカナリー・バスカナリー・バスカナー・バルロン・バカナー・バスカナー・バンカナー・バスカー・バスカナー・バスカー・バスカナー・バスカー・バスカー・バスカー・バスカー・バスカー・バスカー・バスカー・バスカ		
る介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地	18	

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的	第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
事項		
域支援事業の実施等を支援することが重要である。		
加えて、介護保険制度への信頼を維持していく観点から	さらに、介護保険制度への信頼を維持していく観点から、事業	
も、介護給付等対象サービス(介護給付又は予防給付に係	者の指導監督等については、道と保険者である市町村が十分に	
る居宅サービス等のうち、指定地域密着型サービス及び指	連携して対応していく。	
定地域密着型介護予防サービスを除いたものをいう。)を		
提供する事業者について、良質な事業者が利用者から選択		
されるようにするとともに、悪質な事業者には厳格に対応		
していくことが必要であることから、事業者に対する指導		
監督等については、都道府県と保険者である市町村が十分		
に連携して対応していくことが重要である。		
市町村相互間の連携に関しては、地域の資源を有効に活	 市町村相互間の連携に関しては、地域の資源を有効に活用す	
用するためにも、地域の実情に応じて、近隣の市町村と連	るためにも、地域の実情に応じて、近隣の市町村と連携して在宅	
携して在宅医療・介護連携や介護予防の推進、認知症施策	医療・介護連携や介護予防の推進、認知症施策や生活支援・介護	
や生活支援・介護予防サービスの充実等地域包括ケアシス	予防サービスの充実等地域包括ケアシステムの構築に取り組む	
テムの構築に取り組むとともに、要介護者等の実態に関す	とともに、要介護者等の実態に関する調査の共同実施、市町村介	HINDTO FILETON
る調査の共同実施、市町村介護保険事業計画の共同作成、	護保険事業計画の共同作成、介護給付等対象サービスの共同利	
介護給付等対象サービスの共同利用等の広域的取組を推	用等の広域的取組を推進する。その際、複数の市町村による広域	
進することが重要である。その際、複数の市町村による広	的取組が各市町村の責任を不明確にしないよう留意する。	
域的取組が各市町村の責任を不明確にしないよう留意す		
ることが重要である。		
業務の効率化の取組においても、都道府県による市町村	 業務の効率化の取組においても道による市町村支援並びに道、	
支援並びに都道府県、市町村及び市町村相互間の連携が重	市町村及び市町村相互間の連携が重要であり、好事例の展開や地	
要であり、好事例の展開や地域での共同した取組等によ	域で共同した取組等により、介護現場における ICT の活用等や	
り、介護現場におけるICTの活用等や介護分野の文書に	介護分野の文書に係る負担軽減の取組等を進め、介護事業者及び	
係る負担軽減の取組等を進め、介護事業者及び自治体の業	自治体の業務効率化に取り組む。	
務効率化に取り組むことが重要である。		
MAN FIGURE CON ESCUTO		
十四 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイク	 <mark>14</mark> 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進	
ルの推進		
地域包括ケアシステムを深化・推進するためには、PD		
CAサイクルを活用して市町村の保険者機能及び都道府		
県の保険者支援の機能を強化していくことが重要である。		
このため、平成二十九年の法改正により、市町村及び都道	 市町村及び道は、地域課題を分析し、地域の実情に則して、高	
府県が、地域課題を分析し、地域の実情に則して、高齢者	齢者の自立支援や重度化防止の取組に関する目標を計画に定め	
の自立支援や重度化防止の取組に関する目標を計画に記	るとともに、目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行う。	
載するとともに、目標に対する実績評価を行うこと及び評		
価結果を公表するよう努めることが定められた。あわせ		
て、当該実績評価については、市町村は都道府県に結果を	 併せて、市町村は、実績評価を、道に報告するとともに、道で	
報告するとともに、都道府県は管内市町村に係る評価結果	は、管内市町村に係る評価結果と併せて厚生労働大臣に結果を	
と併せて厚生労働大臣に結果を報告することとされた。	報告する。	
厚生労働省(地方厚生(支)局を含む。)においては、こ	また、道は市町村における高齢者の自立支援や重度化防止の取	
うした仕組みも活用し、報告された市町村及び都道府県に	組の地域差について、要因分析を行い、市町村が目指すべきこと、	
おける実績評価や、保険者機能強化推進交付金及び介護保	取り組むべきことを示すとともに、小規模自治体をはじめ、市町	
除者保険者努力支援交付金(以下「保険者機能強化推進交	村へのきめ細かい支援を行う。	
付金等 という。) の評価結果等も含む地方公共団体の取組	The Control of the Co	
状況の分析や好事例の横展開、地域包括ケアシステムの構		
築状況を点検するために有効なツール(以下「点検ツール」		
という。)の提供やデータを有効活用するための環境整備		
こ・ /0/ ・・ルレ・・・ / と日/州日川 / シバニックック水が正正川	19	

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的	第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
事項		
を行うなど、PDCAサイクルを通じて、より効果的な市		
町村及び都道府県に対する支援策等を検討し、所要の措置		
を講ずることとする。都道府県においては、市町村におけ		
る高齢者の自立支援や重度化防止の取組の地域差につい		
て、要因分析を行い、支援を確実に行うことが必要であり、		
市町村が目指すべきこと、取り組むべきことを示すととも		
に、小規模自治体をはじめ、市町村へのきめ細かい支援を		
行うことが重要である。		
また、市町村による地域の実情に応じた介護保険事業計		
画の策定等に活用できるよう、厚生労働省は介護情報基盤		
の整備を進めることとする。		
├五 保険者機能強化推進交付金等の活用	 15 保険者機能強化推進交付金等の活用	
保険者機能強化推進交付金は、保険者機能の強化を図る	10 体换有域的蛋白的医类的显示 76 角	
観点から、国が定める評価指標に基づき、市町村及び都道		
府県が行う様々な取組の評価を行い、その結果に応じて交		
付金を交付する仕組みである。		
保険者機能強化推進交付金等の創設以降、毎年度、市町		
村等が自らの取組の進捗を確認・検証するPDCAサイク		
ルが定着してきている。今後の高齢化の一層の進展を見据	 高齢化の一層の進展を見据え、市町村及び道が行う様々な取	国記載内容に準拠
え、その実効性をより高めていくためには、市町村等にお	組の実効性をより高めていくためには、市町村等における高齢	田山牧门行で生災
ける高齢者の自立支援、重度化防止等に係る取組の有無や	者の自立支援、重度化防止等に係る取組の有無やその過程を評	
その過程を評価するだけでなく、これらの取組の実施状況	価するだけでなく、これらの取組の実施状況や成果などのアウ	
や成果などのアウトプット等も含めた評価を行いつつ、取	トプット等も含めた評価を行いつつ、取組の進捗状況や、要介護	
組の進捗状況や、要介護認定率等のアウトカムとの関連性	認定率等のアウトカムとの関連性を明らかにしていくことが重	
を明らかにしていくことが重要である。	要である。	
こうした評価手法の改善や、その結果の一層の見える化	こうした評価手法の改善や、その結果の一層の見える化等を	
等を通じ、市町村等において、取組に係る実態や課題把握、	通じ、市町村において、取組に係る実態や課題把握、関係者への	
関係者への共有、検証、改善といったプロセスを確立し、	共有、検証、改善といったプロセスを確立し、保険者機能の更な	
保険者機能の更なる強化につなげていくことが期待され	る強化につなげていくほか、保険者機能強化推進交付金等につ	
本の る。	いて、自らの取組に係る評価結果を踏まえつつ、課題の解決に向	
また、市町村等においては、保険者機能強化推進交付金	けた取組内容の改善や、取組内容の更なる充実等に活用してい	
等について、自らの取組に係る評価結果を踏まえつつ、課	くよう支援を行う。	
題の解決に向けた取組内容の改善や、取組内容の更なる充		
実等に活用していくことが重要である。		
一六 災害・感染症対策に係る体制整備	16 災害・感染症対策に係る体制整備	
近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の	近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行	
流行を踏まえ、都道府県及び市町村においては、次の取組	を踏まえ、道及び市町村は、次の事項に取り組む。	
を行うことが重要である。		
1 介護事業所等と連携し、防災や感染症対策についての		
周知啓発、研修及び訓練を実施すること。	研修、訓練を実施する。	
2 関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感		
染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送	生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ	
体制をあらかじめ整備すること。	整備する。	
3 都道府県、市町村、関係団体が連携した災害・感染症	(3) 道、市町村、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・	
発生時の支援・応援体制を構築すること。	応援体制を構築する。	
なお、平時からICTを活用した会議の実施等による	なお、災害・感染症対策として、平時からICTを活用した会	
	20	

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的	第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
事項		
業務のオンライン化を推進することは、災害・感染症対	議の実施等による業務のオンライン化を推進する。	
策としても重要である。		
加えて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療	また、高齢者施設等が感染症への適切な対応を行うことができ	国記載内容に準拠
に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第	るよう、介護保険担当部局も必要に応じて平時から関係部局・関	
九十六号。以下「感染症法」という。) 等を踏まえ、高齢	係機関と連携する。	
者施設等が感染症への適切な対応を行うことができる		
よう、介護保険担当部局も必要に応じて平時から関係部		
局・関係機関と連携することが重要である。		
4 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護	(4) 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービス	国記載内容に準拠
サービスが継続的に提供できる体制を構築することは	が継続的に提供できる体制を構築するため、指定基準により、全	
重要であり、指定基準により、全ての介護サービス事業	ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策	
者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実	定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が義務付け	
施、訓練(シミュレーション)の実施等が義務付けられ	られていることから、道内の介護サービス事業者に対して必要な	
ているところ、管内の介護サービス事業者に対して必要	助言及び適切な援助を行う。	
な助言及び適切な援助を行うことが必要である。		

市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項 各市町村は、老人福祉法及び厚生労働省の策定した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下、「基本指針」という。)」で示された、「市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項」、「市町村介護保険事業計画の任意記載事項」に留意しなが	前回まで「市町村計画の作成に関する基本的事項」、「基本的記載事項」、「任意記載事項」としていたが、国 基本指針ではそれぞれ、「市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項」、「市町村介護保険事業計画の
	業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下、「基本指針」という。)」で示された、「市町村 <mark>介護保険事業計画</mark> の作成に関する基本的事項」、「 <mark>市町村介護保険事業計画の基本</mark> 的記	基本指針ではそれぞれ、「市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項」、「市町村介護保険事業計画の
	下、「基本指針」という。)」で示された、「市町村 <mark>介護保険事業計画</mark> の作成に関する基本的事項」、「 <mark>市町村介護保険事業計画の基本</mark> 的記	基本指針ではそれぞれ、「市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項」、「市町村介護保険事業計画の
	の作成に関する基本的事項」、「市町村介護保険事業計画の基本的記	
		基本的記載事項」、「市町村介護保険事業計画の任意記載事項」となっていることから修正。
	ら、計画を策定すること	
	また、今回の基本指針で新たに記載された事項や記載内容が変更	の中央に田息りることは 我 坊でのることがり修正。
	された事項については、市町村介護保険事業計画作成委員会等で十	ガントランサントン・カウのストンドーコサルウンボモントマンフカウト・ハンストンストンバスティン・ファー
	分な検討を行うこと。	
	なお、高齢者保健福祉圏域は、「第3 都道府県介護保険事業支	
	援計画の作成に関する事項」1の(7)のとおりである。	│ │ 計画策定の体制については「第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項」3で示されており、市町
市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項		村介護保険事業計画作成委員会等が検討の場に当たることから追記。
基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応	Ľ	
た特色の明確化、施策の達成状況の評価等		┃┃ ┃┃ 前回まで「~行うよう努めること」とし、努力義務としていたが、計画作成の検討の場である「市町村介護
今後、大都市やその周辺都市、地方都市、中山間地域等	Ė,	保険事業計画策定委員会等」で検討を行うことは義務であることから修正。
也域によって高齢化の状況及びそれに伴う介護需要も	異	
なってくることが想定されるため、各市町村においては	<u> </u>	前回まで高齢者保健福祉圏域を「地域福祉支援計画における第二次地域福祉圏」と同一としていたが、国基
それぞれの地域が目指すべき方向性を明確にし、地域の	特	本指針「第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項」一の7で「二次医療圏と一致させることが望ましい。」とされており、二次医療圏の設定を踏まえつつ、北海道地域福祉支援計画で定める地域福祉
生を活かした地域包括ケアシステムを深化・推進してい	<	圏域との整合性を図ることから記載内容を修正。
ことが求められている。		
このため、保険者である市町村は、介護保険制度の基	本	
的理念や介護報酬の内容を踏まえるとともに、各々の市	町	
村における地域的条件や地域包括ケアシステムの深化・	推	
進のための地域づくりの方向性を勘案して、第一の趣旨	ري المراجعة	
沿った基本理念を定め、達成しようとする目的及び地域の	の	
実情に応じた地域包括ケアシステムの特色を明確にした	た	
市町村介護保険事業計画を作成することが重要である。		
具体的には、保険者である市町村においては、①それ	ぞ	
れの地域の実態把握・課題分析を行い、②当該実態把握		
課題分析を踏まえ、地域における共通の目標を設定し、「	関	
係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な	計	
画を作成し、③この計画に基づき、地域の介護資源の発	掘	
や基盤整備、多職種連携の推進、効率的なサービス提供		
含め、自立支援や介護予防に向けた様々な取組を推進		
て、④これらの様々な取組の実績を評価した上で、計画		
ついて必要な見直しを行う、という取組を繰り返し行い		
<mark>地域をデザインする</mark> 保険者機能を強化していくことが	重	
要である。		
また、この目標及び施策を地域の実情に即した実効性の		
ある内容のものとするためには、定期的に施策の実施状況		
や目標の達成状況に関する調査、分析及び評価を行い、		
の結果について公表し、地域住民等を含めて周知してい	<	
ことが重要である。		
西企業者な地域の字能の知程な		
要介護者等地域の実態の把握等 市町村は、市町村介護保険事業計画の策定に当たり、	// _{**}	
の取組により、現状をもとに将来の人口構造の変化等に、		
り見込んだサービスの種類ごとの量に加え、これに施策に		
反映するため、市町村介護保険事業計画作成委員会等のにおいて、地域ケア会議や生活支援コーディネーター(

※赤枠は、「道作成指針 (案)」における記載内容変更の考え方

※青枠は、計画において具体の記載または作業が必要な内容

※黒枠は、介護保険事業運営に当 たっての留意事項

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
域支え合い推進員)、就労的活動支援コーディネーター(就		
労的活動支援員) や協議体の活動により把握された地域課		
題や(三)に掲げる調査の結果等に基づき、幅広い地域の関		
係者において十分な議論を行い、議論を通じて地域の関係		
者の共通理解を形成しながら、市町村介護保険事業計画を		
作成するように努めることが重要である。		
その際、二千四十年までの保険者ごとの介護サービス利		
用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる保険者も		
ある一方、都市部を中心に二千四十年まで増え続ける保険		
者も多いことから、こうした状況を見据え、各市町村にお		
ける中長期的な人口構造の変化等を勘案して <mark>見込んだ中</mark>		
長期的な介護ニーズの見通し等について、介護サービス事		
業者を含め、地域の関係者と共有し、介護サービス基盤整		○中期的な介護ニーズの見通し等について、サービス提供事業者を含め、地域の
備の在り方を議論することが重要であり、限りある地域の		関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要であるこ
社会資源を効率的かつ効果的に活用していくため、既存施		と、既存施設・事業所の今後の在り方も含めた検討が重要
設や事業所の今後の在り方を含めて検討することが重要		
である。		
また、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の		
高齢者が増加しており、市町村の医療部局や都道府県とも		○計画の作成に当たって、医療・介護の双方のニーズを有する高齢者の状況につ
連携し、地域における医療ニーズの変化について把握・分		いて、把握、分析するとともに、医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重
析することが重要である。		要性に留意することが重要
さらに、市町村介護保険事業計画の策定に当たり、住民		
の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた		
医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意		
することが重要であり、市町村と後期高齢者医療広域連合		
等が連携して行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的		
実施など、医療及び介護を効果的かつ効率的に提供するた		
めの取組等を計画に定めるよう努めることが重要である。		
(一) 被保険者の現状と見込み		
市町村は、自らが有する人口推計や各種人口統計等を活		
用し、市町村介護保険事業計画作成時における人口構造、		
被保険者数、要介護者数、要支援者数、認知症高齢者数等		
を定めるとともに、現状の人口構造等を踏まえ、計画期間		
中の各年度及び将来的な被保険者数並びに総合事業及び		
予防給付の実施状況を勘案した要介護者等の数等の見込		
みを定めるよう努めるものとする。		
この場合においては、その算定の考え方を示すことが重		
要であるとともに、医療保険適用の療養病床(以下「医療		
療養病床」という。)からの転換による影響も勘案すること		
が必要である。		
また、生活機能の低下した高齢者の状況、地域の医療サ		
ービスや高齢者の持家の状況等も把握及び分析し、計画の		
適切な箇所で示すことが望ましい。		
(二) 保険給付や地域支援事業の実績把握と分析		
市町村は、市町村介護保険事業計画作成時における介護		
給付等対象サービスの種類ごとの量、介護給付等対象サー		
ビスの利用の状況等を適切に定めるため、要介護者等の人		
数や保険給付の実績、地域支援事業の利用状況について、		
20、1 NNの作11・2 八県、 2世外人以 サ木*ノ門川(M)(ルビ フ*・C、		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
介護保険事業状況報告、地域包括ケア「見える化」システ		
ムをはじめとする各種調査報告や分析システムを活用す		
ることにより、要介護認定や一人当たりの介護給付等状		
況、施設サービスと居宅サービスの割合その他の介護保険		
事業の実態を他の市町村と比較しつつ分析を行い、それぞ		
れの地域における保険給付等の動向やその特徴の把握に		
努めるものとする。		
こうした観点から、平成二十九年の法改正では、市町村		
は、国から提供された介護レセプトや要介護認定情報のデ		
ータを分析した上で、その結果を勘案して、計画を作成す		
るよう努めることが定められ、令和二年の法改正では、こ		
れらのデータに、高齢者の状態や提供される具体的な介護		
サービスの内容に関する情報が加えられるとともに、地域		
支援事業の実施に当たり、関連データの活用を行うよう努		
めることが定められた。さらに、令和五年の法改正により、		
介護情報基盤の整備が地域支援事業に位置付けられてお		○介護情報基盤の活用について追記
り、市町村においては、地域の実情に応じた介護保険事業		○ / ファー・ファー・
計画の策定等への活用が想定されている。今後、各市町村		
において、個人情報の取扱いにも配慮しつつ関連データの		
活用促進を図るための環境整備を進めていくことが更に		
求められる。		
なお、認知症ケアパスを作成の上、市町村介護保険事業		
計画に反映することが求められることから、その作成過程		
において、認知症の人のサービス等の利用状況や国民健康		
保険及び後期高齢者医療制度の被保険者のうち認知症を		
主たる理由として入院している者の把握と分析を行うこ		
とが望ましい。		
この場合においては、市町村介護保険事業計画作成時に		
おける介護給付等対象サービスに係る課題の分析及び評		
価の結果を介護保険事業計画作成委員会等の場において		
示すとともに、その意見を踏まえて、介護給付等対象サー		
ビスの種類ごとの量の見込みを定めることが重要である。		
また、第八期市町村介護保険事業計画及び市町村老人福		
祉計画(老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村		
老人福祉計画をいう。以下同じ。) の作成又は推進に係る課		
題を分析し、かつ、評価して、その結果を第九期市町村介		
護保険事業計画の作成に活用することが重要である。		
(三) 調査の実施		
市町村は、被保険者のサービスの利用に関する意向等を		
把握するとともに、自らが定める区域ごとに被保険者の心		
身の状況、その置かれている環境その他の事情等、要介護		
者等の実態に関する調査(以下「各種調査等」という。)の		
実施に努めるものとする。なお、その際は、特に、介護予		
防・日常生活圏域ニーズ調査を活用することが重要であ		
న <u>ి</u> .		
また、要介護状態等にある家族を介護するため離職する		
こと(以下「介護離職」という。)を防止する観点から、働		
きながら介護に取り組む家族等や、今後の仕事と介護の両		
立に不安や悩みを持つ就業者の実情等の把握に努めるな		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
ど調査方法等の工夫を図ることが重要である。		
この場合、調査の時期、方法等を示すとともに、広域連		
合等における複数の市町村による共同実施については、そ		
の取組等を盛り込むよう努めるものとする。また、都道府		
県においては、管内市町村や広域連合等において各種調査		
等の実施が円滑に進むよう、必要に応じて助言や広域的な		
支援等を行うことが重要である。		
さらに、これらの調査により定量的に把握された心身の		
状況が低下した被保険者の状況や働きながら介護に取り		
組む家族の状況等を参考として、生活支援サービスや介護		
予防事業の充実等の取組、介護離職の防止を含む家族等へ		
の支援の観点を踏まえた介護サービスの整備や、介護離職		
防止の観点から労働担当部局と連携した職場環境の改善		
に関する普及啓発等の取組を市町村介護保険事業計画に		
定めるとともに、それらの取組を勘案して要介護者等の人		
数やサービス量の見込みを定めることが望ましい。		
その際には、市町村介護保険事業計画作成委員会等の場		
において、幅広い関係者と十分に議論することが重要であ		
る。		
(四) 地域ケア会議等における課題の検討		
市町村は、地域ケア会議における個別事例の検討におい		
て行う課題分析やケアマネジメント支援の積み重ねを通		
じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、		
地域に不足する資源の開発や有効な支援策の普遍化等に		
ついて検討することが重要である。さらに、生活支援コー		
ディネーター (地域支え合い推進員)、就労的活動支援コー		
ディネーター(就労的活動支援員)や協議体が把握してい		
る高齢者の生活支援等のニーズや各種調査等の結果と照		
らし合わせながら、市町村介護保険事業計画へ反映させて		
いくなどにより、具体的な行政施策につなげていくことが		
望ましい。		
3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備		
市町村介護保険事業計画を作成するに当たっては、次に		
掲げる体制整備を図るとともに、現に保健医療サービス又		
は福祉サービスを利用している要介護者及びその家族等		
をはじめ被保険者の意見を反映させるために必要な措置		
を講ずるものとする。		
また、関係部局・課が相互に連携して作成に取り組むた		
めの体制の整備に関する状況、市町村介護保険事業計画作		
成委員会等の開催の経緯、市町村介護保険事業計画作成委		
員会や被保険者等の意見を反映させるために講じた措置		
の内容、都道府県との連携の状況等を市町村介護保険事業		
計画に示すことが重要である。		
なお、複数の市町村による市町村介護計画事業計画の共		
同作成に取り組んだ場合は、その趣旨等を盛り込むことが		
重要である。		
(一) 市町村関係部局相互間の連携		
計画の検討、立案及び推進は、地域包括ケアシステム構		
	25	

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
築の推進に向けて極めて重要な過程であり、庁内一丸とな		
って取り組むよう努めることが望ましい。具体的には、介		
護保険担当部局・課は、企画・総務部局、障害福祉部局等		
の民生担当部局、保健医療担当部局、住宅担当部局、労働		
担当部局、地域振興担当部局、農林水産担当部局、教育担		
当部局、防災担当部局、交通担当部局等の関係部局と連携		
することができる体制を整備するとともに、計画の検討、		
立案及び推進に当たっては相互に連絡を取り問題意識を		
共有し、協力して必要な施策に取り組むよう努めることが		
重要である。		
また、必要に応じて、例えば、地域包括ケアシステムの		
構築に向けた庁内全体のプロジェクトチームを設置し、そ		
の中で計画の策定に向けた議論を行うこと等も考えられ		
る。		
(二) 市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催		
介護保険事業の運営及び地域包括ケアシステムの構築		
については、幅広い関係者の協力を得て、地域の課題や目		
指すべき方向性を共有し、地域の実情に応じたものとする		
ことが重要である。		
このため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、		
被保険者代表者(第一号被保険者及び第二号被保険者を代		
表する者をいう。以下同じ。)、介護給付等対象サービス利		
用者及びその家族、費用負担関係者等の幅広い関係者の意		
見を反映することが必要である。したがって、こうした幅		
広い関係者から構成される市町村介護保険事業計画作成		
委員会等を開催して意見集約をすることが重要である。こ		
の場合においては、事務を効率的に処理するため、既存の		
審議会等を活用しても差し支えない。		
なお、市町村介護保険事業計画を作成する過程では、そ		
の他の専門家及び関係者の意見の反映並びに情報の公開		
にも配慮することが重要である。		
(三) 被保険者の意見の反映		
市町村介護保険事業計画により示される介護給付等対		
象サービスの量の水準が保険料率の水準にも影響を与え		
ることに鑑み、市町村は、市町村介護保険事業計画を作成		
しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映		
させるために必要な措置を講ずるものとされている。		
このため、市町村介護保険事業計画作成委員会等を設置		
するに当たっては、公募その他の適切な方法による被保険		
者代表者の参加に配慮すること。		
また、被保険者としての地域住民の意見を反映させるた		
め、地域における聞き取り調査の実施、公聴会の開催、自		
治会を単位とする懇談会の開催等の工夫を図ることが重		
要である。		
(四) 都道府県との連携		
市町村介護保険事業計画を作成する過程では、市町村と		
都道府県との間の連携を図ることが重要である。		
具体的には、都道府県は市町村介護保険事業計画の作成		
上の技術的事項についての必要な助言を行う役割や、介護	26	

国基本指針(第9期)		見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
給付等対象サービスを提供するための施設の整備等に関		
する広域的調整を図る役割を有していることから、市町村		
は、市町村介護保険事業計画を作成するに当たっては、都		
道府県と意見を交換することが重要である。		
また、第一の三を踏まえ、市町村介護保険事業計画を策		
定するに当たっては、都道府県介護保険事業支援計画だけ		
でなく、都道府県が定める地域医療構想を含む医療計画と		
の整合性を図ることが重要であり、協議の場での協議等を		
通じて市町村と都道府県との間の連携を図ることが重要		
である。		
加えて、都道府県の支援や助言を踏まえながら、保険者		
機能強化推進交付金等の評価結果も活用して、市町村の実		
情及び地域課題を分析することや、高齢者の自立支援及び		
重度化防止に向けた必要な取組を進めていくことが重要		
である。		
業務の効率化の観点においても、市町村は都道府県と連		
携しながら、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する		
簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を		
進め、介護事業者及び自治体の業務効率化に取り組むこと		
が重要である。		
また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅		
が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を		
踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込み		
を適切に定めるため、住宅政策を所管する部局や都道府県		
と連携してこれらの設置状況等必要な情報を積極的に把		
握することが重要である。		
さらに、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住		
宅の質の確保を図るため、これらの住まいで提供される介		
護サービスやケアプランの質の向上を図ることが重要で		
あることから、市町村は介護事業者等に対し適切に指導を		
行うことが重要である。また、居宅サービス等の提供状況		
の把握や要介護認定の過程等で未届けの有料老人ホーム		
を確認した場合は、積極的に都道府県に情報提供するとと		
もに、介護サービス相談員を積極的に活用することが重要		
である。		
4 中長期的な推計及び第九期の目標		○項目名を「中長期的な推計及び第9期の目標」に変更
高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力 に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、地域		
において必要なサービスが提供される体制を整備すること とが重要である。また、人口構成の変化や介護需要の動向		
は地域ごとに異なることから、地域の介護需要のピーク時		
を踏まえ中長期的な介護需要、サービスの種類ごとの量の		
見込みやそのために必要な保険料水準を推計し、各地域の		
中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基		
常を医療提供体制と一体的に整備するとともに、今後、生		
産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、地域包括ケア		
システムを支える人材の確保や介護現場における生産性		
の向上を推進するなど、持続可能な介護保険制度とするた		
▽/□1101円に1円に1円に10円円に10円円に10円円に10円円に1円円に1円円に		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
めの中長期的な視点に立った市町村介護保険事業計画の		
策定が重要である。		
また、介護保険施設については、在宅での生活が困難な		
中重度の要介護者に重点を置き、施設に入所した場合は施		
設での生活を居宅での生活に近いものとしていくととも		
に、これらと併せて、高齢者の多様なニーズに対応するた		
め、サービス付き高齢者向け住宅や介護を受けながら住み		
続けることができるような住まいの普及を図ることが重		
要である。		
このような観点を踏まえ、次のそれぞれについて地域の		
実情に応じて市町村介護保険事業計画を定めることが重		
要である。		
(一) 中長期的な推計		
市町村は、介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保		
険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事		
業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的		
な推計を行い、示すよう努めるものとする(なお、介護給		
付等対象サービスの種類ごとの量及び地域支援事業の量		
は、二千四十年度について推計するものとする。)。		
その際には、第一の三を踏まえ、都道府県が定める地域		○2040 年度の推計を必須とする。
医療構想を含む医療計画との整合性を図ることが重要で		
。 (二) <mark>第九期</mark> の目標		
め、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた第九期以		
降の各計画期間を通じた段階的な充実の方針及びその中		
での第九期の位置付けを明らかにするとともに、地域の目		
指すべき姿を実現するための目標及び目標を達成するた		
カの第九期の具体的な施策を、地域の実情に応じて 優先順		
位を検討した上で、定めることが重要である。		
その際には、その地域の特色を具体的に反映した目標と		
することが重要である。		
なお、介護予防に関する取組の目標など、第九期期間中に取りの対理などでは、中		
に取組の効果を測定することが困難なものについては、中地のおり無して記字することが困難なものについては、中		
期的な目標として設定することも考えられる。また、介護		
保険施設等の整備については、事業者の選定から施設等の関連なる。		
開設まで期間を要することや、需要の変動に柔軟に対応す		
る必要性があることなどから、地域の実情によっては、二		○介護予防など第9期期間中に効果測定が困難なものや施設の整備目標につい
期を通した中期的な整備目標を定め、第十期市町村介護保験事業制度の第分に入れば、日本大学に対する。		ては、中期の目標として設定することも可能
険事業計画の策定に合わせて見直すことも考えられる。		
5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表		
市町村介護保険事業計画については、各年度において、		
その達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施す		
ることが重要である。		
この場合においては、地域における日常生活の継続の状		
況、在宅と施設のサービスの量の均衡等の市町村介護保険		
事業計画の達成状況を分析し、かつ、評価するための項目		
を設定する等の工夫を図ることが重要である。		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
このため、平成二十九年の法改正では、市町村は、各年		
度において、市町村介護保険事業計画に、被保険者の地域		
における自立した日常生活の支援、要介護状態等となるこ		
との予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及		
び介護給付の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に		
関する事項及び当該施策に掲げる目標に関する事項を記		
載するとともに、施策の実施状況及び目標の達成状況に関		
する調査及び分析をし、市町村介護保険事業計画の実績に		
関する評価を行い、当該評価の結果について公表するよう		
努めることが定められた。		
なお、評価を実施するに当たっては、保険者機能強化推		
進交付金等の評価結果を活用することが可能である。		
また、地域包括ケア計画として位置付けられている市町		
村介護保険事業計画の達成状況を点検に当たっては、地域		○地域包括ケアシステムの構築状況を点検する重要性
の実情に応じて実施している様々な取組が、地域の目指す		
姿(目標)を実現するためにそれぞれ連動しつつ十分に機		
能しているかという視点が重要であり、点検に当たって		
は、国が提供する点検ツールを活用することが可能であ		
ర ం		
こうした評価や点検を踏まえて、必要があると認められ		
るときは、次期市町村介護保険事業計画に反映するなど必		
要な措置を講ずることが重要である。		
なお、要支援者等に対するサービス提供について、市町		
村が計画期間中の取組、費用等の結果について検証し、第		
九期以降の計画につなげていくこと、具体的には、ガイド		
ラインを参考にしながら、関係者間で議論しつつ、評価し、		
結果を共有していくことが重要である。		
6 日常生活圏域の設定		
6 日常生活圏域の設定 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的		
条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整		
ポート		
齢化のピーク時までに目指すべき地域包括ケアシステム		
を構築する区域を念頭において、例えば中学校区単位等、		
を構築する区域を忍頭において、例えば中子牧区単位寺、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めること。		
また、市町村介護保険事業計画に定める日常生活圏域		
は、市町村計画(地域における医療及び介護の総合的な確		
保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号。以下「医		
療介護総合確保法」という。)第五条第一項に規定する市町		
村計画をいう。以下同じ。)を作成する場合に当該計画に記		
載される市町村医療介護総合確保区域(医療介護総合確保		
法第五条第二項第一号に規定する医療介護総合確保区域		
をいう。)と整合性が図られたものとすること。		
なお、日常生活圏域の設定については、自治会や町内会		
など既存コミュニティの活動にも配慮して定めることが		
重要である。		
7 他の計画との関係		
市町村介護保険事業計画は、市町村老人福祉計画と一体	29	

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
のものとして作成され、市町村計画との整合性が確保され		
たものとし、市町村地域福祉計画(社会福祉法第百七条第		
一項に規定する市町村地域福祉計画をいう。以下同じ。)、		
市町村高齢者居住安定確保計画(高齢者の居住の安定確保		
に関する法律第四条の二第一項に規定する市町村高齢者		
居住安定確保計画をいう。以下同じ。)、市町村賃貸住宅供		
給促進計画(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の		
促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号)第六条第		
一項に規定する市町村賃貸住宅供給促進計画をいう。以下		
同じ。)、市町村障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会		
生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百		
二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)第八十八条		
第一項に規定する市町村障害福祉計画をいう。以下同		
じ。)、市町村健康増進計画(健康増進法(平成十四年法律		
第百三号)第八条第二項に規定する市町村健康増進計画を		
いう。)又は生涯活躍のまち形成事業計画(地域再生法(平		
成十七年法律第二十四号)第十七条の十四第一項に規定す		
る生涯活躍のまち形成事業計画をいう。以下同じ。)その他		
の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医		
療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保た		
れたものとすること。		
また、市町村介護保険事業計画においては、これらの計		
画との関係について盛り込むことが重要である。		
(一) 市町村老人福祉計画との一体性		
市町村老人福祉計画は、老人に対し、その心身の健康の		
保持及び生活の安定のために必要な措置が講じられるよ		
う、要介護者等に対する介護給付等対象サービス及び介護		
予防事業の提供のほか、地域住民等による自主的活動等と		
して実施される介護予防の取組、認知症等の予防のための		
サービスの提供、独り暮らしの老人の生活の支援のための		
サービスの提供等も含め、地域における老人を対象とする		
福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保に関する計		
画として作成されるものである。		
このため、市町村介護保険事業計画については、市町村		
老人福祉計画と一体のものとして作成されなければなら		
ない。		
(二) 市町村計画との整合性		
地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築		
するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通		
じ、地域において医療及び介護のサービスを総合的に確保		
することが重要である。		
このため、市町村介護保険事業計画については、市町村		
計画との整合性の確保を図るものとすること。		
(三) 市町村地域福祉計画との調和		
介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的な		
サービスと地域における様々な主体によるサービスを重		
層的に組み合わせることによって、要介護者等の生活全般		
の課題を解決することが重要である。		
特に、要介護者等や世帯が抱える課題は近年複雑化・複		
付に、女川曖日寺で世市が抱んの疎越は近千桜粧化・復		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
合化しており、要介護者等の生活全般の課題を解決するた		
めには、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的		
な連携を図ることが重要であるとともに、地域のあらゆる		
住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍でき		
るコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働し		
て、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会を実		
現することが必要である。		
このため、市町村介護保険事業計画については、地域に		
おいて様々な提供主体によるサービスを実施、連携させる		
市町村地域福祉計画と調和が保たれたものとすること。そ		
の際、市町村地域福祉計画は、地域における高齢者、障害		
者、児童等の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定		
める計画として位置付けられていることに留意すること。		
なお、令和二年の法改正において、地域住民の複雑化・		
複合化したニーズに対応するため、相談支援、参加支援及		
び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支		
援体制整備事業が、市町村が社会福祉法に基づき実施でき		
る事業として創設された。重層的支援体制整備事業を実施		
する場合には、重層的支援体制整備事業実施計画(社会福		
祉法第百六条の五第一項に規定する重層的支援体制整備		
事業実施計画をいう。)との整合性にも留意するとともに、		
二の3の地域支援事業の量の見込みについては、重層的支		
援体制整備事業における介護に係る事業分を含めて見込		
むこと。		
(四) 市町村高齢者居住安定確保計画との調和		
高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力		
に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護給		
付等対象サービス等に関する施策を、居住等に関する施策		
との有機的な連携を図りつつ包括的に推進することが重		
要である。こうした観点から、市町村介護保険事業計画に		
ついては、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、		
軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホームそ		
の他の高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホーム(以下「高		
齢者に対する賃貸住宅及び老人ホーム」という。)の供給の		
目標等を定める市町村高齢者居住安定確保計画と調和が		
保たれたものとし、その策定に当たっては、住宅担当部局		
をはじめとした関係部局と連携を図るよう努めることが		
重要である。		
また、地域の介護サービス事業所等との適切な連携を図		
る観点から、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームが供		
給されるに当たっては、市町村の介護保険担当部局におい		
ても関与を図るなど、高齢者の居住等に関する施策にも積		
極的に関与することが重要である。		
(五) 市町村賃貸住宅供給促進計画との調和		
高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力		
に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護給		
付等対象サービス等に関する施策を、居住等に関する施策		
との有機的な連携を図りつつ包括的に推進することが重		
要である。こうした観点から、市町村介護保険事業計画に		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
ついては、高齢者等の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅		
の供給の目標等を定める市町村賃貸住宅供給促進計画と		
調和が保たれたものとするとともに、住宅担当部局をはじ		
めとした関係部局と連携を図るよう努めること。		
(六) 市町村障害福祉計画との調和		
市町村障害福祉計画においては、高齢者を含む障害者の		
自立支援の観点から、精神科病院から地域生活への移行を		
進めることとされており、高齢の障害者が地域生活へ移行		
し、並びに地域生活を維持及び継続するため、当該障害者		
に対して介護給付等対象サービス等を必要に応じて提供		
していくことも重要である。このためには高齢者だけにと		
どまらず、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム		
を構築することが必要である。		
こうした観点から、市町村介護保険事業計画について		
は、市町村障害福祉計画との調和が保たれたものとすると		
ともに、都道府県障害福祉計画(障害者総合支援法第八十		
九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下		
同じ。) に定められた、高齢者を含む入院中の精神障害者の		
地域生活への移行に係る成果目標の達成に向けた地域の		
体制整備等の取組に留意すること。		
(七) 市町村健康増進計画との調和		
少子高齢化が進む中で、健康寿命を延伸し、要介護状態		
等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪		
化の防止を図ることは重要である。		
このため、市町村介護保険事業計画については、高齢者		
の健康に焦点を当てた取組等住民の健康の増進の推進に		
関する施策との連携が重要であり、市町村健康増進計画が		
定められている場合には、当該計画との調和に配慮するこ		
と。		
(八) 生涯活躍のまち形成事業計画との調和		
生涯活躍のまち形成事業を実施する市町村は、生涯活躍		
のまち形成事業計画を作成することとされている。当該計		
画には、介護サービス提供体制の確保のための施策等を記		
載することができることとされているため、当該計画を定		
める場合には、市町村介護保険事業計画との調和に配慮す		
ること。		
(九) 市町村地域防災計画(災害対策基本法(昭和三十六年		
法律第二百二十三号)第二条第一項第十号ロに規定する		
市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)との調和		
災害時に要介護高齢者等が適切に避難できるよう、市町		
村の防災部局が避難行動要支援者名簿の作成及び活用や		
福祉避難所の指定等の取組を進める際には、介護保険担当		
部局も連携して取り組む必要がある。また、市町村介護保		
険事業計画において、災害時に備えた防災部局との連携し		
た取組等を定める場合には、市町村地域防災計画との調和		
に配慮すること。		
(十) 市町村行動計画 (新型インフルエンザ等対策特別措置		
法(平成二十四年法律第三十一号)第八条第一項に規定		
する市町村行動計画をいう。以下同じ。) との調和		
	39	1

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
市町村行動計画においては、新型インフルエンザ等の感		
染症の感染拡大防止の取組や各発生段階における市町村		
が実施する対策等だけでなく、高齢者等への支援について		
も定められている。今般の新型コロナウイルス感染症の流		
行を踏まえ、市町村介護保険事業計画において、新型イン		
フルエンザ等の感染症に備えた取組等を定める場合には、		
市町村行動計画との調和に配慮すること。		
(十一) 社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措		
置に関する基本的な指針(社会福祉法第八十九条第一項		
に規定する基本指針をいう。以下「福祉人材確保指針」		
という。)を踏まえた取組		
介護保険制度が国民のニーズに応えるよう十分機能し		
ていくためには、福祉・介護サービスを担う人材の安定的		
な確保が重要である。こうした観点から、市町村介護保険		
事業計画において、介護人材確保策を定める場合にあって		
は、福祉・介護サービスの仕事が魅力ある職業として認知		
されることによって、今後さらに拡大する福祉・介護ニー		
ズに対応できる質の高い人材を確保するための取組に係		
る指針である福祉人材確保指針を踏まえ、地域の実情に応		
じ、重点的に取り組む事項を明確にするよう努めるものと		
する。		
(十二) 介護雇用管理改善等計画(介護労働者の雇用管理の		
改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第六条		
第一項に規定する介護雇用管理改善等計画をいう。以下		
同じ。)を踏まえた取組		
介護労働者が意欲と誇りをもって魅力ある職場でその		
能力を発揮して働くことができるようにすること等のた		
め、介護労働者の雇用管理の改善並びに能力の開発及び向		
上をすることが重要である。こうした観点から、市町村介		
護保険事業計画において、介護人材確保策を定める場合に		
は、介護雇用管理改善等計画に定める介護労働者の雇用管		
理の改善の促進並びに能力の開発及び向上を図るために		
講じようとする施策の基本となるべき事項を踏まえるよ		
う努めるものとする。		
(十三) 認知症施策推進大綱を踏まえた取組		
認知症施策においては、認知症の発症を遅らせ、認知症		
になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指		
し、認知症の人やその家族の意見も踏まえて、「共生」と「予		
防」の施策を推進することが重要である(認知症施策推進		
大綱において、「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を		
持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもな		
くても同じ社会でともに生きる、という意味であり、「予		
防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認		
知症になるのを遅らせる」又は「認知症になっても進行を		
緩やかにする」という意味であるとされている。)。		
こうした観点から、市町村介護保険事業計画において、		
認知症施策を定める場合には、認知症施策推進大綱の基本		
的な考え方を踏まえるよう努めるものとする。		
なお、認知症施策推進大綱の対象期間は令和七年までの		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
六年間であり、令和四年は策定三年後の中間年であったこ		O THE MANUAL MANUAL LANGE TO THE CONTROL OF THE PARTY OF
とから、施策の進捗状況について中間評価が行われた。し		○認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
たがって、今後は、中間評価の結果も踏まえ、認知症施策		
推進大綱の考え方を踏まえた施策を進めることが重要で		○認知症基本法が成立し、今後施行に向けては、国が今後策定する認知症施策推
ある。		進基本計画の内容を踏まえて施策を推進していく必要
また、令和五年通常国会で成立した共生社会の実現を推		ZZP FILD OF STEERING COMMITTEE CONTROL CONTROL COMMITTEE CONTROL COMMITTE COMMITTEE COMMITTEE COMMITTEE COMMITTEE COMMITTEE COMMITTEE COMM
進するための認知症基本法の施行に向けては、国が今後策		
定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症		
施策を推進していく必要があることに留意すること。		
8 その他		
(一) 計画期間と作成の時期		
市町村介護保険事業計画は、概ね三年を通じ財政の均衡		
を保つものでなければならないものとされる保険料の算		
定の基礎となる介護給付等対象サービス及び地域支援事		
業の量の見込み等について定めるものであることから、三		
年を一期として作成する。		
第九期市町村介護保険事業計画については、令和六年度		
から令和八年度までを期間として、令和五年度中に作成す		
ることが必要である。		
(二) 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発		
市町村は、市町村介護保険事業計画を作成したときは、		
遅滞なく、これを都道府県知事に提出すること。		
また、介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るために		
は、国民の理解及び協力を得ることが求められることか		
ら、市町村は、被保険者としての地域住民に対し、介護保		
険事業に関する情報(介護保険制度の基本的理念を含む。)		
及び施策の実施状況や目標の達成状況の情報の提供に努		
めることが重要である。		
さらに、市町村介護保険事業計画を通じて構築する地域		
包括ケアシステムは、地域住民、介護従事者、介護サービ		
ス事業者、民間企業、NPO、地域の諸団体等により支え		
られるものであることから、様々な経路や手法により、そ		
の地域の現状や特性、地域が目指す方向やそのための取組		
に対する理解が関係者間で共有できるよう、当該計画及び		
各年度における当該計画の達成状況等の公表方法を、国が		
提供する点検ツールによる結果を活用する等工夫しなが		
ら、様々な経路や方法によりこれらの関係者による多様か		
つ積極的な取組を進めるための普及啓発を図ることが重		
要である。		
2, 13, 0,		
二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項		
市町村介護保険事業計画において定めることとされた		
事項は、次に掲げる事項とする。		
1 日常生活圏域		
一の6を踏まえ、日常生活圏域の範囲、各日常生活圏域		
の状況等を定めること。		
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの		
T TOOL TO STREET THE TOTAL TO T		34

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
量の見込み	NET THE THE PROPERTY SHAPE TO SHAPE THE PROPERTY OF THE	
各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの		
量の見込みについては、市町村における高齢者人口の動		
向、介護給付等対象サービスの給付の実績を分析し、かつ、		
評価するなど第二の一の2に掲げる事項を踏まえた上で、		
法第百十六条第二項第二号に基づく参酌標準(市町村介護		
保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ご		
との量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準とし		
て別表に掲げるものをいう。)を参考として、次の区分によ		
り定めること。		
なお、要介護者等の数の見込みを定める際には、各年度		
における高齢者人口の動向、総合事業及び予防給付の実施		
状況及び見込まれる効果を勘案して、地域の実情に応じて		
定めることが必要である。		
また、サービスの量の見込みを定める際には、サービス		
利用に際した地域間の移動や、住民のサービス利用の在り		
方も含めた地域特性や都道府県による老人福祉圏域内の		
広域調整を踏まえることが必要である。そうした観点か		
ら、地域密着型サービスについて、都道府県と連携を図り		○地域密着型サービスについて、指定の事前同意等による広域利用等に係る検討
つつ、広域利用に関する事前同意等の調整を行うことが重		について記載
要である。		
「介護離職ゼロ」の実現に向けて、特に高齢者人口が増		
加する都市部では、特別養護老人ホーム等従来からの介護		
サービスに加え、特定施設入居者生活介護も含めた効果的		
な介護基盤整備を行うことが重要である。その際、有料老		
人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け		
住まいの設置状況を把握するほか、所得の多寡により入居		
先の確保が困難になることがないよう留意することが必		
要である。一方、人口減少が見込まれる地域では、関係サ		
一ビスの連携や既存施設の有効活用等の工夫により、必要		
な介護サービスの機能を地域に残すことを考える必要が		
ある。老朽化した施設の建て替えや必要な修繕を計画的に		
行うとともに、中長期的な人口構造の変化の見通しを踏ま		
えながら、必要な介護サービスが提供されるよう、地域医		
療介護総合確保基金を活用しながら、地域を支えるという		
視点で整備を進めていくことが重要である。		
在宅サービスの充実を図る観点から、例えば在宅生活に		
おける必要なサービスに柔軟に対応しやすい地域密着型		
サービスを地理的配置バランスも勘案して整備すること		
などを考慮しながら、必要なサービスの種類ごとの量の見		
込を定めることも重要である。		
た。様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、既存		
資源等を活用した複合型サービスを整備していくことも		○様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう既存資源等を活用した複合型サー
重要である。		ビスの整備について追記
里安である。 あわせて、居宅要介護者の生活を支えるため、訪問リハ		
どリテーション等の更なる普及や、介護老人保健施設によ		
		○訪問リハビリテーションの更なる普及や、介護老人保健施設による在宅療養支
る在宅療養支援機能の充実を図ることが重要である。その		援機能の充実を図ることが重要であることを追記
ため、関係団体等と連携した上で、介護老人保健施設等に対する。		
対する協力要請や医療専門職の確保等の取組を行うこと		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
が重要である。		
さらに、地域で作成した認知症ケアパス及び認知症の人		
を含む精神科病院からの退院者を地域で受け入れること		
を踏まえたものとするよう留意することが重要である。		
加えて、介護老人福祉施設のサービスの量の見込みを定		○特養のサービス見込み量について、特例入所も含め地域の実情を踏まえた適切
める際には、特例入所者数の見込みも踏まえて定めること		な運用を前提とする設定が適当である旨を追記
が重要である。特例入所の運用については、介護老人福祉		
施設が在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える		
施設としての機能に重点化されている趣旨等や地域にお		
ける実情を踏まえ、各市町村において、必要と認める事情		
があればそれも考慮した適切な運用を図ることが重要で		
ある。		
また、離島や過疎地域等に所在している小規模介護福祉		
施設(以下「小規模特養」という。)については、地域にお		○小規模特養のあり方を議論するなどして、地域における必要な介護サービス提供が
いて必要な介護サービス提供が継続されるよう、都道府県		継続されるよう必要な取組を進めていくことが重要であることを追記
と連携を図りつつ、地域住民と協働しその地域における小		
規模特養の在り方を含めて議論することが重要である。		
(一) 各年度における介護給付対象サービス(介護給付等対		
象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。)		
の種類ごとの量の見込み		
イ 市町村及び日常生活圏域ごとの必要利用定員総数及		
び指定地域密着型サービスの量の見込み		
各年度における市町村全域及び日常生活圏域ごとの		
認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者		
生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活		
介護それぞれの必要利用定員総数及び指定地域密着型		
サービスの種類ごとの量の見込みを定めること。また、		
その算定に当たっての考え方を示すことが重要である。		
その際、日常生活圏域ごとに均衡のとれた介護給付対		
象サービスの提供が行われるよう、地域の実情に応じた		
必要利用定員総数及び見込量を定めること。特に、入所		
申込者が多数存在する指定介護老人福祉施設や地域密		
着型介護老人福祉施設については、保険者である市町村		
において、入所申込みを行っている要介護者等のうち、		
介護の必要性や家族の状況等により、当該施設以外では		
生活が困難であり、真に入所が必要と判断される被保険		
者を適宜の方法で把握し、その状況も踏まえた上で、必		
要なサービスの種類ごとの量の見込みを定めること。		
また、各サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに		
当たっては、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け		
住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を		
踏まえ、市町村全域及び日常生活圏域ごとの当該地域に		
おけるこれらの設置状況や、要介護者等の人数、利用状		
況等を必要に応じて勘案すること。		
ロ 指定地域密着型サービス以外の介護給付対象サービ		
スの量の見込み		
各年度における指定地域密着型サービス以外の介護		
給付対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるこ		
と。また、その算定に当たっての考え方を示すことが重		
	ર્ફ	

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
要である。	No. 1 (1997) I TOTAL PROPERTY OF THE PROPERTY	
その際、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定地		
域密着型サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護		
看護に限る。以下同じ。)、夜間対応型訪問介護(指定地		
域密着型サービスである夜間対応型訪問介護に限る。以		
下同じ。)、地域密着型通所介護(指定地域密着型サービ		
スである地域密着型通所介護に限る。以下同じ。)、認知		
症対応型通所介護(指定地域密着型サービスである認知		
症対応型通所介護に限る。以下同じ。)、小規模多機能型		
居宅介護(指定地域密着型サービスである小規模多機能		
型居宅介護に限る。以下同じ。)及び看護小規模多機能型		
居宅介護の量の見込みを踏まえることが必要である。		
また、各サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに		
当たっては、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け		
住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を		
踏まえ、市町村全域及び日常生活圏域ごとの当該地域に		
おけるこれらの設置状況や、要介護者等の人数、利用状		
況等を必要に応じて勘案すること。		
さらに、各年度における市町村ごとの医療療養病床か		
ら介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サー		
ビスの量の見込みについては、都道府県と連携し、市町		
村介護保険事業計画を作成しようとするときにおける		
主に介護を必要とする高齢者が利用している医療療養		
病床の数及びそれらの高齢者の介護給付対象サービス		
の利用に関する意向並びに医療療養病床を有する医療		
機関の介護保険施設等への転換の予定等を把握した上		
で、この(一)に掲げるそれぞれの介護給付対象サービス		
の種類ごとの量の見込みに含めて見込むとともに、在宅		○在宅医療の整備状況や整備目標を踏まえてサービス量を見込むことについて追記
医療のニーズや整備状況も踏まえて介護給付対象サー		○田 日本体の正備が、「日本では、「日本には、「日本では、「日本には、「日本では、「日本には、「日本では、「日本には、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本には、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日は、日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本
ビスの種類ごとの量の見込みを定めること。		
(二) 各年度における予防給付対象サービス(介護給付等対		
象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同		
じ。)の種類ごとの量の見込み		
イ 指定地域密着型介護予防サービスの量の見込み		
各年度における指定地域密着型介護予防サービスの		
種類ごとの量の見込みを定めること。また、その算定に		
当たっての考え方を示すことが重要である。		
その際、できる限り日常生活圏域内で指定地域密着型		
介護予防サービスが利用されるようにする観点から、日		
常生活圏域ごとに均衡のとれたサービスの提供が行わ		
れるよう、地域の実情に応じた見込量を確保すること。		
ロ 指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付対		
象サービスの量の見込み		
指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付対		
象サービスの種類ごとの量の見込みを定めること。ま		
た、その算定に当たっての考え方を示すことが重要であ		
る。		
その際、指定地域密着型介護予防サービスの量の見込		
みを踏まえること。		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
3 各年度における地域支援事業の量の見込み		
各年度における地域支援事業に係る事業の種類ごとの		
量の見込みを定めること。また、その算定に当たっての考		
え方を示すことが重要である。		
この場合、総合事業については、次のとおりとすること。		
また、介護給付等対象サービスと同様、サービスの量の		
見込みを定める際には、地域で作成した認知症ケアパスの		
勘案にも留意することが重要である。		
(一) 総合事業の量の見込み		
各年度における総合事業の種類ごとの量の見込みを		
定める際には、事業実績に加え、ガイドラインを参考に		
しながら、従前相当のサービスと多様なサービスのそれ		
ぞれについて、地域のニーズや資源等の地域の実情を踏		
まえた必要な量を見込む必要があること。その際、費用		
の額の見込みのほか、サービスを提供する事業者・団体		
数や利用者数を見込むように努めること。なお、サービ		
スを提供する事業者・団体数を見込むに当たっては、介		
護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的なサ		○総合事業において、リハビリテーションの理念等を踏まえ、より質の高い取組が推 ************************************
ービスの提供状況のみならず、地域における様々な主体		進されるよう、関係団体・関係機関等を含めた協議の場において、医療や介護の専 門職の関与等に関する検討を行うことについて記載
によるサービス提供体制も踏まえて検討すること。ま		1 加収の対力を行けるが、3 が成りを打りことについって記載
た、利用者数を見込むに当たっては、要介護認定による		
サービスを受ける前から補助形式によるサービスを継		
続的に利用する居宅要介護被保険者が、補助形式による		
がいに利用する店宅を打護被休凍有が、補助が式によるサービスの対象者となり得ることに留意すること。		
また、一般介護予防事業の推進に当たっては、リハビ		
リテーションの理念を踏まえて、「心身機能」、「活動」、		
「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるこ		
とが重要であり、機能回復訓練等の高齢者へのアプロー		
チだけではなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生		
きがいを持てる生活を営むことのできる生活環境の調整を表する。		
整及び地域づくり等により、高齢者を取り巻く環境への		
アプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重		
要である。市町村においては、地域における保健師や管		
理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の		
幅広い医療専門職の関与を得ながら、高齢者が年齢や心		
身の状況等によって分け隔てられることなく、参加する		
ことができる住民運営の通いの場が、人と人とのつなが		
りを通じて、充実していくような地域づくりを推進する		
ことが重要である。		
その際、総合事業の量の見込みに対し、より質の高い		
取組を推進するために必要な医療専門職等を安定的に		○総合事業において、リハビリテーションの理念等を 踏まえ、より質の高い取組が
確保するためには、通いの場をはじめとした総合事業に		推進されるよう、関係団体・関係機関等を含めた協議の場において、医療や介護の
おけるサービスに医療専門職等を派遣することについ		専門職の関与等に関する検討を行うことについて記載
て、4(一)で示した協議の場において医療機関や介護		
事業所等の調整を行うことが重要である。		
さらに、通いの場の取組については、多様なサービス		
における短期集中予防サービスや、地域ケア会議、生活		
支援体制整備事業等の事業と連携して進めることが重		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
要である。また、厚生労働省において、通いの場に参加		
する高齢者の割合を二千二十五年までに八%とするこ		
とを目指し、通いの場の取組を推進していることを勘案		
することが望ましい。		
なお、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、活動		○新型コロナウイルスの流行により低下した通いの場への参加率を向上させる旨を
を自粛している状況も見られることから、感染防止に配		記載
慮しつつ、活動再開や参加率向上に向けた取組を進めて		ноти
いくことが重要である。		
(二) 包括的支援事業の事業量の見込み		
包括的支援事業の実施に当たっては、地域包括支援セ		
ンターの運営、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総		
合支援事業、生活支援体制整備事業のそれぞれごとに、		
事業内容や事業量の見込みを定めること。また、その算		
定に当たっての考え方を示すことが重要である。		
その際には、特に、在宅医療・介護連携、認知症総合		
支援事業、生活支援・介護予防サービスについては、三		
の1の内容とも密接に関わることから、その内容に留意		
して考え方を示すことが重要である。		
また、高齢者やその家族が地域において安心して日常		
生活を営むことができるように努めることが重要であ		
る。また、令和五年の法改正で、総合相談支援業務の一		
部委託や介護予防支援の指定対象拡大等が行われたこ		○総合相談支援業務の一部委託や介護予防支援の見直し等について追記
とにも留意すること。		
なお、包括的支援事業の事業量の見込みについては、		
第一の五の地域包括支援センターの必要な職員体制と		
密接に関わることに留意すること。		
4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介		
護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若し		
くは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標		
設定		
(一) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要		
介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減		
若しくは悪化の防止への取組及び目標設定		
各市町村において、地域の実情に応じて、高齢者がそ		
の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが		
できるように支援することや、要介護状態等となること		
の予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止を図るための		
具体的な取組を進めることが極めて重要である。		
こうした観点から、平成二十九年の法改正において		
は、市町村介護保険事業計画の基本的記載事項として、		
被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介		
護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若		
しくは悪化の防止に関し、市町村が取り組むべき施策に		
関する事項及びその目標に関する事項が追加されたと		
ころである。		
高齢者が地域社会において自立した生活を営むため		
には、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日		
常生活を過ごすことが重要である。具体的には、高齢者		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
が趣味や特技、サークル活動等を通じて地域社会と交流		
できる場、高齢者がこれまでに得た技能や経験を活かし		
たボランティア活動、就労的活動を通じて、地域や社会		
を構成する一員として社会貢献できる場を提供するこ		
とが重要である。これに当たり、高齢者が他の高齢者の		
ための見守り、声かけや食事の提供等の生活支援サービ		
スの担い手となることで、高齢者の日常生活上の支援体		
制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に図		
り、要介護状態等になることをできる限り予防すること		
が重要である。		
また、高齢者が要介護状態等になった場合であって		
も、生きがいを持って日常生活を過ごし、住み慣れた地		
域で安心して生活を継続するためには、その者の尊厳を		
保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営		
むことができるよう、適切に支援することが重要であ		
る。具体的には、地域住民、生活支援コーディネーター		
(地域支え合い推進員)、就労的活動支援コーディネー		
ター(就労的活動支援員)、NPO、ボランティアや民間		
事業者等の地域の様々な活動主体、専門的知見を有する		
専門職等の協力により、高齢者の要介護状態や生きが		
い、生活歴、生活状況等を的確に把握し、要介護状態等		
に応じて個人と環境に働きかけ、本人の意欲を高める支		
接を提供することが重要である。その際、要介護認定に		
よるサービスを受ける前から補助形式によるサービス		
を継続的に利用する居宅要介護被保険者を補助形式に		
よるサービスの対象とすることが可能であることにも		
留意すること。		
例えば、①地域住民、介護支援専門員、地域包括支援		
センターや介護サービス事業者等に対する(1)介護保険		
の理念や保険者として取り組むべき基本方針等の周知、		
(2)介護予防や重度化防止に関する啓発普及及び(3)研修、		
説明会、勉強会等の実施といった、地域で目指すべき方		
向性についての考え方の共有に関する取組、②高齢者自		
身が担い手として活動する場を含む、住民主体の通いの		
場等の創出や、これらの担い手の養成、③多職種が連携		
した地域ケア会議の定期的な開催による(1)個別課題の		
解決、(2)地域におけるネットワークの構築、(3)地域課題		
の発見、(4)地域づくりや資源開発及び(5)政策の形成並び		
に④生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)		
や協議体の活動による(1)地域の課題や資源の把握、(2)関係者のネットワーク化及び(3)身近な地域における社会		
資源の確保や創出とこれらの担い手の養成、⑤高齢者の 生きがいづくりのための(1)許学的活動支援フーディネ		
生きがいづくりのための(1)就労的活動支援コーディネー		
ーター(就労的活動支援員)による高齢者個人の特性や		
希望に合った就労的活動のコーディネート、(2)介護サー		○高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進する取組として、介護サービスの提供時
ビス提供時間中の有償での取組も含めたボランティア		間中に適切に行われる有償ボランティアなどの社会参加活動等についても例示
活動や就労的活動による社会参加の促進といった取組		
が考えられる。これらに限らず、地域の実情に応じて多		
様な取組を構想し、その取組内容と目標について市町村		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	JULIE 711
介護保険事業計画に盛り込むこと。	NE THE THE PROPERTY OF THE PRO	
また、市町村は地域包括ケアシステムの構築状況に関		○十四寸りと「ルトトログレッフ・マーン」の推放「ハロ)を用してカコトトへの仕用された。」と
する自己点検の結果も参考にしながら、これまでの取組		○市町村は、地域包括ケアシステムの構築状況に関する自己点検の結果も参考にしながら、既存の地域資源を活用した地域包括ケアの推進及び地域づくりにつなげてい
を活かしつつ、地域包括ケアシステムを推進していくこ		くという視点で取り組むことが重要であること、都道府県はそうした視点で、個別
とにより、住民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助		の市町村に対する伴走型支援を含め市町村の支援を行うことが重要であることに
け合いながら暮らせる社会の実現に向けた地域づくり		ついて追記
に取り組むことが重要であり、そうした取組は地域共生		
社会の実現に資することとなり得る。		
その際、国が作成・周知する資料や、地方自治体の取		
組事例の分析結果等を活用することも重要である。		
加えて、リハビリテーションによって、単なる心身機		
能等向上のための機能回復訓練のみならず、潜在する能		
力を最大限に発揮させ、日常生活の活動能力を高めて家		
庭や社会への参加を可能にし、自立を促すことが重要で		
ある。このため、心身機能や生活機能の向上といった高		
齢者個人への働きかけはもとより、地域や家庭における		
社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指すた		
他去参加の天代寺も古め、王石の真の同工を古田 9 ため、リハビリテーションサービスを計画的に提供できる		
体制を構築することが重要である。その際、地域の医師		
会をはじめとした関係団体・関係機関等との協議の場を		
会にはしめこした関係団体・関係機関等との協議の物を設け、「第三都道府県介護保険事業支援計画の作成に関		○地域リハビリテーション支援体制の構築の推進のため、関係団体・関係機関等と協
する事項」の二の3(一)で示した具体的な取組内容の		働して取組を行うこと について記載
検討・実施を行うことが重要である。		
市町村介護保険事業計画に記載する目標については、		
これまでの取組をさらに推進するものとなるよう、第八		
期市町村介護保険事業計画における取組の実績を踏ま		
えるとともに、保険者の様々な取組の達成状況を評価で		
きるよう、数値目標等の客観的な目標を設定するように		
努めることが重要である。また、リハビリテーションに		
関する目標の設定に当たっては、国が示すリハビリテー		
関する自標の設定に当たりでは、国が が すりバビック ションサービス提供体制に関する指標を現状把握や施		
策の検討の参考とすることが望ましい。		
なお、こうした取組は、適切なサービスの利用の阻害		
につながらないことが大前提であることに留意するこ		
とが必要である。		
二) 介護給付の適正化への取組及び目標設定		
介護給付の適正化事業は、実施主体が保険者であり、		
保険者が本来発揮するべき保険者機能の一環として自		
ら主体的・積極的に取り組むことが重要である。		
このため、第九期からの調整交付金の算定に当たって		
は、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、縦覧点検・		
医療情報との突合といったいわゆる主要三事業の取組		
大沢を勘案することとしたところである。		
水流を樹条することとしたところである。 主要三事業、あるいは地域の実情に応じて介護給付の		○介護給付適正化事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率
		的に事業を実施するため、国保連合会の介護給付適正化システムにより出力される
適正化に資する多様な取組を構想し、介護給付の不合理ないはまればまの改善の企業給付の第三人に向けて知道原見		給付実績等の帳票を活用し、効果等が期待される帳票を優先して点検を行うととも に、国保連合会への委託等を検討する重要性や、取組状況の公表することを追記
な地域差の改善や介護給付の適正化に向けて都道府県		(三、四小座日本、ツタル守で探討する里女に)、 収組小仇(グム女することを担託
と協議の場で議論を行い、その取組内容と目標について		
市町村介護保険事業計画に盛り込むこと。なお、主要		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
また、国保連合会の介護給付適正化システムにより出		
力される給付実績等の帳票を活用した縦覧点検・医療情		
報との突合及びケアプランの点検について、効果的・効		
率的に事業を実施するため、効果等が期待される帳票を		
優先して点検を行うことが重要である。		
さらに、こうした取組の実施に当たっては、都道府県		○地域差改善や介護給付費の適正化に向けて都道府県と議論を行い、計画に反映させ
との協議の場において議論を行い、国保連合会への委託		ることが必要であることを追記
等も検討することが重要である。		
なお、介護給付の適正化については、実施する具体的		
な適正化事業の内容及び実施方法とその目標等を定め		
ることとするが、市町村介護給付適正化計画を別に策定		
することでも、差し支えない。この場合、市町村介護給		
付適正化計画を別に定める旨記載し、市町村介護保険事		
業計画と整合の図られたものとすること。		
三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項		
市町村介護保険事業計画において地域の実情に応じて		
定めるよう努める事項は、一(5及び6を除く。)に掲げる		
事項のほか、次に掲げる事項とする。		
1 地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り		
組むことが必要な事項		
地域包括ケアシステムの構築のため、今後重点的に取り		
組むことが必要な次の事項について、地域の実情に応じて		
計画に位置付け、その事業内容等について定めるよう努め		
るものとする。		
また、地域の創意工夫を生かせる柔軟な仕組みを目指す		
ことが必要であり、今後、医療及び介護の提供体制の整備		
を、住宅や居住に係る施策との連携も踏まえつつ、地域の		
将来の姿を踏まえた「まちづくり」の一環として行ってい		
くことが重要である。		
(一) 在宅医療・介護連携の推進		
在宅医療・介護連携の推進により、在宅医療及び介護		
が円滑に提供される仕組みを構築し、医療ニーズ及び介		
護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、医		
療計画に基づく医療機能の分化と併行して、令和五年の		
法改正によって創設された医療法におけるかかりつけ		○かかりつけ医機能報告等も踏まえた協議の結果を考慮した医療・介護連携の強化に
医機能報告等を踏まえた協議の結果も考慮しつつ、市町		ついて追記
村が主体となって、日常生活圏域において必要となる在		
宅医療・介護連携のための体制を充実させることが重要		
である。市町村は、地域の医師会等の協力を得つつ、在		
宅医療・介護連携を計画的かつ効果的に推進するため、		
七医療・介護連携を計画的かつ効果的に推進するにめ、各地域においてあるべき在宅医療・介護提供体制の姿を		
共有した上で、在宅医療・介護連携推進事業の具体的な		
実施時期や評価指標等を定め、PDCAサイクルに沿って取得なが進していくことが重要できる。		
て取組を推進していくことが重要である。また、推進に		
当たっては、看取りに関する取組や、地域における認知		
症の方への対応力を強化していく観点からの取組を進		
めていくことが重要である。さらに、感染症発生時や災		
害時においても継続的なサービス提供を維持するため、		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
地域における医療・介護の連携が一層求められる中、在		
宅医療・介護連携推進事業を活用し、関係者の連携体制		
や対応を検討していくことが望ましい。		
なお、市町村は、地域住民に対して、医療及び介護サ		
ービスについて理解を深めてもらえるよう、的確な情報		
提供及びわかりやすく丁寧な説明を行っていくことや		
関連施策との連携を図っていくことが重要である。		
(二) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施		
令和元年の健保法改正による改正後の介護保険法等		
により、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細か		
な支援を行うため、各市町村は介護予防を進めるに当た		
り、高齢者保健事業(高齢者の医療の確保に関する法律		
(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」		
という。) 第百二十五条第一項に規定する高齢者保健事		
業をいう。以下同じ。) と一体的に実施するよう努めるも		
のとされたことに加え、市町村等において他の市町村や		
後期高齢者医療広域連合が保有する被保険者の介護・医		
療・健診情報等を授受するための規定の整備が行われ		
た。介護予防と高齢者保健事業の一体的実施を行うに当		
たっては、介護・医療・健診情報等の活用を含め国民健		
康保険担当部局等と連携して取組を進めることが重要		
であり、後期高齢者医療広域連合等との連携方策を含め		
た一体的実施の在り方について、高齢者医療確保法第百		
二十五条の二第一項に基づき市町村が定める基本的な		
方針と整合的なものとするとともに、具体的に定めるこ		
とが重要である。		
(三) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進		
単身又は夫婦のみの高齢者世帯等支援を必要とする		
高齢者の増加に伴い、地域サロンの開催、見守り・安否		
確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援等の		
生活支援の必要性が増加しており、地域の実情に応じ		
て、多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供し		
ていくことが期待される。また、ボランティア活動や就		
労的活動など、高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢		
者が生活支援の担い手として活躍することも期待され		
る。このため、生活支援・介護予防サービスの充実のた		
めに地域のニーズや資源の把握を行った上で、以下の取		
組を進めるコーディネート機能の充実や、協議体の設置		
を進めることを定めることが重要であるとともに、ガイ		
ドラインを参照しながら、今後充実を図るNPO、民間		
企業、協同組合、ボランティア等多様な主体による生活		
支援・介護予防サービスの内容について具体的に記載す		
ることが重要である。		
なお、地域におけるサービスは、地域のニーズや資源		
に基づいて創出するものであり、サービスの創出自体が		
目的ではなく、地域のニーズ等を十分に把握しないまま		
に創出されたサービスは、地域の実情に沿わないものと		
なってしまうおそれがあることに留意の上、地域の関係		
者との協議を重ねつつ検討を行うことが重要である。		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
また、生活支援・介護予防サービスの充実においては、		
高齢者の社会参加や社会的役割を持つことが、高齢者の		
生きがいや介護予防に繋がるという観点から、高齢者等		
の地域住民の力を活用することが重要である。このた		
め、市町村が中心となって、生活支援コーディネーター		
(地域支え合い推進員)、就労的活動支援コーディネー		
ター(就労的活動支援員)や協議体により、地域におけ		
る課題や資源を把握し、これを踏まえて、以下の取組を		
進めることが重要である。		
イ 高齢者等を支援の担い手になるよう養成し、活動の場		
を確保するなどの資源開発		
ロ 活動主体等のネットワークの構築		
ハ 支援を必要とする高齢者の地域のニーズと地域資源		
のマッチング		
また、介護人材確保のためのボランティアポイント、		
地域の支え合い・助け合い活動のための事務手続き支援		
事業等の活用により、ボランティア活動や就労的活動に		
よる高齢者の社会参加の促進など、地域の実態や状況に		
応じた様々な取組を行うことも重要である。		
これらの取組に当たっては既存事業も活用しつつ、地		
域支援事業や市町村の一般財源、食事の提供を通じて子		
どもに安心できる居場所を提供するいわゆる子ども食		
堂、高齢者の日常生活を支えるための移動手段の確保な		
どの民間の活力等を適切に組み合わせて実施すること		
が想定されるため、市町村の衛生部門、交通担当部門等		
と連携しながら幅広い視点から取組を整理した上で記		
載することが重要である。		
また、法第百十五条の四十五の二において、総合事業		○総合事業の実施状況の評価等について、介護保険法第 115 条の 45 の 2 において努
の実施状況の評価等が努力義務とされていることを踏		力義務とされていることを踏まえ、各市区町村が実施状況の調査、分析、評価等を
まえ、総合事業の実施状況の調査、分析、評価等を適切		適切に行い、必要に応じて広域的な対応を検討すべき旨を追加
に行い、必要に応じて広域的な対応を検討することが重		
要である。		
(四) 地域ケア会議の推進		
地域包括ケアシステムの構築を進めるに当たっては、		
民生委員や自治会等の地域の支援者・団体や、専門的視		
点を有する多職種を交え、「個別課題の解決」、「地域包括		
支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づ		
くり、資源開発」及び「政策の形成」の五つの機能を有		
する地域ケア会議により、高齢者個人に対する支援の充		
実と、それを支える社会基盤の整備を同時に図っていく		
ことが重要である。		
具体的には、地域ケア会議の中で個別事例の検討を行		
うことを通じて、適切なサービスにつながっていない高		
齢者個人の生活課題に対して、単に既存サービスを提供		
するだけでなく、その課題の背景にある要因を探り、個		
人と環境に働きかけることによって自立支援に資する		
ケアマネジメントを、地域で活動する介護支援専門員が		
推進できるよう支援することが重要である。さらに、こ		
れらの課題分析や支援の積み重ねを通じて、地域に共通		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
する課題や有効な支援策を明らかにし、課題の発生や重		
度化することの防止に取り組むとともに、多職種協働に		
よるネットワークの構築や資源開発等に取り組むこと		
が必要であり、さらなる個別支援の充実につなげていく		
ことが重要である。		
なお、地域ケア会議の運営に当たっては、市町村所管		
課及び地域包括支援センターが役割分担するとともに、		
市町村は地域包括支援センターが抽出した地域課題を		
随時受け付ける窓口を明確にし、地域課題解決のための		
検討につなげていく体制の整備や、医療と介護の関係者		
の連携の推進により、地域ケア会議が円滑に実施するこ		
とができる環境を整えることが重要である。		
(五) 高齢者の居住安定に係る施策との連携		
今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中		○地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的な支援の重要性につ
にあって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む		いて追記
生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点か		
らも非常に重要な課題である。		
また、住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるも		
のであるため、地域においてそれぞれの生活のニーズに		
合った住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サー		
ビスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実		
現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供		
される前提となる。		
このため、市町村は、高齢者向け住まいの確保を図る		
に当たり、地域の人口動態、医療・介護ニーズ及び高齢		
者の住まいに関するニーズを分析するとともに、住宅政		
策を所管する部局等と連携して、当該ニーズに対し、既		
存の施設やサービス基盤を組み合わせつつ、計画的に対		
応していく必要がある。その上で、持家や賃貸住宅の住		
宅改修支援に加え、生活指導・相談、安否の確認、一時		
的な家事援助、緊急時対応等のサービスを提供する		
シルバーハウジング・プロジェクトや加齢対応構造等		
を備えた公営住宅、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住		
宅、その他の高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームに		
関する供給目標等について、必要に応じて <mark>住宅政策を所</mark>		
管する部局や都道府県等と連携を図り定めることが重		
要である。		
また、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な		
生活課題を抱える高齢者に対応するため、六十五歳以上		
の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅		
において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護		
するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会		
的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の		
援助を行うことを目的とする養護老人ホームや、無料又		
は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他の		
日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする軽		
費老人ホームについて、地域の実情に応じて、サービス		
量の見込みを定めることが重要である。なお、養護老人		
ホームにおいて、居住に困難を抱える高齢者の契約入所		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	752.11
を認めるといった柔軟な取扱いを促進することも考え	No. of the Control of	
られる。		
さらに、居住支援協議会等の場も活用しながら、行政		
における様々な分野の関係部署や、居住支援法人、不動		
産団体、社会福祉法人、NPO等の関係団体が連携を深		
めつつ、住まい支援に関する総合的な窓口等について、		
それぞれの地域の実情に合った形で構築するなど、住ま		
いの確保と生活の一体的な支援の体制を整備しつつ、生		
活に困難を抱えた高齢者等に対し、低廉な家賃の住まい		
を活用した高齢者の居住の確保を図ることも重要であ		
る。このため、地域支援事業等の活用、都道府県や他分		
野の施策との連携等が考えられる。		
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの		
見込量の確保のための方策		
市町村介護保険事業計画においては、介護給付等対象サ		
ービスの事業を行う者の確保に関すること等、介護給付等		
対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策を		
定めるよう努めるものとする。		
また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等、特定施設		○現行の「中長期的な人口構造や介護ニーズの変化を見据えた的確なサービス量の見
などの各種介護サービスについて、中長期的な人口構造や		込み及び見込量確保のための方策」は、介護ニーズの変化だけでなく医療ニーズの
介護ニーズの変化に加え、医療ニーズの変化も見据えた的		変化も追記
確なサービス量の見込み及び見込量確保のための方策を		
示すことが重要である。		
この場合においては、次の点に留意して介護給付等対象		
サービスの事業を行う意向を有する事業者の把握に努め		
た上で、情報の提供を適切に行う等多様な事業者の参入を		
促進する工夫を図ることが重要である。		
また、地域密着型サービスについて、既存施設の有効活		○地域密着型サービスについて、指定の事前同意等による広域利用等に係る検討につ
用等を図るとともに、区域外へのサービス提供に係る介護		いて記載
事業所の負担の軽減を図る観点から、都道府県と連携を図		
りつつ、広域利用に関する事前同意等の調整をすることも		
重要である。		
さらに、人口減少等により介護サービス需要の成熟化が		
見込まれる地域においても、介護サービス需要の見込みに		
合わせて過不足ない整備が必要である。都道府県による広		
域調整を踏まえ、既存施設の有効活用等による効率的な整		
備を行うことも考えられる。		
(一) 関係者の意見の反映		
市町村は、指定地域密着型サービス及び指定地域密着		
型介護予防サービス(以下「指定地域密着型サービス等」		
という。)に係る事務の適切な運営を図るため、指定地域		
密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サ		
ービス事業者の指定並びに指定の拒否並びに指定地域		
密着型サービス等の当該市町村における指定基準及び企業担関の記念に際は、関係者の意見など関するよう		
介護報酬の設定に際し、関係者の意見を反映させるため		
に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと		
等とされていることを踏まえ、学識経験者、保健医療関係者、短知関係者、対保険者はまず、企業役員等は毎月		
係者、福祉関係者、被保険者代表者、介護給付等対象サ		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
ービス利用者及びその家族、費用負担関係者等の関係者		
の協力を得て委員会を設置する等の措置を講ずるもの		
とする。この場合においては、事務を効率的に処理する		
ため、市町村介護保険事業計画作成委員会等を活用して		
も差し支えない。		
(二) 公募及び協議による事業者の指定		
市町村は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等につ		
いて、市町村がその見込量の確保及び質の向上のために		
特に必要があると認めるときは、公募により事業者の指		
定(以下「公募指定」という。)を行うことができ、また、		
市町村が定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の普及の		
ために必要があると認めるときは、訪問介護、通所介護		
又は短期入所生活介護が市町村介護保険事業計画に定		
める見込量に達しているとき等に、都道府県に協議を求		
めることができ、その結果に基づき、都道府県は、訪問		
介護、通所介護若しくは短期入所生活介護の指定をしな		
いこと又は指定について条件を付すことができる。		
また、市町村は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
等を普及させる観点から、地域密着型通所介護が市町村		
介護保険事業計画で定める見込量に達しているとき等		
に、事業所の指定をしないことができる。		
なお、この公募指定や協議、地域密着型通所介護を指		
定しないことができる仕組みは、定期巡回・随時対応型		
訪問介護看護等の普及と質の向上を図るために設けら		
れたものであり、参入の抑制を目的としたものではない		
ことから、市町村においては、こうした趣旨に則って公		
募指定や協議、地域密着型通所介護を指定しないことが		
できる仕組みを活用することが必要である。また、こう		
した制度を活用しながら、保険者である市町村が、その		
地域における介護給付等の状況や要介護認定者数の状		
況、高齢者のニーズ等を踏まえ、提供していくべきサー		
ビスの種類や量について定める市町村介護保険事業計		
画に沿って、地域のサービス提供体制を構築することが		
重要である。		
また、サービスの質の確保及び向上を図るため、市町		
村は、公募指定を行う際は、公平かつ公正な選考を行う		
観点から、適正な選考基準を設けることが必要である。		
(三) 都道府県が行う事業者の指定への関与		
市町村は、法の規定に基づき、都道府県に対して、居		
宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定		
について事前に通知するよう求めることができる。ま		
た、市町村は、当該通知を受けたときは、都道府県知事		
に対し、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地か		
らの意見を申し出ることができる。		
(四) 報酬の独自設定		
市町村は、厚生労働大臣が定める基準により算定した		
額を上限として、指定地域密着型サービス等の介護報酬		
を独自に設定できる。		
市町村は、地域の実情に応じ、こうした仕組みの活用		
The Appendix of the Appendix o		7

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
も併せ、必要な事業者の参入を確保するため工夫してい		
くことが重要である。		
3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びそ		
の見込量の確保のための方策		
(一) 地域支援事業に要する費用の額		
各年度における総合事業、包括的支援事業及び任意事		
業(法第百十五条の四十五第三項各号に掲げる事業をい		
う。) のそれぞれに要する費用の額を定めるよう努める		
ものとする。		
なお、総合事業のサービス単価については、市町村が		
創意工夫を発揮できるようにするため、国が定める単価		
によらないことができるが、サービスの内容等を踏まえ		
て、地域の実情に応じ、ふさわしい単価を定める必要が		
ある。サービス単価の設定の際には、サービス事業者を		
はじめとした関係機関と十分な協議を重ねること等に		
より、地域において必要とされるサービスが確実に確保		
されるよう考慮すること等が重要である。		
(二) 総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、		
その他の生活支援サービス(以下「訪問型サービス等の		
総合事業」という。)の種類ごとの見込量確保のための方		
策		
総合事業の多様なサービスの見込量の確保について		
は、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)、		
就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)		
やそれらの者が参画する協議体を通じた取組により把		
握された地域のニーズや資源を踏まえて、具体的に定め		
ることが重要である。		
また、総合事業については、訪問型サービス等の総合		
事業を行う者の確保に関すること等、訪問型サービス等		
の総合事業の種類ごとの見込量の確保のための方策を		
定めるよう努めるものとする。		
訪問型サービス等の総合事業については、多様な主体		
による多様なサービスの提供体制を確立することが重		
要であり、ガイドラインも参考にし、包括的支援事業の		
生活支援体制整備事業を十分活用しながら、地域におい		
て、NPOやボランティア、地縁組織等の活動を支援し		
ていくことが重要である。その際、地域医療介護総合確		
保基金(介護従事者確保分)におけるボランティア活動		
へのポイント付与等の事業の活用についても検討する		
ことが重要である。		
加えて、訪問型サービス等の総合事業の見込量の確保		
のためには、担い手の確保に関する取組を進めることが		
重要である。		
(三) 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の		
達成状況の点検及び評価		
地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムの深化・		
推進に関して効果的な取組を進めるため、地域支援事業		
の評価を行い、評価に基づく事業方針や目標を定めるこ		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
とが重要である。		
また、市町村は、各年度において、総合事業(一般介		
護予防事業に係るものに限る。)の実施による要介護状		
態等への移行の程度、予防給付及び総合事業の実施によ		
る要介護二以上への移行の程度等の達成状況を分析し、		
かつ、評価することが重要である。		
この評価については、ガイドラインを踏まえ取り組む		
ことが重要である。		
(四) 総合事業の実施状況の調査、分析及び評価		
市町村は、法第百十五条の四十五の二において、総合		
事業の実施状況の評価等が努力義務とされていること		
を踏まえ、定期的に調査、分析及び評価をすることが重		
要である。		
具体的にはガイドラインを参考にしながら、関係者間		
で議論しつつ、評価・検討を行い、次期計画期間への取		
組に反映することが重要である。		
4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現		○西日々と「地域与杯レマンマニ」とナンフト社のか旧五々○人業田田の生文はのウト
場の生産性の向上の推進等		○項目名を「地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上 の推進等」に変更
介護保険事業の運営主体である市町村は、二千四十年等		√月世年 1 仁友文
の中長期を見据えて、第九期に必要となるサービスの種類		
ごとの量の見込み等を定めるとともに、それらを基にサー		
ビスを提供するために必要となる介護人材の数等を推計		
することが重要である。		
また、サービスごと、職種ごとの人手不足等の状況も踏		
まえ、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を		
行い、介護現場全体の人手不足対策を進めることが重要で		
ある。特に、地域医療介護総合確保基金による入門的研修、		
元気高齢者等参入促進セミナー事業(介護助手の取組)、ボ		
ランティアポイント、地域の支え合い・助け合いのための		
事務手続き等支援事業の活用等により人材の裾野を広げ		
ることも重要である。		
そのため、市町村においても、必要となる介護人材の確		
保に向け、国や都道府県と連携し、処遇改善、新規参入や		
多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場環		
境の改善等のための方策を、次に掲げる事項に留意して定		
めることが重要である。		
(一) 市町村が中心となって地域内の関係団体や関係機関		
等と連携し、人材確保のための協議会を設置すること等		
により、地域の実情に応じ、重点的に取り組む事項を明		
確にすること。		
(二) 事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで		
施策を充実・改善していくPDCAサイクルを確立する		
こと。		
(三) 介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事す		
る者の養成、就業の促進等に関する事項を盛り込むこ		
と。		
また、介護現場の生産性の向上の取組は、都道府県が主		
体となり、地域の実情を踏まえ、総合的かつ横断的に進め		
コーロ・タン (トロタン) 人口 の耳 タンに、同じ口 ロカン・ファ東京 田川 () ()		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
ていくことが重要である。そのため、令和五年の法改正に		
よる改正後の法第五条においても、都道府県は「介護サー		○生産性向上の推進に関する都道府県との連携を図ることが重要である旨を記載
ビスを提供する事業所又は施設における業務の効率化、介		○工産は同工V7世紀に関する都追的示とV2重済を囚ることが重要(Ø)る日を記載
護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取		○都道府県主導の下、生産性向上に資する様々な支援・施策を一括して網羅的に取り
組が促進されるよう努めなければならない。」とされてお		扱い、適切な支援につなぐワンストップ窓口の設置など総合的な事業者への支援に
り、具体的には、地域医療介護総合確保基金に基づく介護		取り組むことを記載
生産性向上推進総合事業によるワンストップ型の窓口の		Wynas ac chang
設置、介護現場革新のための協議会の設置といった取組が		
考えられる。		
市町村においては、都道府県と連携し、都道府県が実施		
する施策の事業者への周知等を行うことが重要である。業		
務効率化を進めて職員の負担軽減を図る観点から、介護分		
野の介護ロボット・ICT導入を進めていくことも重要で		
あり、地域医療介護総合確保基金に基づく介護ロボット・		
ICT導入支援について、三年間の導入事業所数等の数値		
目標を設定していくことも考えられる。		
さらに、介護人材の資質の向上に資するよう、介護の世		
界で生涯働き続けることができるようなキャリアパスの		
支援や事業主によるキャリアアップへの支援等の方策や、		
その具体的な目標を掲げることが重要である。		
加えて、ケアマネジメントの質の向上及び介護支援専門		
員の人材確保に取り組むことが重要である。		○ケアマネジメントの質の向上、人材確保について追記
また、市町村は、必要な介護サービスの提供を確保する		
ため、国や都道府県と連携し、介護サービス従事者に対す		
る相談体制の確立、介護サービス事業所や医療・介護関係		
団体等の連携・協力体制の構築、ボランティア活動の振興		
や普及啓発活動等を通じて地域の特色を踏まえた人材の		
確保及び資質の向上に取り組んでいくことが重要である。		
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##		
備や人材確保の観点から、共生型サービスの活用も重要で		○地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や人材確保の観点からの共生型
		サービスの活用の重要性について追記
ある。		
生活支援等の担い手については、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるように、		
生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)、就労的		
活動支援コーディネーター(成成文と古い発達員)、成方的活動支援員)や協議体		
が中心となり、サービス提供者と利用者とが「支える側」		
と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのな		
いよう高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民		
が共に支え合う地域づくりを市町村が進めていくことが		
重要である。		
生産年齢人口が減少する中においても、介護現場が地域		
における介護ニーズに応え、介護人材が利用者や家族から		
も感謝され、やりがいを持って働き続けられる環境作りを		
進めるため、都道府県が中心となり、介護現場における業		
務仕分けや課題に応じた介護ロボットやICTの活用、元		
気高齢者、外国人材を含めた介護人材の確保・定着、介護		
という仕事の魅力発信等のために必要な取組について情		
報交換や協議を行う会議体を設け、地域内の関係団体や関		
係機関等のみならず、市町村も一体となって介護現場革新		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
に取り組むことが重要である。具体的には、都道府県は、		
業務効率化や介護人材がやりがいをもって働き続けられ		
る環境作りに取り組むモデル施設の育成を含めた事業整		
備を主に担い、市町村は、地域のモデル施設の取組を地域		
内の介護施設等へ周知することによって、都道府県と連携		
しながら介護現場革新の取組の横展開を進めることが重		
要である。		
また、都道府県と連携しながら新規介護人材の確保及び		
介護人材の定着支援(特に外国人介護人材の確保・定着に		
当たっては、多文化共生や日本語教育等の担当部局と連携		○外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
にも十分留意すること。)を両輪で進め、子供から高齢者ま		について追記
で幅広い世代の地域住民に対して介護職場の魅力を発信		
し、介護職場のイメージを刷新していくことが重要であ		
る。		
さらに、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇		
の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)及		
び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及		
び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百		
三十二号。以下「男女雇用機会均等法等」という。)におけ		
るハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、令和		
三年度介護報酬改定において、全ての介護サービス事業者		
に対し、事業の運営に当たって、職場において行われる性		
的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業		
務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が		
害されること(以下「職場におけるセクシュアルハラスメ		
ント又はパワーハラスメント」という。)を防止するための		○ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取組の推進について追
方針の明確化等の必要な措置を講ずることが義務付けら		記
れた。このような状況も踏まえ、ハラスメント対策を含め		
た働きやすい環境づくりに向けた取組を推進していくこ		
とが重要である。なお、複数人での訪問を実施する場合に		
は、地域医療介護総合確保基金を活用し、訪問介護員等に		
同行する者への謝金について助成を行うことも可能であ		
る。		
介護分野の文書負担軽減の観点から、指定申請や報酬請		
求等に係る国が定める標準様式及び「電子申請・届出シス		○文書負担の軽減について、標準様式や「電子申請・届出システム」の基本原則化を 踏まえた取組について記載
テム」の使用の基本原則化に向けて、令和五年三月に介護		暗まえた収組に ついて記載
保険法施行規則等が改正された。これにより、市町村等に		
おいては、令和八年三月三十一日までに「電子申請・届出		
システム」の使用に向けた準備を完了する必要があること		
から、条例や規則の改正等を遅滞なく進めることが重要で		
ある。		
なお、標準様式及び「電子申請・届出システム」の活用		
により、区域外指定を受ける地域密着型サービス事業者が		○標準様式や「電子申請・届出システム」の活用により、地域密着型サービスの広域
複数市町村に対して行う指定申請にかかる事務負担も軽		利用時の複数市町村への申請手続にかかる負担が軽減される旨を追記
検数印刷性に対して11 万相足中間にかかる事務負担も軽 減される。		
加えて、介護人材確保が喫緊の課題とされる中で、介護		
サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用する		
ため、介護サービス事業者の経営の協働化や大規模化も有		○介護の経営の大規模化・協働化により、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資 / 源かたがに近田大きこれが たがから こって なっこれ ことが 記載
が、「一世の一世の一世界」の経営の励動にや人が関係して 対な手段の一つとして検討することが重要である。		源を有効に活用することも有効な手段の一つである旨を記載
<i>別</i> は士权ソーフとして使削することが <u>単</u> 安である。		

国甘★北处(竺 0 卅)	道作成指針(第9期)(案)	日本山穴
国基本指針(第9期) 第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	道作成指針(第9期)(条) 第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	見直内容
業務効率化の観点からは、介護情報基盤の整備に向けた	第2 中間では できる かんしょう かん できる かんしょう かん できる かんしょう はんしょう かんしょう かんしょく かんしょ かんしょく かんしゃ かんしょく かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん しんしん かんしん しんしん かんしん かんしん かんしん かんしん しんしん かんしん しんしん かんしん しんしん かんしん かんしん かんしん しんしん かんしん しんしん しん	
来		○介護情報基盤の整備について追記
また、要介護認定を遅滞なく適正に実施するために、認		
定審査会の簡素化や認定事務の効率化を進めつつ、必要な		○要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、審査の簡素化・効率化の取組を一層推
体制を計画的に整備することが重要である。		進することについて追記
│ │ 5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提		
供を図るための事業等に関する事項		
(一) 介護給付等対象サービス		
指定居宅介護支援又は指定介護予防支援(以下「指定		
居宅介護支援等」という。)の事業を行う者が、介護給付		
等対象サービス(指定居宅サービス、指定介護予防サー		
ビス、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護		
予防サービスをいう。以下この(一)において同じ。)の事		
業を行う者又は居宅における医療を提供する医療機関		
その他の関係者と連携して、適切な居宅サービス計画又		
は介護予防サービス計画を作成することができるよう、		
介護給付等対象サービスの事業、居宅における医療を提		
供する事業又は指定居宅介護支援等の事業を行う者に		
関する情報の提供のための体制の整備、介護給付等対象		
サービスの事業、居宅における医療を提供する事業又は		
指定居宅介護支援等の事業を行う者相互間の情報の交		
換のための体制の整備等の相互間の連携の確保に関す		
る事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供		
を図るための事業に関する事項を定めるよう努めるも		
のとする。		
なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進す		
る方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に		
行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込む		
ことが重要である。		
また、利用者の疑問、不満、不安等を解消し、介護サ		
ービスの質の向上を図るため、介護相談員派遣等事業に		
ついて、受入れ事業者数の目標を定めることが望まし		
V 'o		
介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの		
推進については、国が示している事故報告様式を活用し		○介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントを推進するための都道府県、市町村
て、報告された事故情報を適切に分析し、介護現場に対		の役割等について記載
する指導や支援等の取組を行うことが重要である。		
(二) 総合事業		
個別のケアマネジメントを行う地域包括支援センタ		
ーや介護支援専門員が、総合事業の多様なサービスを行		
う者と連携して、適切なサービスの提供につなげること		
ができるよう、総合事業を行う者に関する情報の提供の		
ための体制の整備、総合事業を行う者相互の情報の交換		
のための体制の整備等の総合事業を行う者相互の連携		
の確保に関する事業その他の総合事業の円滑な提供を		
図るための事業に関する事項を定めるよう努めるもの		
とする。		
総合事業の担い手は、市町村、社会福祉法人、NPO、		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
民間企業、ボランティア、協同組合、地域包括支援セン		
ター、老人介護支援センター等多様な主体が考えられる		
ことから、それぞれの者が有機的に連携しながら各事業		
の実施体制を構築していくことが重要である。要介護認		
定によるサービスを受ける前から補助形式によるサー		
ビスを継続的に利用する居宅要介護被保険者を補助形		
式によるサービスの対象とすることは可能であり、介		
護保険給付と総合事業を組み合わせたケアプランの		
作成も含め、介護支援専門員によるケアマネジメントを		
通じて適切な事業の利用が確保されることが重要であ		
る。		
総合事業の効果的な提供体制を構築していく方策と		
して、総合事業の多様な担い手に対して、情報の提供並		
びに相談及び援助を適切に行いながら、それぞれの者の		
連携体制の整備に関する事項を盛り込むことが重要で		
ある。その際、総合事業によるサービスの効果的・効率		○総合事業によるサービスの効果的・効率的な提供を促進する観点から、同事業に関
的な提供を促進する観点から、市町村、地域包括支援セ		係する者が、事業の目的やそれに向けてそれぞれが実施すべきことを明確に理解す
ンター、居宅介護支援事業所、サービス事業所、生活支		る場等を設けることや、生活支援体制整備事業において、介護予防や日常生活支援
援コーディネーター、住民団体等、同事業に関係する者		に係るサービスを提供・支援する様々な主体との連携の促進及び連携先が実施して
が、事業の目的やそれに向けてそれぞれが実施すべきこ		いる取組の評価の実施を行うことも考えられることを追記
とを明確に理解する場等を設けることが重要である。ま		
た、生活支援体制整備事業において、介護予防や日常生		
活支援に係るサービスを提供・支援する様々な主体との		
連携の促進及び連携先が実施している取組の評価を行		
うことが重要である。		
(三) 地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価並		
びに体制の強化		
地域包括支援センターの設置及び運営に関する目標		
や地域課題・地域住民に対して果たす役割について定め		
ることが重要であり、今後の高齢化の進展等に伴って増		
加するニーズに適切に対応する観点から、業務負担軽減		
を進めるとともに体制の整備を図ることが必要である。		
そのため、地域包括支援センターの体制を整備するに		○地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保体制整備等 について追記。
当たっては、次の取組等を行うことが考えられる。		・居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大及びそれに伴う包括的・継
イ 地域包括支援センターが行う包括的・継続的ケアマ		続的ケアマネジメント支援業務等による一定の関与
ネジメント支援業務等による一定の関与をした上で		・居宅介護支援事業所等、地域の拠点の活用によるセンター業務の体制整備を推進
の、居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定対象		(総合相談支援業務の一部委託、ブランチ、サブセンターとしての活用、柔軟な職
拡大		員配置)
ロ 居宅介護支援事業所等、地域の拠点の活用による地		
域包括支援センター業務の体制整備の推進(総合相談		
支援業務の部分委託、ブランチ・サブセンターとして		
の活用)		
ハ 柔軟な職員配置(地域包括支援センターによる支援		
の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算		
して3職種を配置、「主任介護支援専門員その他これ		
に準ずる者」の「準ずる者」の適切な範囲を設定する		
など)		
なお、運営に関して市町村においては、地域包括支援		
センターの現状と課題を適切に把握するとともに、①業		
	53	

国基本指針(第9期)		見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
務量及び業務内容に応じた適切な人員配置、②地域包括		
支援センター間及び行政との業務の役割分担の明確化		
と連携強化並びに③PDCAの充実による効果的な運		
営の継続という観点から、複合的に機能強化を図ってい		
くことが重要である。		
①については、担当する高齢者人口や相談件数、運営		
方針、業務に関する評価の結果等を勘案し、業務量に見		
合った人員体制を確保すること。また、保健師に準ずる		
者、社会福祉士に準ずる者又は主任介護支援専門員に準		
ずる者を配置している場合には、それぞれ、保健師、社		
会福祉士又は主任介護支援専門員の配置に取り組むこ		
と。加えて、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員		
の三職種以外の専門職や事務職の配置も含め、必要な体		
制を検討し、その確保に取り組むことが重要である。		
②については、包括的支援事業を委託された者が設置		
した地域包括支援センター等に対する運営方針につい		
て、それぞれの地域包括支援センターごとに工夫して提		
示することが効果的であり、行政との役割分担を明確化		
すること。		
また、地域包括支援センター間の総合調整や後方支援		
等を担う基幹的役割を果たす地域包括支援センターや、		
認知症等の特定の分野の機能を強化し、近隣の地域包括		
支援センターの後方支援を担う機能強化型の地域包括		
支援センターの位置付け等を行い、効果的・効率的な		
運営体制を構築すること。		
③については、継続的に安定した事業実施につなげる		
ため、地域包括支援センターは自らその実施する事業の		
質の評価を行うことにより、その実施する事業の質の向		
上に努めることが必要である。また、市町村及び地域包		
括支援センターは、運営協議会と連携を行いながら、定		
期的な点検を行い、地域包括支援センターの運営に対して対して対して、		
て適切に評価を行うこと。その際、地域包括支援センタ		
一の積極的な体制強化に向けて、保険者機能強化推進交		
付金等を活用することも有効である。 また、高齢者やその家族に生活上の様々な不安が生じ		
た場合に、相談を受け、適切な機関につなぐなどの対応		
を行う体制を整備するとともに、今後、認知症施策、在		
宅医療・介護連携に係る施策、生活支援・介護予防サー		
ビスの基盤整備の推進等との連携が重要であることか		
ら、これらの事業を効果的に推進するため、当該事業実		
施者と地域包括支援センターとの連携体制を構築する		
ことが重要である。特に、地域のつながり強化という観		
点から、地域包括支援センターが、居宅介護支援事業所		
や介護施設など、地域の既存の社会資源と効果的に連携		
して、地域における相談支援の機能を強化していくこと		
が必要である。		
加えて、介護離職の防止など、家族介護者の支援の充		
実のためには、地域包括支援センターの土日祝日の開所		
や、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談		
() THE STORY OF THE STORY OF SERVICE PRINTS (C) THE		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
会の実施のほか、認知症対応型共同生活介護などの地域		○家族介護者支援について、認知症対応型共同生活介護などの地域拠点が行う伴走型
拠点が行う伴走型支援、認知症カフェの活動、介護支援		支援、認知症カフェの活動、ケアマネジャーによる仕事と介護の両立支援などの取
専門員による仕事と介護の両立支援などの取組や、ヤン		組や、ヤングケアラーを支援している関係機関とセンターが連携を図ることの重要
グケアラーを支援している関係機関との地域包括支援		性について追記
センターの連携など、地域の実情を踏まえた家族介護者		
支援の強化について、具体的な取組を市町村介護保険事		
業計画に定めることが重要である。		
(四) 高齢者虐待防止対策の推進		○養護者及び養介護施設従事者による虐待の防止に向けた体制整備について記載
市町村は、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者に対す		
る虐待等の権利侵害を防止して、高齢者の尊厳の保持と		
安全で安心できる生活環境や福祉サービス利用環境の		
構築を目指すため、養護者による高齢者虐待及び養介護		
施設従事者等による高齢者虐待の双方について、PDC		
Aサイクルを活用し、計画的に高齢者虐待防止対策に取		
り組むことが重要である。		
計画策定に当たっては、高齢者虐待防止法に基づく調		
査結果等の既存指標(介護サービス相談員派遣事業の活		
動目標や体制整備項目等)を活用した上で、地域ケア推		
進会議等の場を活用するなど幅広い関係者と協議し、重		
点的に取り組む目標値(評価指標)を計画に定めるとと		
もに、事後評価を行うことが有効である。		
また、養護者に該当しない者からの虐待防止やセル		
フ・ネグレクト等の権利侵害の防止についても高齢者の		
権利擁護業務として対応する必要があることから、関係		
部署・機関等との連携体制強化を図ることも重要であ		
న <u>ి</u>		
6 認知症施策の推進		
市町村は、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人が		
できる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続け		
ることができる社会の実現を目指すため、認知症施策に取		
り組むことが重要である。認知症施策に取り組むに当たっ		
り組むことが重奏である。認知症他来に取り組むに目だっては、市町村介護保険事業計画に、認知症の人を地域で支		
えるために必要な早期診断等を行う医療機関、介護サービ		
ス。兄のに必要な早期診例寺を打り医療機関、打護り一こス、見守り等の生活支援サービス等の状況を示すととも		
に、次に掲げる取組の各年度における具体的な計画(事業		
内容、実施(配置)予定数、受講予定人数等)を定めるこ		
とが重要である。		
なお、当該計画を定める際には、都道府県が行う医療体		
制の整備や人材育成、広域に取り組む認知症施策((一)の		
本人発信支援や(四)若年性認知症の人への支援等)も踏		
まえながら、都道府県と連携することが必要である。		
また、(一)から(四)までをはじめとする認知症の人が		
地域で自立した日常生活を送るための支援のほか、教育、		
地域づくり、雇用その他の認知症に関連する施策と有機的		
に連携した取組を記載するなど、市町村の関係部門と連携		
しながら、総合的に推進する内容とすることが重要であ		
3.		
(一) 普及啓発・本人発信支援		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
イ 認知症サポーターの養成、特に、認知症の人との地域		
での関わりが多いことが想定される職域の従業員等や		
子どもや学生に対する養成に係る講座の拡大		
ロ 世界アルツハイマーデー (毎年九月二十一日) 及び月		
間(毎年九月)等の機会を捉えた認知症に関するイベン		
ト等の普及啓発の取組の実施(認知症の人本人からの発		
信の機会の拡大も含む)		
ハ 相談先の周知(認知症ケアパスの積極的な活用や市町		
村のホームページ等への掲載等)		
ニ 認知症の人本人同士が語り合う「本人ミーティング」		
の実施等を通じた本人の意見の把握、施策の企画・立案、		
評価への本人視点の反映		
(二) 予防		
認知症の予防に関する調査研究の推進及び高齢者等		
が身近に通うことのできる「通いの場」等の拡充や通い		
の場等におけるかかりつけ医、保健師、管理栄養士等の		
専門職による健康相談等の認知症予防に資する可能性		
のある活動の推進		
(三) 医療・ケア・介護サービス・介護者等への支援		
イ 医療・ケア・介護サービス		
(イ) 認知症地域支援推進員の活動の推進(「認知症ケア		
パス」の作成・活用の促進、認知症カフェを活用した		
取組の実施等)		
(ロ) 認知症初期集中支援チームの活動の推進(認知症が		
疑われる人や認知症の人及びその家族への訪問、観		
察・評価、対象者を適切な医療・介護サービスに繋ぐ		
等の初期の支援の実施等)		
(ハ) 認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保		
(二) 認知症介護基礎研修の受講(介護に関わる全ての者		○介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職
の認知症対応力を向上させていくため、令和三年度介		員が認知症介護基礎研修を受講するための措置の義務化について追記
護報酬改定において当該研修の受講を義務化)		
ロ 介護者等への支援 認知症カフェを活用した取組、家族教室や家族同士の		
総対症カノエを佔用した収組、家族教室や家族同工の ピア活動等		
(四) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支		
援・社会参加支援		
な。社会の加え後 イ 認知症バリアフリーの推進		
(イ) 地域での見守り体制や捜索ネットワークの構築(認		
知症サポーター等による認知症の人の見守り活動、近		
隣市町村との連携、ICTを活用した捜索システムの		
活用等)		
(ロ) チームオレンジ等の構築(認知症の人やその家族の		
ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ		
仕組みの構築)		
(ハ) 成年後見制度利用促進法や成年後見制度利用促進		
基本計画(成年後見制度利用促進法第十二条第一項に		
規定する成年後見制度利用促進基本計画をいう。)に		
基づく権利擁護の取組の推進、市民後見人の育成・活		
用、支援組織の体制整備		
	56	1

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
(ニ) 日本認知症官民協議会における取組を踏まえた、官 民が連携した認知症バリアフリーの推進等の認知症		○日本認知症官民協議会における取組を踏まえ、官民が連携した認知症施策の取組を 推進することについて追記
施策の取組推進 ロ 若年性認知症の人への支援・社会参加支援		
認知症地域支援推進員による若年性認知症を含めた		
認知症の人の社会参加活動の体制整備や、介護サービス 事業所における認知症の人をはじめとする利用者によ		
る有償ボランティアを含めた社会参加や社会貢献の活		
動の導入支援		
7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老		
人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総 数		
特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老		
人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総 数を記載するよう努めること。なお、これは特定施設入居		
者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサ		
ービス付き高齢者向け住宅を総量規制の対象とするもの		
ではないことに留意すること。 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老		
人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加してお		
り、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏ま		
え、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるためには、これたの人民実長の数けいます。そ		
切に定めるためには、これらの入居定員総数を踏まえることが重要である。あわせて、必要に応じて都道府県と連携		
しながら、特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)		
の指定を受ける有料老人ホーム及びサービス付き高齢者		
向け住宅(介護付きホーム)への移行を促すことが望ましい。		
なお、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅		
が介護ニーズの受け皿としての役割を果たせるよう、未届		
けの有料老人ホームを確認した場合は積極的に都道府県		
に情報提供するとともに、介護サービス相談員を積極的に 活用するなど、その質の確保を図ることも重要である。		
8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービス		
の情報公表に関する事項		
地域包括ケアシステム構築に向けては、医療・介護サー		
ビスの情報に加え、市町村が設置する地域包括支援センタ		
ーや生活支援・介護予防サービスの所在地や事業内容、サ ービス内容、人員体制等について、地域で共有される資源		
として広く住民に伝えていくことが重要である。情報公表		
システムを活用し、積極的に情報発信するよう努め、その		
取組を定めることが重要である。		
9 市町村独自事業に関する事項		
地域の実情に応じて、市町村は次に掲げる事項を活用し		
て、独自事業を実施することが考えられる。 (一) 保健福祉事業に関する事項		
(/	5′	7

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	元 但 门 台
第一号被保険者の保険料を財源とする保健福祉事業	第2 III両門月設体機争未計画のFMに関する争項	
第一方板床映有の床映杯を別源とする床準価価事業 を行う市町村は、その事業内容等について定めることが		
望ましい。		
至ましい。 (二) 市町村特別給付に関する事項		
市町村特別給付を行う市町村は、地域の特色に応じて、名に鹿になれるというでは、		
て、各年度における当該市町村特別給付の対象となるサ		
ービスの種類ごとの量の見込み、当該サービスの種類ご		
との見込量の確保のための方策等を定めることが望ま		
しい。		
(三) 一般会計による事業に関する事項		
介護保険制度に位置づけられている(一)、(二)に掲		
げる事項の他、地域の実情に応じて、一般会計による自		
立支援、重度化防止等に資する事業を行う市町村は、その本業と安徽によりて行いる。		
の事業内容等について定めることが望ましい。		
なお、保険者機能強化推進交付金は、市町村の高齢者		
の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進すること		
を趣旨としていることも踏まえ、市町村の独自事業への		
活用が可能である。そのため、市町村は、その創意工夫		
の下、これらの事業の充実を図りつつ、高齢者の自立支		
援、重度化防止等を一層強化していくことが望ましい。		
10 災害に対する備えの検討		
日頃から介護施事業所等と連携し、避難訓練の実施や防		
災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料		
水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確		
認を行うことが重要である。このため、介護事業所等で策		
定している災害に関する具体的計画を定期的に確認する		
とともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等		
の確認を促すことが必要である。		
災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが		○業務継続計画 (BCP) 策定の義務化、策定支援について追記
継続的に提供できる体制を構築することは重要であり、指		○未物権が同國(BOI) 永足の我物に、永足又接に フィーC 垣間
定基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業務		
継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレ		
ーション) の実施等が義務付けられているところ、管内の		
介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助		
を行うことが必要である。		
11 感染症に対する備えの検討		
11 恩染症に対する個人の検討 日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大		
防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前		
別正束の同知合発、感染症発生時に備えた半時からの事間 準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体		
制の構築等を行うことが重要である。このため、介護事業		
前の構築寺を打りことが重要である。このため、介護事業 所等が感染症発生時においてもサービスを継続するため		
別寺が恩栄症発生時においてもり一て人を継続するため の備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、		
の備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、 介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有し		
た上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の本実等が必要である。		
修の充実等が必要である。		
また、感染症発生時も含めた都道府県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の敷備が必要である。		
療機関等と連携した支援体制の整備が必要である。		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	
さらに、介護事業所等における、適切な感染防護具、消		
毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送		
体制の整備が必要である。		
感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービス		
が継続的に提供できる体制を構築することは重要であり、		○業務継続計画 (BCP) 策定の義務化、策定支援について追記
指定基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業		
務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュ		
レーション)の実施等が義務付けられているところ、管内		
の介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援		
助を行うことが必要である。		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容・具体的な取組内容	
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項		参考 (第8期の記載内容)
一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事	1 道計画の作成に関する基本的事項	(検討中)	
項		(<u>陳刊</u>) - 具体的な実施(検討)内容:第9期計画に掲載予定	第8期のテーマは「みんなが支える明るく活力 に満ちた高齢社会づくり」
1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じ	(1) 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色		(ご何りに同節に上去 ラくり)
た特色の明確化、施策の達成状況の評価等	の明確化、施策の達成状況の評価等	(検討中)	「質の高いサービス提供体制の確保」、「地域特
介護保険制度の基本的理念や介護報酬の内容及び広域	道は、介護保険制度の基本的理念や介護報酬の内容及び広域的	具体的な実施(検討)内容:第9期計画に掲載予定	性に応じた地域包括ケアシステムの推進」、「高
的な調整を行う役割を踏まえるとともに、都道府県におけ	な調整を行う役割を踏まえるとともに、本道の地域的条件や古町		齢者の生活基盤の充実と活躍支援」、「介護保険制度の安定的な運営」の4項目
る地域的条件や管内市町村が目指す地域包括ケアシステ	村が目指す地域包括ケアシステム構築のための地域づくりの方	国記載内容に準拠	INDEX SOCIAL BAZING STATE
ム構築のための地域づくりの方向性を勘案して、第一の趣	向性を勘案し、基本理念を定め、達成しようとする目的及び市町	(検討中)	第8期には「計画推進のための具体的取組」
旨に沿った基本理念を定め、達成しようとする目的及び市	村への支援内容、必要な体制を明確にする。	具体的な実施(検討)内容:第9期計画に掲載予定	として記載
町村への支援内容やそのための支援体制が明確にされた			
都道府県介護保険事業支援計画を作成することが重要で			第8期には「計画推進のための具体的取組」
ある。		具体的な実施(検討)内容:第9期計画に <mark>掲載予定</mark>	として記載
このため、都道府県は、それぞれの地域の実情に応じた	このため、要介護認定や一人当たりの介護給付等状況、施設サ		
地域包括ケアシステムを深化・推進していくとともに、効	ービスと居宅サービスの割合その他の市町村の介護保険事業の	(検討中) - 具体的な実施(検討)内容:第9期計画に掲載予定	
率的な介護給付等対象サービスの提供により介護保険制	実態を他の都府県と比較・分析し、実態把握や課題分析を踏まえ、	XITH PANNE (IXII) I M. NO WILLEIGHA I V.	
度の持続可能性を確保していくため、各都道府県が都道府	取り組むべき地域課題の解決に向けた施策及び目標を示すとと	(既存(実施中))	
県介護保険事業支援計画の策定に当たって、要介護認定や	もに、関係部局、市町村、地域の関係者と共有していく。	具体的な実施(検討)内容:毎年度介護サービス給付費の実績を取りまとめて分析し、市町村にフィードバ	
一人当たりの介護給付等状況、施設サービスと居宅サービ	また、この施策及び目標を実効性のあるものとするため、施策	ックしている。	
スの割合その他の市町村の介護保険事業の実態を他の都	の実施状況や目標の達成状況に関する調査、分析及び評価を行	(計画期間中に検討(実施))	
道府県と比較しつつ分析を行い、都道府県の実態把握や課	い、その結果について公表し、地域住民等を含めた関係者へ周知	具体的な実施(検討)内容:上記結果を公表している市町村もあるが、道では公表していない。 9期計画開	
題分析を踏まえ、取り組むべき地域課題の解決に向けた目	していく。	始後、公表方法などを検討	
標及び施策を都道府県介護保険事業支援計画に示すとと			
もに、都道府県関係部局、市町村、地域の関係者と共有し			
ていくことが重要である。			
また、この目標及び施策を地域の実情に即した実効性の			
ある内容のものとするためには、定期的に施策の実施状況			
や目標の達成状況に関する調査、分析及び評価を行い、そ			
の結果について公表し、地域住民等を含めた関係者へ周知			
していくことが重要である。			
2 要介護者等の実態の把握 <mark>等</mark>	(2) 要介護者等の実態把握		
2 安万護有寺の天態の石佐寺 都道府県介護保険事業支援計画作成時における人口構	(2) 女儿・咬口 サップの心圧		
造、被保険者数、要介護者等の数、介護給付等対象サービ			
スを提供するための施設の定員数、介護給付等対象サービ			
スに従事する者の数、介護給付等対象サービスの利用の状			
況等を都道府県全域及び老人福祉圏域ごとで定めること に対している。			
が重要である。			
この場合においては、都道府県介護保険事業支援計画作			
成時における介護給付等対象サービスに係る課題の分析			
及び評価の結果を示すことが重要である。			
また、第八期都道府県介護保険事業支援計画及び都道府	第8期計画の推進に係る課題を分析・評価するとともに、市町	国記載内容に進拠	
県老人福祉計画(老人福祉法第二十条の九第一項に規定す	村計画を基礎として、計画期間中及び将来的な人口構造、被保険		
る都道府県老人福祉計画をいう。以下同じ。)の作成又は推			
進に係る課題を分析し、かつ、評価して、この結果を第九	に定める。		
期介護保険事業支援計画の作成に活用することが重要で	ا المحرية		
ある。			
さらに、市町村介護保険事業計画を基礎として、計画期			
間中及び将来的な人口構造、被保険者数、要介護者等の数			
第を都道府県全域及び老人福祉圏域ごとで定めることが 第を都道府県全域及び老人福祉圏域ごとで定めることが			
ずで即起的京主級及び七八田世園場ことに起めることが	60		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容・具体的な取組内容	
都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項		参考(第8期の記載内容)
重要である。			
その際、二千四十年までの保険者ごとの介護サービス利	その際、2040 年までの保険者ごとの介護サービス利用者数を		
用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる保険者も	推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もある一方、都市		
ある一方、都市部を中心に二千四十年まで増え続ける保険	部を中心に 2040 年まで増え続ける保険者も多いことから、こう	国記載内容に準拠	
者も多いことから、こうした状況を見据え、各地域におけ	した状況を見据え、各地域における中長期的な人口構造の <mark>変化等</mark>	[]	
る中長期的な人口構造の変化等を踏まえた中長期的な介	を踏まえた中長期的な介護ニーズの見通し等について、介護サー	見直しのポイント 1. 介護サービス基盤の計画的な整備 ①地域の実情に応じたサービス基盤の整備1、3ポツ目	
護ニーズの見通し等について、介護サービス事業者を含	ビス事業者を含め、介護サービス基盤整備の在り方を議論するこ	「中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所	
め、介護サービス基盤整備の在り方を議論することが重要	とが重要であり、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に	のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要」 「中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方	
であり、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活	活用していくため、既存施設や事業所の今後の在り方を含めて検	を議論することが重要」	
用していくため、既存施設や事業所の今後の在り方を含め	計する。	(その他(本道の実情))	
て検討することが重要である。		・ 具体的な実施(検討)内容:3年に一度国が実施している「患者調査」結果より、糖尿病、脂質異常症、高血	
また、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の	また、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者	圧症の 65 歳以上患者数を前回 (H29) と直近 (R2) で比較した結果、525→810 千人に増加	
高齢者が増加しており、医療部局や市町村とも連携し、地	が増加しており、医療部局や市町村とも連携し、地域における医	見直しのポイント 1. 介護サービス基盤の計画的な整備	
域における医療ニーズの変化について把握・分析すること	療ニーズの変化について把握・分析する。	①地域の実情に応じたサービス基盤の整備_2ポツ目	
が重要である。	W TO STATE OF THE NOTE OF	「医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・ 介護の連携強化が重要」	
が量くといる。 さらに、都道府県介護保険事業支援計画の策定に当たっ	さらに、北海道介護保険事業支援計画の策定に当たっては、住	/ ロスマペポルが深口が、至来」	
ては、住民の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性	民の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた医療	(既存(実施中))	
を踏まえた医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重	及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意することが	具体的な実施(検討)内容:国が実施している「医療療養病床を有する医療機関からの転換意向調査」を実	
要性に留意することが重要であり、市町村が行う高齢者の	重要であり、市町村が行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的	施し、調査結果を市町村にフィードバックしている。	
保健事業と介護予防の一体的実施の取組の支援など、医療	実施の取組の支援など、医療及び介護を効果的かつ効率的に提供		
及び介護を効果的かつ効率的に提供するための取組等を	大きない、大きなど、大きなどの大きなが、大きないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		
計画に定めるよう努めることが重要である。	りるにのの政権守を可画に定めるよう名のる。	(検討中) - 具体的な実施(検討)内容:第9期計画に掲載予定	第8期には「計画推進のための具体的取組
	よな 地域家美刑公議名 短別歩記1 記名化近公議立け公議名	兵(中の) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	として記載
加えて、都道府県は、地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護又は介護老人福祉施設への入所を必要とする	また、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護老人福祉施設への入所を必要とする高齢者の状況、療養病床に入院		
有生品 が できる		(
療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の	している高齢者の実態及び療養病床を有する医療機関の介護保 険施設等への転換の予定等に関する調査を行い、その結果を市町	村にフィードバックしている。(地医)	
予定等に関する調査を行い、その調査の結果を市町村に提	村に提供するなど適切な支援を行う。		
供するとともに、市町村において市町村介護保険事業計画	竹に1定民 y るなと 週 9/3 × × 1友で11 フ。		
の作成に必要となるようなデータを整備し、積極的に提供			
するなど適切な支援を行うことが重要である。			
9 るなと適切な文仮を11 プロとが重要 とめる。 なお、市町村が各種調査等や病院、診療所、介護老人保	なお、市町村において様々なデータの利活用が推進されるよ		
はね、川町村が台種調査等で柄匠、診療所、介護を入休 健施設等の利用者に関する調査(病院及び診療所における	なお、川町村において様々なケータの利品用が推進されるよう、 う、道が支援を行う。		
長期入院患者の実態の把握を含む。)を行う場合において	7、垣が又抜を117。		
は、その調査の実施が円滑に行われるよう、関係者相互間			
の連絡調整を行うとともに、市町村から提供された調査の			
結果を集計・分析することなどを含め、積極的に協力する			
お話者を集計・分析することなどを含め、傾極的に協力する ことが重要である。			
これら、調査のデータを含め、市町村において様々なデー			
ータの利活用が推進されるよう、都道府県が支援を行うこ			
とも重要である。			
とも里安である。			
知治応順企業保险事業士極迅速の佐子のとなる仕場の	(2) 小海営企業児院市業士塚圭丽の佐井のとなの仕組の時件		
都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の 敷備	(3) 北海道介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備		
整備 和送佐県企業保険事業支援計画なんはよるに坐れるて			
都道府県介護保険事業支援計画を作成するに当たって は、 次に根ばる体制軟備を図るととれて、 租に保健医療社			
は、次に掲げる体制整備を図るとともに、現に保健医療サービスアは短い出している。			
ービス又は福祉サービスを利用している要介護者及びその実施策なけばぬ神保険者の意見な戸時まることが必要			
の家族等をはじめ被保険者の意見を反映することが必要			
である。			
また、市町村及び関係部局相互間と連携して作成に取り			

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容・具体的な取組内容	
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	Action And Action Company and	参考 (第8期の記載内容)
組むための体制の整備に関する状況、都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催の経緯、市町村との連携の状況等を都道府県介護保険事業支援計画に示すことが重要である。 (一) 都道府県関係部局相互間の連携介護保険担当部局は、企画・総務部局、障害福祉部局等の民生担当部局、保健医療担当部局、住宅担当部局、労働担当部局、地域振興担当部局、農林水産担当部局、教育担当部局、防災担当部局、交通担当部局等の関係部局と連携することができる体制を整備するとともに、計画の検討、立案及び推進に当たっては相互に連絡を取り問題意識を共有し、協力して必要な施策に取り組むよう努めることが重要である。 (二) 都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催介護保険事業の運営及び地域包括ケアシステム構築のための支援については、幅広い関係者の協力を得て、地域の課題や目指すべき方向性を共有し、地域の実情に応じたものとすることが重要である。このため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、介護給付等対象サービス利用者及びその家族、費用負担関係者等の中から都道府県の判断により参加者を選定し、都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等を開催することが重要である。この場合においては、事務を効率的に処理するため、既存の審議会等を活用しても差し支えない。なお、都道府県介護保険事業支援計画を作成する過程では、その他の専門家及び関係者の意見の反映並びに情報の公開にも配慮することが重要である。	ア 関係部局相互間の連携 保健福祉部は、住宅、労働、地域振興、農林水産、教育、防災、交通などの関係部局との連携体制を整備し、計画の検討、立案及び推進にあたって、問題意識を共有し、協力して必要な施策に取り組む。 イ 北海道高齢者保健福祉施策検討協議会等の開催 道は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、介護給付等対象サービス利用者及びその家族、費用負担関係者等で構成する北海道高齢者保健福祉施策検討協議会等を開催する。	(既存 (実施中)]) - 具体的な実施 (検討) 内容:高齢化対策推進委員会で関係部局と連携 (既存 (実施中)]) - 具体的な実施 (検討) 内容:国の指針では「都道所県介護保険事業支援計画作成委員会」となっているが、道では「高齢者保健福祉施策検討協議会」において協議	
4 市町村への支援 市町村は、住民に最も身近な基礎的な地方公共団体として、介護保険事業の実施に関して一義的な責任を負っており、これに伴って、都道府県は、市町村の方針を尊重しつつ、市町村の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村に対する支援を行うことが求められている。このため、都道府県は、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備等に関する広域的調整を図る役割を有していることから、都道府県介護保険事業支援計画を作成する過程では、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスの提供体制の整備を進める観点から、都道府県としての基本的な考え方を示すとともに、老人福祉圏域を単位として広域的な調整を進めるため、市町村に対し、医療ニーズの状況を含め市町村介護保険事業計画の作成に必要な情報提供や助言をするとともに、市町村と意見を交換するための協議の場を設ける等、より緊密な連携を図っていくことが重要である。また、都道府県は、地域の実情に応じた市町村介護保険事業計画の作成に関する指針を定めるとともに、保健所、福祉事務所等を活用して、老人福祉圏域ごとに市町村相互	道は、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備等に関する広域的調整を図る役割を有していることから、道計画に、介護給付等対象サービスの提供体制の整備に関する基本的な考え方を示すとともに、医療ニースの状況を含め市町村計画の作成に必要な情報提供や助言を行い、市町村と意見交換するための協議の場を設け、より緊密な連携を図るとともに、市町村の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう支援を行う。また、市町村の地域包括支援センターの職員確保が困難な場合の広域調整や、市町村職員や地域包括支援センター職員等に対するケアマネジメント支援等に関する研修等を通じて、地域包括支援センターの適切な運営を支援する。	施し、調査結果を市町村にフィードバックしている。 国記載内容に準拠 (既存 (実施中))	

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容・具体的な取組内容	1
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項		参考(第8期の記載内容)
間の連絡調整を行う機関を設置する等の老人福祉圏域や 二次医療圏を単位とする広域的調整を図るために必要な 市町村に対する支援を行うことが重要である。 さらに、都道府県は、市町村による介護保険等対象サービスや地域支援事業の需要の把握等を進めるための具体 的な分析や評価等が個人情報の取扱に配慮しつつ円滑に 行われるよう、支援を行うことが望ましい。 なお、小規模な市町村等については、地域における介護 給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する福祉圏 域等を勘案して、複数の市町村による広域的取組に協力することに鑑み、都道府県は、老人福祉圏 域等を勘案して、複数の市町村による広域的取組に協力することが重ましい。 市町村における地域包括支援センターの職員の確保が市町村の対応だけでは困難な場合における、職能団体等と連 携した広域調整の実施や、市町村職員や地域包括支援センター職員等に対するケアマネジメント支援等に関する研修の実施、様々な取組事例の発信等の取組について定めることが重要である。 加えて、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用して、市町村の実情及び地域課題を分析し、高齢者の自立支援及び重度化防止等に向けた取組を支援することが重要である。 さらに、都道府県は市町村に対し、会議、研修又は事務連絡等を通じて必要な助言等の支援を行い、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進め、介護事業者及び自治体の業務効率化に取り組むことが重要である。 また、都半老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、これらの設置状況等の情報を、住宅政策を所管する部局と連携しながら積極的に市町村に情報提供することが重要である。 さらに、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図るため、これらの住まいで提供される介護サービスやケアプランの質の向上を図ることが重要である。また、市町村に対し支援を行うことが重要である。また、市町村に対し支援を行うことが重要である。また、市町村に対し支援を行うことが重要である。また、市町村に対し支援を行うことが重要である。また、市町村に対し支援を行うことが重要であることから、市町村に対し支援を行うことが重要である。また、市町村と連携して介護サービス相談員の積極的な活用を促進することが重要である。	加えて、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用して、市町村の実情及び地域課題を分析し、高齢者の自立支援及び重度化防止等に向けた取組を支援する。 さらに市町村に対し会議、研修又は通知等を通じて必要な助言等の支援を行い、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進め、介護事業者及び自治体の業務効率化に取り組む。 また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況等の情報を、住宅政策を所管する部局と連携しながら、市町村に情報提供するとともに、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図ることが重要であることから、市町村から提供される情報等に基づき、未届けの有料老人ホームの届出促進及び指導監督の徹底を図る。 なお、道は、高齢者保健福祉圏域ごとに市町村相互間の連絡機整を行う高齢者保健福祉圏域連絡協議会を設置する。	(医存 (実施中)) 具体的な実施 (検討) 内容: 国が定める指定申請や報酬請求等に係る標準様式等について、国からの通知等を開始。 (医存 (実施中)) 具体的な実施 (検討) 内容: 道が毎年実施している「老人福祉施設入所状況調査」により、各有料・サ高住が受け入れている高齢者の要介護度や定員数、入所者数などの結果を市町科にフィードバックしている。 国記・載り内容に準拠 (医存 (実施中)) 具体的な実施 (検討) 内容: 各 (総合) 振興局で設置し、市町村と意見交換などを行っている。	
5 中長期的な推計及び第九期の目標 高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力 に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、広域 的な観点から地域における地域包括ケアシステムの構築 を進めるため、管内市町村に対する様々な支援を行うこと が重要である。また、市町村が行う推計を踏まえながら、 各地域の中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サ	(5) 中長期的な推計及び第九期の目標 高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ 自立した日常生活を営むことができるよう、地域における地域包 括ケアシステムを構築するため、市町村に対する様々な支援を行 うとともに、市町村が行う推計を踏まえながら、第9期計画の具 体的な取組内容やその目標を設定する。	国記載内容に準拠 (検討中) 具体的な実施 (検討) 内容: 第9期計画に掲載予定	第8期には「計画推進のための具体的取組」 として記載

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容・具体的な取組内容	
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項		参考(第8期の記載内容)
ービス基盤を医療提供体制と一体的に整備するとともに、			
介護人材の需給の状況等を踏まえて地域包括ケアシステ			
ムを支える人材の確保、介護現場における生産性向上の取			
組等を進めるための中長期的視点に立って、 <mark>第九期</mark> の目指			
す具体的な取組内容やその目標を都道府県介護保険事業			
支援計画に定めるとともに、都道府県の関係部局と連携し	なお、目標の設定にあたっては、地域医療構想を含む医療計画	(検討中)	
て市町村を支援していくための体制を整備し、目標達成に	との整合性を確保する。	(<u> 使訂円</u>) - 具体的な実施(検討)内容: <mark>第9期計画に掲載予定</mark>	第8期には「計画推進のための具体的取組」
向けた取組を推進していくことが重要である。			として記載
その際には、第一の三を踏まえ、地域医療構想を含む医			
療計画との整合性を図る観点からも連携を図ることが重			
要である。			
また、介護保険施設については、在宅での生活が困難な			
中重度の要介護者に重点を置き、施設に入所した場合は施			
設での生活を居宅での生活に近いものとしていくととも			
に、これらと併せて、高齢者の多様なニーズに対応するた			
め、サービス付き高齢者向け住宅や介護を受けながら住み			
続けることができるような介護付きの住まいの普及を図			
ることが重要である。			
このような観点を踏まえ、次のそれぞれについて地域の			
実情に応じて定めることが重要である。			
(一) 中長期的な介護人材等の推計及び確保	アー中長期的な介護人材等の推計及び確保	国記載内容に準拠	
都道府県は、市町村が推計した中長期的なサービスの種	道は、市町村が推計した <mark>中長期的な</mark> サービス量の見込みを勘		「介護職員の現状と推計」に記載。
類ごとの量の見込み等を勘案し、都道府県全域及び老人福	案し、全道域及び高齢者保健福祉圏域ごとに、介護給付等対象	(検討中)	令和22年度(2040年度)までに13.3万人
社圏域ごとに必要となる介護給付等対象サービスの状況	サービスの状況をとりまとめる。	- 具体的な実施(検討)内容:第9期計画の「具体的な展開」として掲載予定(需給推計については、各保険者 のサービス見込量を基に計算するため、年内を目途に今後算出予定)	(R2対比3.4万人増)が必要と推計
を明らかにすることが重要である。その上で、二千四十年	また、道内の介護人材の需給の状況等を推計し、地域医療介	の こうの心室を盗に削罪) かため、 「口を自然に「放弃山」だ	※第9期の需給推計は別途算定
度に都道府県において必要となる介護人材の需給の状況	護総合確保基金等を活用して、中長期的な視野をもって介護人		
等を推計し、地域医療介護総合確保基金等を活用しつつ、	材等の確保に向けた取組を進めていく。		
事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策			
を充実・改善していくPDCAサイクルの確立により、中		(検討中)	第8期には「計画推進のための具体的取組」
長期的な視野をもって介護人材等の確保に向けた取組を		・ 具体的な実施(検討)内容:第9期計画に掲載予定	として記載
定めることが重要である。			
(二) 第九期の目標	イ 第9期計画の目標	国記載内容に準拠	
都道府県は、(一)の推計を踏まえて地域包括ケアシステ	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた段階的な取組方		
ム深化・推進に向けた段階的な取組方針及びその中での第	針及び第9期計画の位置づけを明確にするとともに、第9期の	(検討中)	
九期の位置付けを明らかにするとともに、第九期の目標及	目標及び目標を達成するための具体的な施策を、地域の実情に	- 具体的な実施(検討)内容:計画で定めるアウトカム目標などに関連性の高い事業を第9期計画の「具体的な展開」として掲載予定	
び目標を達成するための具体的な施策を、地域の実情に応	応じて優先順位を検討した上で定める。	SIAMI CO CIGIRITA	
じて優先順位を検討した上で、定めることが重要である。			
その際には、都道府県における地域的条件や管内市町村		(検討中)	第8期には「計画推進のための具体的取組」
が目指す地域包括ケアシステム構築のための地域づくり		- 具体的な実施(検討)内容:第9 <mark>期計画に掲載予定</mark>	として記載
の方向性を勘案することが重要である。			
なお、介護予防に関する取組の目標など、第九期期間中	なお、介護予防に関する取組の目標など、第9期期間中に取	国記載内容に準拠	
に取組の効果を測定することが困難なものについては、中	組の効果を測定することが困難なものや事業者の選定から施		
期的な目標として設定することも考えられる。また、介護	設等の開設まで期間を要する介護保険施設等の整備について	(検討中)	
保険施設等の整備については、事業者の選定から施設等の関連しております。	は、中期的な目標として設定することなどを検討する。	具体的な実施(検討)内容:9期計画で設定する目標(取組)の効果測定が計画期間中に行えるか検討した 上で、中長期的な目標設定の必要性について今後検討	
開設まで期間を要することや、需要の変動に柔軟に対応す		- TAINET	
る必要性があることなどから、地域の実情によっては、二			
期を通した中期的な整備目標を定め、第十期都道府県介護			
保険事業支援計画の策定に合わせて見直すことも考えら			
れる。			

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容・具体的な取組内容	1
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	元臣的台上共作的な状態的台	参考(第8期の記載内容)
(三) 施設における生活環境の改善	ウ 施設における生活環境の改善		多行(射 O 列 O D L L L L L L L L L L L L L L L L L L
都道府県は、二千三十年度の地域密着型介護老人福祉施	道は、2030 年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保	 国記載内容に進拠	
設及び介護保険施設の入所定員の合計数のうちのユニッ	険施設の入所定員の合計数のうち、ユニット型施設の入所定員		
ト型施設の入所定員(施設の一部においてユニットごとに	合計数の占める割合が、介護保険法の参酌標準である 50 パー		
入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる	セント以上(そのうち地域密着型介護老人福祉施設及び指定介	(その他(本道の現状))	
施設の場合にあっては、当該一部の入所定員。以下この	護老人福祉施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設	▼ 具体的な実施(検討)内容: ユニット割合 広域型 49.7%(13,118 / 26,402 名) 地密型 87.7%(2,465 /	
(三)において同じ。)の合計数が占める割合については、法	の入所定員の合計数が占める割合については、70 パーセント	2,809 名)	
第百十六条第二項第二号に基づく参酌標準(都道府県介護	以上)となるよう努める。		
保険事業支援計画において介護給付等対象サービスの種			
類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準			
をいう。三の2の(二)において同じ。) である五十パーセン			
ト以上(そのうち地域密着型介護老人福祉施設及び指定介			
護老人福祉施設の入所定員の合計数のうちのユニット型			
施設の入所定員の合計数が占める割合については、七十パ			
ーセント以上)とすることを目標として定めるよう努める			
ものとする。			
6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	(6)目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表		
都道府県介護保険事業支援計画については、各年度にお	道計画については、高齢者への自立支援の効果、地域における	(検討中)	
いて、その達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を	日常生活の継続の状況、在宅と施設のサービスの量の均衡等、各	具体的な実施(検討)内容:現計画では、高齢者への自立支援等の効果を図る指標を設けていなかったが、	
実施することが重要である。	年度の達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施する。	次期計画ではアウトプット、アウトカム指標を設けて進捗状況を図れるよう工夫する。	
この場合においては、高齢者への自立支援の効果、地域			
における日常生活の継続の状況、在宅と施設のサービスの			
量の均衡等の都道府県介護保険事業支援計画の達成状況			
を分析し、かつ、評価するための項目を設定する等の工夫			
を図ることが重要である。			
このため、平成二十九年の法改正では、都道府県は、各	特に、市町村による被保険者の地域における自立した日常生活	(検討中)	第8期には「計画推進のための具体的取組」
年度において、都道府県介護保険事業支援計画に市町村に	の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減	- 具体的な実施(検討)内容:第9期計画に掲載予定	として記載
よる被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要	若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化に関し、道が取り組む		
介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若	べき施策及び当該施策の目標を定めるとともに、その達成状況に	(既存(実施中))	
しくは悪化の防止及び介護給付の適正化に関し、都道府県	関する調査及び分析、計画の実績評価を行い、公表する。	具体的な実施(検討)内容:達成状況に関する調査等については、道が例年実施する「計画に係る進捗状況 調査」により把握し、厚労省に報告しているが、公表は努力義務であることから行っていない。	
が取り組むべき施策に関する事項並びに当該施策に掲げ			
る目標に関する事項を記載するとともに、目標の達成状況			
に関する調査及び分析をし、都道府県介護保険事業支援計 画の実績に関する評価を行い、公表するよう努めることが			
画の美額に関する計価を11V、公衣するよう労めることが 定められた。			
なお、当該評価を実施するに当たっては、保険者機能強			
化推進交付金等の評価結果を活用することが可能である。			
こうした評価を踏まえて、必要があると認められるとき			
は、次期都道府県介護保険事業支援計画に反映するなど必			
要な措置を講ずることが重要である。			
なお、市町村による取組の地域差について、都道府県が			
要因分析を行い、各市町村が目指すべきこと、取り組むべ			
きことを示すとともに、小規模市町村をはじめ、市町村へ			
のきめ細かい支援を行うことが重要である。			
7 老人福祉圏域の設定	(7) 高齢者保健福祉圏域の設定	(スの体(大岩の用料))	AT O HELL) I FOR THE AT IT AT IT I WAS A
都道府県介護保険事業支援計画においては、介護給付等	高齢者保健福祉圏域については、保健医療サービス及び福祉サ	(その他(本道の現状)) - 具体的な実施(検討)内容:道では、「老人福祉圏域」を「高齢者保健福祉圏域」と呼称している。圏域範囲	第8期には「高齢者保健福祉圏域の設定」に
対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位とな	ービスの連携を図る観点から、二次医療圏及び医療介護総合確保	は二次医療圏と一致させることが望ましいとされていることから二次医療圏と同様	記載。
	65		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容・具体的な取組内容	
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項		参考(第8期の記載内容)
る圏域を定めるものとされており、これを老人福祉圏域と	区域と同一とする。		
して取り扱うものとされている。			
老人福祉圏域については、保健医療サービス及び福祉サ			
ービスの連携を図る観点から、二次医療圏と一致させるこ			
とが望ましい。			
このため、老人福祉圏域が二次医療圏と一致していない			
都道府県は、可能な限り一致させるよう、令和六年度から			
<mark>の第九期計画期間</mark> に向けて、努めることが必要である。			
なお、都道府県介護保険事業支援計画に定める老人福祉			
圏域は、都道府県計画(医療介護総合確保法第四条第一項			
に規定する都道府県計画をいう。以下同じ。)を作成する場			
合に当該計画で定める都道府県医療介護総合確保区域(同			
条第二項第一号に規定する医療介護総合確保区域をい			
う。)と整合性が取れたものとすること。			
8 他の計画との関係	(8) 他の計画との関係		
都道府県介護保険事業支援計画は、都道府県老人福祉計	道計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に		
画と一体のものとして作成され、都道府県計画及び医療計	関する法律(以下「総合確保促進法」という。)に基づく北海道		
画との整合性が確保されたものとし、都道府県地域福祉支	計画及び医療計画との整合性を確保する。また、地域福祉支援計		
援計画(社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉	画、高齢者居住安定確保計画、賃貸住宅供給促進計画、障がい福		
支援計画をいう。以下同じ。)、都道府県高齢者居住安定確	祉計画、医療費適正化計画、健康増進計画又は住生活基本計画そ		
保計画(高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一	の他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、		
項に規定する都道府県高齢者居住安定確保計画をいう。以	福祉又は居住に関する事項を定めるものとの調和を図る。		
下同じ。)、都道府県賃貸住宅供給促進計画(住宅確保要配			
慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第五条			
第一項に規定する都道府県賃貸住宅供給促進計画をいう。			
以下同じ。)、都道府県障害福祉計画、都道府県医療費適正			
化計画(高齢者医療確保法第九条第一項に規定する都道府			
県医療費適正化計画をいう。以下同じ。)、都道府県健康増			
進計画(健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康			
増進計画をいう。以下同じ。)又は都道府県住生活基本計画			
(住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)第十七条第			
一項に規定する都道府県計画をいう。以下同じ。) その他の			
法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、 福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれ			
価値又は否性に関する事項を足めるものと調和が保にむ たものとすること。			
また、都道府県介護保険事業支援計画においては、これ			
また、			
(一) 都道府県老人福祉計画との一体性			
都道府県老人福祉計画は、老人に対し、その心身の健康			
の保持及び生活の安定のために必要な措置が講じられる			
よう、要介護者等に対する介護給付等対象サービス及び介			
護予防事業の提供のほか、地域住民等による自主的活動等			
として実施される介護予防の取組、認知症等の予防のため			
のサービスの提供、独り暮らしの老人の生活の支援のため			
のサービスの提供等も含め、地域における老人を対象とす			
る福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保に関する			
計画として作成されるものである。			
このため、都道府県介護保険事業支援計画については、			
	66		<u> </u>

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容・具体的な取組内容	
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項		参考(第8期の記載内容)
都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成されなけ			
ればならない。			
(二) 都道府県計画との整合性	ア 北海道計画及び医療計画との整合性		
地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築	地域において効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括		
するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通	ケアシステムを <mark>構築</mark> し、高度急性期から在宅医療・介護までの	国記載内容に準拠	
じ、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービス	一連のサービスを総合的に確保する観点から、北海道計画との		
を地域において総合的に確保することが重要である。	整合を図る。		
このため、都道府県介護保険事業支援計画については、	また、医療計画は、医療提供体制の確保に関する基本方針(平		
都道府県計画との整合性の確保を図るものとすること。	成 19 年厚生労働省告示第 70 号)により、介護サービスも含め		
(三) 医療計画との整合性	た地域のケア体制を計画的に整備するため、市町村計画及び道		
医療計画については、医療提供体制の確保に関する基本	計画にも配慮することが求められている。そのため、これらの		
方針(平成十九年厚生労働省告示第七十号)において、居	計画の整合性を確保することができるよう、道や市町村の医	(
宅等における医療の確保に関する事項を定めるに当たり、	療・介護担当者等の関係者による協議の場を設け、 <mark>地域医療構</mark>	の医療・介護の現状などについて市町村等と意見交換を行っている。	
介護サービスも含めた地域のケア体制を計画的に整備す	想調整会議における地域医療構想の達成の推進に関する協議		
るため、この指針、市町村介護保険事業計画及び都道府県	の結果も共有しつつ、より緊密な連携を図る。		
介護保険事業支援計画にも配慮して定めることが求めら			
れるとされていることに留意すること。			
特に、医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県			
介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の			
整合性を確保することができるよう、都道府県や市町村に			
おける計画の作成において、都道府県や市町村の医療・介			
護担当者等の関係者による協議の場を開催し、医療法第三			
十条の十四に規定する地域医療構想調整会議における地			
域医療構想の達成の推進に関する協議の結果も共有しつ			
つ、より緊密な連携が図られるような体制を図っていくこ			
とが重要である。			
(四) 都道府県地域福祉支援計画との調和	イ 地域福祉支援計画との調和		
介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的な	要介護者等や世帯が抱える課題は近年複雑化・複合化してお		
サービスと地域における様々な主体によるサービスを重	り、要介護者等の生活全般の課題を解決するためには、障がい		
層的に組み合わせることによって、要介護者等の生活全般	その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図り、地域		
の課題を解決することが重要である。	のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活		
特に、要介護者等や世帯が抱える課題は近年複雑化・複	躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働し		
合化しており、要介護者等の生活全般の課題を解決するた	て、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会を実現す		
めには、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的	ることが必要である。		
な連携を図ることが重要であるとともに、地域のあらゆる			
住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍でき			
るコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働し			
て、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会を実			
現することが必要である。			
このため、都道府県介護保険事業支援計画については、	このため、地域において様々な提供主体によるサービスを実		
地域において様々な提供主体によるサービスを実施、連携	施、連携させ、地域における高齢者、障がい者、児童等の福祉		
させる都道府県地域福祉支援計画と調和が保たれたもの	に関し、共通して取り組むべき事項を定める地域福祉支援計画		
とすること。	と調和を図る。		
その際、都道府県地域福祉支援計画は、地域における高			
齢者、障害者、児童等の福祉に関し、共通して取り組むべ			
き事項を定める計画として位置付けられていることに留			
意すること。			
(五) 都道府県高齢者居住安定確保計画との調和	ウ 高齢者居住安定確保計画及び賃貸住宅供給促進計画との調和		
高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力			

国基本指針 (第9期)	道作成指針(第9期)(室)	見直内容・具体的な取組内容	1
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項		NOTEL 1 II MELLA DO ANTEL 1 II.	参考(第8期の記載内容)
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項 に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付等対象サービス等に関する施策を、居住等に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進することが重要である。こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画については、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を定める都道府県高齢者居住安定確保計画と調和が保たれたものとし、住宅担当部局をはじめとした関係部局と連携を図るよう努めること。また、地域の介護サービス事業所等との適切な連携を図る観点から、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームが供給されるに当たっては、都道府県の浄鍵保険担当部局においても関与を図るなど、高齢者の居住等に関する施策にも積極的に関与することが重要である。また、都道府県介護保険事業支援計画と都道府県高齢者居住安定確保計画との調和を図るに当たっては、市町村にも配慮することが重要である。よた、布道府県の機能にり、地域の実情に応じた市町村別の供給目標を都道府県高齢者居住安定確保計画に反映することが可能であることに留意し、市町村から協議があった場合には、その求めに応じて、地域のニーズを的確に把握した計画の策定を検討することが望ましい。(六) 都道府県賃貸住宅供給促進計画との調和高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立た日常生活を営むことができるよう、介護給付等対象サービス等に関する施策を、居住等に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進することが重要である。こうした観点から、都道府県賃貸住宅供給促進計画と調和が保たれたものとし、その策定に当たっては、住宅担当部局をはじめとした関係部局と連携を図るよう努めることとされており、高齢の障害者が地域生活への移行を進めることとされており、高齢の障害者が地域生活への移行を進めることとされており、高齢の障害者が地域生活への移行を進めることとされては、衛育内県障害福祉計画との調和都道府県障害福祉計画との調和都道府県障害福祉計画との調和都道府県障害福祉計画とおいては、高齢者を含むでは、が、前方県医療・変を必要に応じて提供していくことも重要である。こうした観点から、都道府県へ護保険事業支援計画については、都道府県障害福祉計画に定められた、高齢者を含む入院中の精神障害者の地域を括への移行に係る成果目標等との調和が保たれたのとすること。(ハ) 都道府県医療費を加速の指針でシステムの構築	第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を定める高齢者居住安定確保計画、高齢者等の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標等を定める賃貸住宅供給促進計画との調和を図る。また、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給については、地域の介護サービス事業所等との適切な連携を図る観点から、道建設部と連携を図る 本 医療力を受けています。	見直内容・具体的な取組内容 (その他(現状の日標値)) 具体的な天態(検討) 内容:特件時料における 65 歳以上の人院 1 年以上の長期人院患者数 6,430 人以下	参考(第8期の記載内容)
を図ることは重要である。このため、都道府県介護保険事	関する取組等と調和を図る。		
で凶ることは里女とめる。こりため、和坦府県川護保険事士			į

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容・具体的な取組内容	1
1 1 2 1 1 1 1 1 1 1	第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	ンEL1.ロ. ンLLK1.0-4VimL1.ロ.	参考 (第8期の記載内容)
業支援計画については、都道府県医療費適正化計画に地域			3 T 3N - 7/2 : H2 JM + H2
包括ケアシステムの構築に関する取組等が定められる場			
合には、その取組等と調和が保たれたものとすること。			
また、フレイル状態にあるなど医療・介護サービスのニ	また、フレイル状態にあるなど医療・介護サービスのニーズ	国記載内容に進枷	
ーズを複合的に抱える高齢者やその予備群に対して、一人	を複合的に抱える高齢者やその予備群に対して、一人ひとりの	田山鉄川行に十足	
ひとりの心身の機能等を踏まえて、医療サービス及び介護	心身の機能等を踏まえて、医療サービス及び介護サービスを効	(man)	
サービスを効果的かつ効率的に組み合わせて提供するこ	果的かつ効率的に組み合わせて提供することが重要であり、医	(検討中) 具体的な実施(検討)内容:次期医療費適正化計画において、高齢者の介護予防等に関する目標を定める予	
	条的がり効率的に組み合わせて提供する。これ重要であり、医療費適正化計画に高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病	定であることから、次期計画において調和のとれたものとする(国保医療課)	
とが重要である。都道府県医療費適正化計画に高齢者の心			
身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防に関する目標の原告、企業の機能は集構なる形式が思われ、対象的ない	予防・介護予防に関する目標や医療・介護の機能連携を通じた		
標や医療・介護の機能連携を通じた効果的・効率的なサー	効果的・効率的なサービス提供の推進に関する目標等と調和が		
ビス提供の推進に関する目標等が定められる場合には、そ	保たれたものとする。		
の目標等と調和が保たれたものとすること。). http://dailio.com/		
(九) 都道府県健康増進計画との調和	カ健康増進計画との調和		
少子高齢化が進む中で、健康寿命を延伸し、要介護状態	高齢者の健康に焦点を当てた取組等、健康増進に関する施策		
等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪	を定める健康増進計画との調和を図る。		
化の防止を図ることは、重要である。			
このため、都道府県介護保険事業支援計画については、			
高齢者の健康に焦点を当てた取組等住民の健康の増進の			
推進に関する施策を定める都道府県健康増進計画との調			
和に配慮すること。			
(十) 都道府県住生活基本計画との調和	キ 住生活基本計画との調和		
単身又は夫婦のみの高齢者世帯が増加する中、高齢者が	単身又は夫婦のみの高齢者世帯が増加し、高齢者が安心して		
安心して暮らせる住まいと日常生活の支援や介護給付等	暮らせる住まいと日常生活の支援や介護給付等対象サービス		
対象サービス等の一体的な供給が要請されている。	等の一体的な供給が要請されていることから、住生活の安定の		
こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画につ	確保及び向上の促進に関する施策に関する事項を定める住生		
いては、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策	活基本計画との調和を図る。		
に関する事項を定める都道府県住生活基本計画と調和が			
保たれたものとすること。			
(十一) 都道府県地域防災計画(災害対策基本法第二条第一	ク 地域防災計画との調和		
項第十号イに規定する都道府県地域防災計画をいう。	災害時に要介護高齢者等が適切に避難し、介護サービスを利		
以下同じ。)との調和	用できるよう、介護保険施設が関係団体とあらかじめ施設利用		
災害時に要介護高齢者等が適切に避難し、介護サービス	者の受入れに関する災害協定や災害時の介護職員の派遣協力		
を利用できるよう、都道府県の防災部局と介護部局が連携	協定を締結する等の体制の整備を支援し、災害時に向けた取組		
し、介護保険施設があらかじめ施設利用者の受入れに関す	等について、地域防災計画との調和を図る。		
る災害協定を締結する、関係団体と災害時の介護職員の派			
遣協力協定を締結する等の体制の整備に努めることを支			
援することが重要であり、都道府県介護保険事業支援計画			
において、災害時に向けた取組等を定める場合には、都道			
府県地域防災計画との調和に配慮すること。			
(十二) 都道府県行動計画(新型インフルエンザ等対策特別	ケー行動計画との調和		
措置法第七条第一項に規定する都道府県行動計画を	行動計画においては、新型インフルエンザ等の感染症の感染		
いう。以下同じ。)との調和	拡大防止の取り組みや各発生段階における道が実施する対策		
都道府県行動計画においては、新型インフルエンザ等の	などが定められており、高齢者等への支援についても定められ		
感染症の感染拡大防止の取組や各発生段階における都道	ている。今般の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、新		
府県が実施する対策等が定められており、高齢者等への支	型インフルエンザ等の感染症に備えた取組について、行動計画		
援についても定められている。今般の新型コロナウイルス	との調和を図る。		
感染症の流行を踏まえ、都道府県介護保険事業支援計画に			
おいて、新型インフルエンザ等の感染症に備えた取組等を			
定める場合には、都道府県行動計画との調和に配慮するこ			
トーン O/W ロコーログ PMとUVU128/HT IPI C V/MMHC IPI IPI J J J C	69		1

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容・具体的な取組内容	
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項		参考(第8期の記載内容)
೬。			
(十三) 福祉人材確保指針を踏まえた取組	コ 福祉人材確保指針、介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組		
介護保険制度が国民のニーズに応えるよう十分機能し	介護人材確保策を定めるにあたっては、福祉・介護サービス	(その他 (指針の内容))	
ていくためには、福祉・介護サービスを担う人材の安定的	を担う人材の安定的な確保が重要であることから、今後さらに	具体的な実施(検討)内容:人材確保の基本的な考え方や人材確保に関する方策を国が定めたもの	
な確保が重要である。こうした観点から、都道府県介護保	拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材確保のた		
険事業支援計画において、介護人材確保策を定めるに当た	めの取組指針である福祉人材確保指針を踏まえ、地域の実情に		
っては、福祉・介護サービスの仕事が魅力ある職業として	応じて重点的に取り組む事項を明確にするとともに、介護労働		
認知され、今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応で	者の雇用管理の改善の促進、能力の開発及び向上を図るために		
きる質の高い人材の確保のための取組の指針である福祉	講じようとする施策の基本となるべき事項を定める介護雇用		
人材確保指針を踏まえ、地域の実情に応じ、重点的に取り	管理改善等計画を踏まえて検討を進める。		
組む事項を明確にするよう努めるものとする。			
(十四) 介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組			
介護労働者が意欲と誇りをもって魅力ある職場でその			
能力を発揮して働くことができるようにすること等のた			
め、介護労働者の雇用管理の改善並びに能力の開発及び向			
上をすることが重要である。こうした観点から、都道府県			
介護保険事業支援計画において、介護人材確保策を定める			
に当たっては、介護雇用管理改善等計画に定める介護労働			
者の雇用管理の改善の促進、能力の開発及び向上を図るた			
めに講じようとする施策の基本となるべき事項を踏まえ			
るよう努めるものとする。			
(十五) 認知症施策推進大綱を踏まえた取組	サ 認知症施策推進大綱を踏まえた取組		
認知症施策においては、認知症の発症を遅らせ、認知症	認知症施策においては、認知症の発症を遅らせ、認知症にな		
になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指	っても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症		
し、認知症の人やその家族の意見も踏まえながら、「共生」	の人やその家族の意見も踏まえながら、「共生」と「予防」の		
と「予防」の施策を推進することが重要である(認知症施	施策を推進することが重要であることから、認知症施策推進大		
策推進大綱において、「共生」とは、認知症の人が、尊厳と	綱の基本的な考え方を踏まえ、認知症施策に取り組む。		
希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってよれている。			
てもなくても同じ社会でともに生きる、という意味であ			
り、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではな			
く、「認知症になるのを遅らせる」又は「認知症になっても 進行を緩やかにする」という意味であるとされている。)。			
正17 を核やがにする」という息味であるとされている。)。 こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画にお			
いて、認知症施策を定める場合にあっては、認知症施策推			
進大綱の基本的な考え方を踏まえるよう努めるものとす			
る。			
る。 なお、認知症施策推進大綱の対象期間は令和七年までの	なお、認知症施策推進大綱の対象期間は令和7年までの6年	国記載内容に進拠	
六年間であり、令和四年は策定三年後の中間年であったこ	間であり、令和4年は策定3年後の中間年であったことから、		
とから、施策の進捗状況について中間評価が行われた。し	施策の進捗状況について国において中間評価が行われた。		
たがって、今後は、中間評価の結果も踏まえ、認知症施策	中間評価の結果も踏まえ、認知症施策推進大綱の考え方を踏		
推進大綱の考え方を踏まえた施策を進めることが重要で	まえた施策を推進するほか、国が今後策定する認知症施策推進		
ある。	基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進していく。		
また、令和五年通常国会で成立した共生社会の実現を推			
進するための認知症基本法の施行に向けては、国が今後策			
定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症			
施策を推進していく必要があることに留意すること。			
0 7 0/4	(0) 7.0%		
9 その他 () 表面 期間 し 佐木の味 期	(9) その他 マ standang		
(一) 計画期間と作成の時期	ア 計画期間 70		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容・具体的な取組内容	
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項		参考(第8期の記載内容)
都道府県介護保険事業支援計画は、三年を一期として作	第9期介護保険事業支援計画の計画期間は、令和6年度から	国記載内容に準拠	
成する。	令和8年度までとする。		
第九期都道府県介護保険事業支援計画については、 <mark>令和</mark>			
六年度から令和八年度までを期間として、令和五年度中に			
作成することが必要である。			
(二) 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	イ 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発		
都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を作成した	道は、道民に対し、その地域の現状や特性、管内各市町村が		
ときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出すること。	構築する地域包括ケアシステムの目指す方向やそのための取	(既存(実施中))	
また、介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るために	組や市町村に対する道としての支援内容について、介護保険事	【 <u>愛に行く交通行</u> 】 / 具体的な実施(検討)内容:達成状況に関する調査等については、道が例年実施する「計画に係る進捗状況	
は、国民の理解及び協力を得ることが求められることか	業支援計画及び各年度における計画の達成状況などの公表方	調査」により把握し、厚労省に報告しているが、公表は努力義務であることから行っていない。	
ら、都道府県は、地域住民に対し、その地域の現状や特性、	法を工夫しながら、幅広く地域の関係者の理解を広げ、多様か		
管内各市町村が構築する地域包括ケアシステムの目指す	つ積極的な取組を進めるための普及啓発を図る。		
方向やそのための取組や市町村に対する都道府県として			
の支援内容について、当該計画及び各年度における当該計			
画の達成状況などの公表方法を工夫しながら幅広く地域			
の関係者の理解を広げ、多様かつ積極的な取組を進めるた			
めの普及啓発を図ることが重要である。			
二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項	2 道の取組に関する事項		
一 都道府県介護保険事業支援計画において定めることと	道の介護保険事業支援計画では、次に掲げる事項を定める。		
された事項は、次に掲げる事項とする。	定の月暖水水平未入波町回では、JMに1917の平泉とんのの。		
1 老人福祉圏域	 (1) 高齢者保健福祉圏域		
一の7を踏まえた老人福祉圏域の範囲、各老人福祉圏域	高齢者保健福祉圏域の範囲、各圏域の状況を定める。		
の状況等を定めること。			
この場合において、隣接の都道府県の区域の状況を考慮			
する必要があるときは、当該都道府県との調整の経緯、当			
該区域の状況等を盛り込むことが重要である。			
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの	 (2)各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見		
量の見込み	込み		
市町村が推計した見込み等を基に各年度における都道	市町村が推計した見込み等を基に、各年度における道内全域及		
府県全域及び老人福祉圏域ごとの介護専用型特定施設に	び高齢者保健福祉圏域ごとの、介護専用型特定施設における特定		
おける特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居	施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地		
者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活	域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「介護専用型特		
介護(以下「介護専用型特定施設入居者生活介護等」とい	定施設入居者生活介護等」という。)に係る必要利用定員総数、		
う。)に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの	介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数(指定介護療養型医		
必要入所定員総数並びに介護給付等対象サービスの種類	療施設にあっては、当該指定介護療養型医療施設の療養病床等に	(検討中)	第8期には「サービス量の見込みの基本的な
ごとの量の見込みを定めること。また、その算定に当たっ	係る必要入所定員総数) 並びに介護給付等対象サービスの種類ご	具体的な実施(検討)内容:現計画でも算定の考え方を掲載しており、次期計画でも同様に掲載予定	第 6 新には「リーヒハ重の元込みの基本的な 考え方」に記載
ての考え方を示すことが重要である。その際、有料老人ホ	との量の見込みを定め、その算定の考え方を記載する。その際、		
ーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加しており、多	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が、多様な介護		
様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、都道	ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、道内全域及び高齢者		
府県全域及び老人福祉圏域ごとの当該地域におけるこれ	保健福祉圏域ごとの当該地域におけるこれらの設置状況や、要介		
らの設置状況や、要介護者等の人数、利用状況等を必要に	護者等の人数、利用状況等を必要に応じて勘案するものとする。		
応じて勘案するものとする。さらに、サービスの量の見込	さらに、サービスの量の見込みを定める際には、地域特性を踏	Franch Lata Millia	
みを定める際には、サービス利用における地域間の移動	まえながら適切に検討することが必要であり、高齢者人口が増加	国記載内容に準拠	
や、住民のサービス利用の在り方も含めた地域特性を踏ま	する都市部では、高齢者人口増加に備えた、特別養護老人ホーム		
えながら適切に検討することが必要であり、「介護離職ゼ	等の介護サービスに加え、特定施設入居者生活介護も含めた基盤		
ロ」の実現に向けて、高齢者人口が増加する都市部では、	整備を行い、人口減少が見込まれる地域では、関係サービスの連		
特別養護老人ホーム等従来からの介護サービスに加え、特定性型1月末生に企業するはたが用めた其の政策を行う。	携や既存施設の有効活用等により、必要な介護サービスの機能を		
定施設入居者生活介護も含めた効果的な基盤整備を行い、	地域に残すことを検討し、老朽化した施設の建て替えや修繕を計		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容・具体的な取組内容	
都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項		参考(第8期の記載内容
人口減少が見込まれる地域では、関係サービスの連携や既	画的に行うとともに、中長期的な人口構造の変化の見通しを踏ま		
存施設の有効活用等の工夫をこらしながら必要な介護サ	えながら、必要な介護サービスが提供されるよう、地域医療介護		
ービスの機能を地域に残すことを考える必要がある。老朽	 総合確保基金を活用し、地域を支えるという視点で介護基盤整備		
化した施設の建て替えや必要な修繕を計画的に行うとと	を進めていく。		
もに、中長期的な人口構造の変化の見通しを踏まえなが			
ら、必要な介護サービスが提供されるよう、地域医療介護		(7 o hb. (Hilth: NR))	
総合確保基金を活用し、地域を支えるという視点で介護基		(その他 (制度説明))	
盤整備を進めていくことが重要である。		施設の役割が在宅復帰・在宅療養支援であることが明確にされた。	
また、様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、既存	また、様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、既存資源等	国記載内容に準拠	
資源等を活用した複合型サービスを整備していくことが	を活用した複合型サービスを整備していくほか、居宅要介護者の		
重要である。	生活を支えるため、訪問リハビリテーション等の更なる普及や、	見直しのポイント 1. 介護サービス基盤の計画的な整備	
あわせて、居宅要介護者の生活を支えるため、訪問リハ	介護老人保健施設による在宅療養支援機能の充実を図るため、関	②在宅サービスの充実_3ポツ目	
ビリテーション等の更なる普及や、介護老人保健施設によ	係団体等と連携した上で、介護老人保健施設等に対する協力要請	「居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実」	
る在宅療養支援機能の充実を図ることが重要である。その	(京回体等と連携した工で、介護名人休産施設等に対する協力委員や医療専門職の確保等の取組を検討する。		
ため、関係団体等と連携した上で、介護老人保健施設等に	「	(計画期間中に検討(実施))	
		具体的な実施(検討)内容:具体的な取組については今後検討を行う。	
対する協力要請や医療専門職の確保等の取組を行うこと			
が重要である。	ᄾᆇᆉᆝᄫᆟᆉᆒᇬᆘᆝᇰᆇᇬᆸᇬᄆᄓᅺᆇᄼᅷᇉᅺᄦᄝᅶᄔ		
介護老人福祉施設のサービスの量の見込みを定める際	介護老人福祉施設のサービスの量の見込みを定める際には、特	国記載内容に準拠	
には、特例入所者数の見込みも踏まえて定めることが重要	例入所者数の見込みも踏まえて定める。特例入所の運用について	(検討中) - 具体的な実施(検討)内容:毎年道が実施している「老人福祉施設入所状況調査」で特例入所者数を把握し	
である。特例入所の運用については、介護老人福祉施設が	は、介護老人福祉施設が在宅での生活が困難な中重度の要介護者	「	
在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設と	を支える施設としての機能に重点化されている趣旨等や地域に		
しての機能に重点化されている趣旨等や地域における実	おける実情を踏まえ、各市町村において、必要と認める事情があ		
情を踏まえ、各市町村において、必要と認める事情があれ	れば、それも考慮した適切な運用を図るよう、各市町村に適切な		
ば、それも考慮した適切な運用を図るよう、各市町村に適	助言を行う。 		
切な助言を行うことが重要である。		The state of the s	
また、離島や過疎地域等に所在している小規模特養につ	また、離島や過疎地域等に所在している小規模特養について		
いては、地域において必要な介護サービス提供が継続され	は、地域において必要な介護サービス提供が継続されるよう、地	(計画期間中に検討(実施))	
るよう、地域住民と市町村を含めた行政などが協働し、そ	域住民と市町村を含めた行政などが協働し、その地域における小	具体的な実施(検討)内容:現時点の想定では、既存の「高齢者保健福祉圏域連絡協議会」などを活用して 議論を行う。	
の地域における小規模特養の在り方を議論する場を設け	規模特養の在り方を議論する場を設けるなどして、必要な取組を	Position 2 10 7 0	
るなどして、必要な取組を進めていくことが重要である。	進めていく。		
加えて、老人福祉圏域ごとに、各年度の混合型特定施設	また、高齢者保健福祉圏域ごとに、各年度の混合型特定施設入		
入居者生活介護(介護専用型特定施設以外の特定施設(以	居者生活介護(介護専用型特定施設以外の特定施設(以下「混合		
下「混合型特定施設」という。) に入居している要介護者に	型特定施設」という。)に入居している要介護者について行われ		
ついて行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同	る特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の必要利用定員		
じ。)の必要利用定員総数を定めることができる。	総数、有料老人ホーム等において提供される特定施設入居者生活		
この場合、多様な経営主体によるサービスの提供体制を	介護についても、各市町村の要介護者等の実態を踏まえて需要を		
確保し、利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが	的確に把握し、地域の実情に即した適切なサービス量の見込みを		
提供されるような環境を構築する観点から、有料老人ホー	記載する。		
ム等において提供される特定施設入居者生活介護につい			
ても、各市町村の要介護者等の実態を踏まえて需要を的確		(既存(実施中))	
に把握し、地域の実情に即した適切なサービス量を見込む		具体的な実施(検討)内容:計画策定年に合わせて道が実施する「混合型特定施設入居者生活介護の利用状	
こと。		沢調査」の結果から算定した推定利用定員割合を今後市町村に通知する予定	
なお、混合型特定施設の指定を行う際に必要となる推定		国記載内容に準拠	
利用定員の算定に当たっては、要介護者の入居実態を踏ま	員の算定に当たっては、要介護者の入居実態を踏まえ、地域の実		
え、地域の実情に合わせて設定すること。	情に合わせて設定する。		

さらに、大都市部において、他の老人福祉圏域との間で特別養護老人ホームの必要入所定員総数の調整を行った場合は、その調整内容を都道府県介護保険事業支援計画に定めるとともに、調整の考え方を示すことが重要である。

■基本指針(第9期) 道作成計計(第9期)(東) 第3 物道麻泉介養保険事業支援計画の作成に関する事項 加えて、大都市部において、地域マミュニティや地方公共の形の子標とは、対していたが、地域マミュニティや地方公共の形の子標を作る場合を表現した。 他の 都道所見めの安か能質問題をそれ 一人の 人の下必要人 放を双力が超過時息が弾性し、 相道所見の 区域を植えて必要人 がった 通常性 変更 からこと いまできる。 この場合、入居され入の意思の神 進が入上をいまできる。 この場合、入居され入の意思の神 進が入上をいまできる。 この場合、入居され入の意思の神 進が入上をいまできる。 この場合、入居され入の意思の神 進が入上をいまできる。 この場合、入居され入の意思の神 進が入上をいます。 計画の実行には一分な正確をすること。 たならないよう、計画の実行には一分な正確をすること。 たな」 各年度における医療収費病床から介護保険施設等 への無数といなに、活をが作る事をサービスの最近には ウェルンでは、 着温が肝外療収験・主文の服の上の大とにはならないよう。 計画の実行には ウェルンでは、 着温が肝外療収験・主文の経過できる。 また、 各年度における医療収費病床から介護保険施設等 への無数といな係る 万議計付等が参サービスの超り見込みについては、土に介護を変更よるの資金が利用している原療を発売が改進されたがあり、必要に定じて近方の日常や海像サービスの利用に関する意味を発音を含むてきまった。 一般の上のよった。 一般の主ならよう、企業的対象を発生している 国際計画において限ける といる 成業の実施を発音を含むたました。 (歴史) 日本の主ならよう、企業を使用している原産を発売が改進された。 「大学の主なの主ならまま」との権の上でよる影響となる 「大学の主な」 といる 医療療を治療を含まる時に、 「大学の主な」 といる 医療療を治療を含まる 「大学の主な」 といる 医療療を治療を含まる 医療の主ならまる 「大学の主な」 といる 医療療を治療を含まる 医療・関連など ともに、医療・調において限ける ともに、 医療・調において限ける ともに、 医療・制において限ける ともに、 医療・制において限ける ともに、 医療・制において限ける ともに、 医療・動きなどともに、 医療・制において限ける ともに、 医療・制において限ける ともに、 医療・制において限ける ともに、 医療・動きなどともに、 医療・制において限ける ともに、 医療・制において限ける ともに、 医療・制において限ける ともに、 医療・関連などともに、 医療・制において限ける ともに、 医療・制において限ける ともに 医療・動きなど ともに 医療・動きなど ともに 医療・動きなど ともに 医療・動きなど ともに 医療・動きなど ともに 医療・動きなど ともに 医療・関連など ともに 医療・医療・医療・医療・医療・医療・医療・医療・医療・医療・医療・医療・医療・医
共団体間のつながりが強いなどの特別な事情により、他の 都道が展外の要介護被保険者で係る特別養護者とホーム への人間な変人数を火力が高道作場が理要である。こ の場合、入居者木のの意思の事面が大前地であり、重度の 変介接状態となった場合に木人の意思にかかららず家族 や地域と切り整されて他の都道所頃の施設に入所させら れるといったことになたないよう、計画の実行には十分 な記慮やすること。 なお、各年度における医療教養病体から介護保険施設等 への転換分に係る介護給付等対象サービスの量の見込み については、都道所果介護保険事業支援計画を作成しよう とするととにおける王が諸を必要とする高齢者が利用 している医療検索病体が変数とする高齢者が利用 している医療検索病体が変数とする高齢者が利用 している医療検索病体が変数とする高齢者が利用 している医療検索病体が変数とする高齢者が利用 している医療検索病体が変数とする高齢者が利用 している医療検索病体が変数とする高齢者が利用 している医療検索病体が変数とする高齢者が利用 している医療検療病体が変数とする高齢者が利用 している医療検索病体が変数とする高齢者が利用 している医療検索病体が変数とする高齢者が利用 している医療検索病体が変数とする高齢者が利用 している医療検索病体が変数とする高齢者が利用 している医療検索病体の変数できれる高齢者が利用 している医療検索病体の変している高齢者の介護 情報やサービスの利用に関する意向並びに医療療養病 に免疫療養病体を有する医療機関の企業保険施設等への基機の予定等 を担張したして、介護が自分する場合でする医療機関がといる機関によいても関す との量の見込みに含めて見込むとともに、医療計画において掲げ る年を医療の整備目標を含むなとともに、医療計画において掲げ る年を医療の整備目標を含むなとの量の見込みを定める。
(3) 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活 の支援、要が総大幅学となることので放又は要が最大で、 のを扱い、は生化の助性、以が、海巻付の適正化への取 私への支援に関する歌組及び目標定定 (一) 市町村が行う、横隔終者の地域における自立した日常 生活の支援、要の金銭地域とび目標定定 (一) 市町村が行う、横隔終者の地域における自立した日常 生活の支援、要の金銭地域とび目標定定 各市町村において、信飾をからの 育がる金が出版しては基化の防止への取組への支援に関する歌組及び目標変定 各市町村において、信飾をからの おより、実が海状態学のを対域、悪化の防止を図るための具体的 な認め生態なることがの実施であることの おより、実が海状態学の経域、悪化の防止を図るための具体的 な認め生態なることがあれることがあることが こうした製造から、平安ご 1 年の本活の支援、更が海状態学 となることの手助くは実所条状態等の経域者しては悪化 の防に関する事政が追加を表れるととして、前部行が海保険等等計画の基本が結本等項として、被保険 者か地域における日とした日常生活の支援、更が海状態等 となることの手助くは実所落状態等の経域者しては悪化 の防に関する事政が追加をおさととして、前部町に 介護保険等業は使引きるより起ことを指に、前部町に 介護保険等業は使引きる場合ととなど、新部町に 介護保険等業は使引きる基本的ととりに、前部村の 類似ーの支払に関する事政が追加を表れるととして、前部前に 介護保険等業は使引きる事などその目標に関する事政が追加を表れたととうだる。 また、外部機能を必要をする後含者を通知に認定し、支

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容・具体的な取組内容]
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	JOHN TO MALITY	参考(第8期の記載内容)
その結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度へ			
の信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するよ			
う、介護給付の適正化を進めることも重要である。こうし			
た観点から、平成二十九年の法改正においては、市町村介			
護保険事業計画の基本的記載事項として、介護給付の適正			
化に関し、市町村の取組及びその目標に関する事項を追加			
するとともに、都道府県介護保険事業支援計画の基本的記			
載事項として、市町村の取組への支援に関する都道府県の			
取組及びその目標に関する事項を追加したところである。			
市町村の取組への支援として、都道府県は、市町村の人	道は、市町村の人員体制やノウハウの蓄積状況等が様々であ	(既存(実施中))	第8期には「計画推進のための具体的取組」
員体制やノウハウの蓄積状況等の状況が様々であること	ることを踏まえ、地域の実情に応じて多様な取組を構想し、市	具体的な実施(検討)内容:達成状況を評価できる客観的な数値目標を定めており、次期計画においても同	第 6 列には「計画作用のプラスタンス(本中) 収入社」 として記載
を踏まえつつ、広域の地方公共団体としての特性を活かし	町村支援に向けた取組内容とその達成状況を評価できる客観	様に記載予定	こして記載
た丁寧な取組を行うことが重要である。	的な数値目標を定める。		
このため、例えば、①都道府県内外の先進事例の収集と			
情報提供、②地域包括ケア「見える化」システムや令和二			
年の法改正により新たに収集することとされた情報を含			
むデータを活用した管内市町村の要介護認定率や介護給			
付費等の分析等を通じた多角的な地域課題の把握の支援、			
③専門職等の関係団体、県単位での自治組織や社会福祉協			
議会、大学等との連携体制の構築、④市町村職員等に対す			
る研修の実施といった取組が考えられる。			
また、高齢者に対する自立支援・重度化防止の取組を推	また、高齢者に対する自立支援・重度化防止の取組を推進す	国記載内容に準拠	
進するに当たっては、地域支援事業と介護保険給付の双方	るに当たっては、地域支援事業と介護保険給付の双方の観点か		
の観点からの地域リハビリテーション体制の構築が重要	らの地域リハビリテーション体制の構築を進め、道医師会をは	(その他(連携指針のイメージ))	
である。そのために、全都道府県において、都道府県医師	じめとした関係団体・関係機関等の保健・医療・福祉の関係者	具体的な実施(検討)内容:令和6年度に設置を予定している協議会にて、リハビリテーション連携指針の	
会をはじめとした関係団体・関係機関等の保健・医療・福	で構成される協議会を設け、リハビリテーション連携指針を作	策定や内容等について諮ることとしている。	
祉の関係者で構成される協議会を設け、リハビリテーショ	成するとともに、地域の実情に応じて、取組を進めていくこと	(その他 (用語説明+道の状況))	
ン連携指針を作成するとともに、地域の実情に応じて、取	が重要である。	具体的な実施(検討)内容:地域包括ケア推進に資するリハビリテーションのあり方を検討する場。現在、	
組を進めていくことが重要である。		協議会は廃止されており、令和6年度からの再構築に向けて検討中	
さらに、リハビリテーションに関する協議会の意見も聴	さらに、リハビリテーションに関する協議会の意見も聴きな	国記載内容に準拠	
きながら、都道府県リハビリテーション支援センターにお	がら、リハビリテーション支援センターにおいて、リハビリテ	(その他 (用語説明+道の状況))	
いて、リハビリテーション資源の把握や行政・関係団体と	ーション資源の把握や行政・関係団体との連絡調整を行いつ	具体的な実施(検討)内容:関係機関との連絡調整、都道府県関係者への支援などの役割を行うセンター。	
の連絡調整を行いつつ、地域での相談支援、研修、通いの	つ、地域での相談支援、研修、通いの場や地域ケア会議等への	現在、札幌医科大学がリハビリテーション支援センターとなっている	
場や地域ケア会議等への医療専門職等の派遣の調整とい	医療専門職等の派遣の調整といった具体的な取組を進めるこ	(計画期間中に検討 (実施))	
った具体的な取組を進めることが重要である。	とが重要である。	具体的な実施(検討)内容:上記協議会にて、具体的な取組内容を検討していく。	
これらに限らず、地域の実情に応じて多様な取組を構想			
し、その取組内容と目標について都道府県介護保険事業支			
援計画に盛り込むこと。この他、地域支援事業の適切な実			
施に向けて、支援を必要とする市町村を抽出し、課題の設		(計画期間中に検討(実施))	
定や支援体制の検討等について継続的に助言・指導等を行		具体的な実施(検討)内容:保険者機能強化推進交付金等に係る令和6年度評価指標の分析結果や点検ツールを活用して実施を予定している。	
っていくことも考えられる。			
また、都道府県は、各市町村において実施した地域包括	また、各市町村において実施した地域包括ケアシステムの構	国記載内容に準拠	
ケアシステムの構築状況に関する自己点検の結果も参考	築状況に関する自己点検の結果も参考にしながら、既存の地域	(計画期間中に検討(実施))	
にしながら、既存の地域資源を活用した地域包括ケアシス	資源を活用した地域包括ケアシステムの推進及び地域づくり	↓ 具体的な実施(検討)内容:地域介護予防・地域包括ケア支援事業や北海道生活支援・介護予防充実強化事業の実施などで伴走型支援を行う。	
テムの推進及び地域づくりにつなげていくという視点で、	につなげていくという視点で、個別の市町村に対する伴走型支	ボッスルピょう く 「大生人友で 1 / 0	
個別の市町村に対する伴走型支援等を行うことが重要で	援等を行う。		
ある。その際、国が作成・周知する資料や、地方自治体の			
取組事例の分析結果等を活用することも重要である。			
これらの目標については、都道府県による様々な取組の			

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容・具体的な取組内容	
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項		参考(第8期の記載内容)
達成状況を評価できるよう、数値目標等の客観的な目標を			
設定するように努めることが重要である。また、リハビリ			
テーションに関する目標の設定に当たっては、国が示すリ			
ハビリテーションサービス提供体制に関する指標を現状			
把握や施策の検討の参考とすることが望ましい。			
なお、こうした取組は、適正なサービスの利用の阻害に			
つながらないことが大前提であることに留意することが			
必要である。			
(二) 市町村が行う、介護給付の適正化への取組への支援に	イ 市町村が行う、介護給付の適正化への取組への支援に関す		
関する取組及び目標設定	る取組及び目標設定	(検討中)	
市町村の取組への支援に関する目標の策定に当たって	介護給付の適正化に関する市町村の取組支援については、市		
は、市町村と支援内容等の意見交換を行うとともに、市町	町村計画における目標を十分に踏まえるとともに、地域の実情		
村介護保険事業計画における目標を十分に踏まえた内容	に応じて多様な取組を構想し、取組内容と目標を定める。		
とすることが重要である。			
また、 <mark>第九期</mark> からの調整交付金の算定に当たっては、 <mark>要</mark>	また、第9期からの調整交付金の算定に当たっては、要介護認		
介護認定の適正化、ケアプラン点検、医療情報との突合・	定の適正化、ケアプラン点検、医療情報との突合・縦覧点検とい		
縦覧点検といったいわゆる主要 <mark>三事業</mark> の取組状況を勘案	ったいわゆる主要三事業の取組状況を勘案することとされた。		
することとしたところである。			
このため、例えば、各年度において、その達成状況、主	このため、各年度において、その達成状況、主要三事業の取組		
要三事業の取組状況を点検するとともに公表し、その結果	状況を点検し、その結果に基づき対策を講ずるとともに、国保連		
に基づき対策を講ずるとともに、都道府県が中心となって	合会と連携し、市町村に対する支援を行う。また、縦覧点検・医		
国保連合会と連携し、市町村に対する支援を行うという取	療情報との突合に係る国保連合会への委託については、道内の過		
組が考えられる。また、縦覧点検・医療情報との突合に係	誤調整の処理基準が統一されることで、より正確な効果が得られ		
る国保連合会への委託については、都道府県内の過誤調整	ることから、道内の全市町村が国保連合会に委託するよう働きか		
の処理基準が統一されることで、より正確な効果が得られ	ける。これらに限らず、地域の実情に応じて多様な取組を構想し、		
ることから、都道府県内の全市町村が国保連合会に委託す	介護給付の不合理な地域差が確認できる場合、改善や介護給付の		
るよう働きかけるという取組が考えられる。これらに限ら	適正化に向けて市町村との協議の場で議論を行い、その取組内容		
ず、地域の実情に応じて多様な取組を構想し、介護給付の	と目標について北海道介護保険事業支援計画に盛り込む。		
不合理な地域差の改善や介護給付の適正化に向けて市町			
村との協議の場で議論を行い、その取組内容と目標につい			
て都道府県介護保険事業支援計画に盛り込むこと。			
なお、介護給付の適正化への支援に関しては、都道府県			
介護給付適正化計画を別に策定することでも、差し支えな			
い。この場合、都道府県介護給付適正化計画を別に定める			
旨記載し、都道府県介護保険事業支援計画と整合の図られ			
たものとすること。			
4 本上短知图444.光片上子片层的细醇	(4) 古松本に独伝が図ばた光はたいよったは砂部敷		
4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整 介護給付等対象サービス(介護給付又は予防給付に係る	(4) 高齢者保健福祉圏域を単位とする広域的調整 介護給付等対象サービス(介護給付又は予防給付に係る居宅サ		
年			
店七サービス等のうら、指正地域沿着型サービス及び指正地域密着型介護予防サービスを除いたものをいう。以下こ	世と人等のうら、指定地域治有型サービス及び指定地域治有型介 護予防サービスを除いたものをいう。以下同じ。) 量の見込みに		
	でいて、道は、市町村と意見交換して、高齢者保健福祉圏域を単		
の4において同じ。)の量の見込みについては、都道府県は 市町村と意見を交換して、老人福祉圏域を単位とする広域	ついて、週は、中国村と思見父撰して、高齢有保健倫価圏域を単位とする広域的調整を図る。		
印明刊と息見を父撰して、老人倫価圏域を単位とする仏域的調整を図ること。この場合においては、老人福祉圏域を	位とする広 明治を図る。 また、 <mark>高齢者保健福祉圏</mark> 域単位で、介護給付等対象サービスを	国記載内容に準拠	
的調整を図ること。この場合においては、老人倫配圏域を単位として介護給付等対象サービスを提供する体制を確	また、高齢有保健倫性圏域単位で、介護稲利等対象が一て入を提供する体制を確保する市町村の取組に協力するとともに、各年		
単位として介護和刊等対象リーころを提供する体制を催 保する市町村の取組に協力するとともに、各年度の介護専	度の介護専用型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施設		
用型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施設入居	及の介護等用空特定施設へ居有生活介護等及い低行空特定施設 人居者生活介護の種類ごとの必要利用定員総数並びに介護保険		
用空科定施設へ居有生估力護寺及び配合空科定施設へ居者生活介護の種類ごとの必要利用定員総数並びに介護保	八店有生活分護の種類ことの必要利用足具総数並のに分護休廃施設の種類ごとの必要入所定員総数については、それぞれの総数		
有生活	施設の種類ことの必要人所定員総数については、それてれの総数 の現状や均衡、在宅と施設のサービスの量の均衡等に配慮する。		
PONIBLE VALLETY C VALLETY AND	の現代で対策、任七と施設のサービスの重の対策等に配應する。 75		

用型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施設入居者生活介護の種類ごとの利用定員並びに介護保険施設の種類ごとの利用定員総数の現状、介護専用型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施設入居者生活介護並びに介護保険施設相互間の利用定員及び入所定員総数の均衡、在宅と施設のサービスの量の均衡等に配慮することが重要である。また、二千四十年までの保険者ごとの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もあるが、都市部を中心に二千四十年まで増え続ける保険者も多いことを踏まえ、各老人福祉圏域内の広域的調整を踏まえて、必要な施設整備量を樹案することが重要である。 5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保介護保険事業計画における数値を老人福祉圏域ごとに集計して、この結果を更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県が、市町村の護保険事業計画における数値と一致するよう、都道府県は、市町村と調整することが重要である。特に、市町村が市町村介護保険事業計画において掲げる介護給付等対象サービスの見込量と、都道府県が医療計画において掲げる在宅医療の整備目標について整合的なものとし、医療及び介護の提供体制を一体的に整備していくための協議の場を設ける等、市町村介護保険事業計画との調和が保たれたものとすることが重要である。 また、都道府県が指定する居宅サービスの事業所が、併せて市町村が指定する複合型サービスの事業所が、併せて市町村が指定する複合型サービスの事業所が、併せて市町村が指定する複合型サービスの事業所が、併せて市町村が指定する複合型サービスの事業所が、併せて市町村が指定する複合型サービスの事業所が、併せて市町村が指定する複合型サービスの事業所が、併せて市町村が指定する複合型サービスの事業所が、併せて市町村が指定する複合型サービスの事業所が、併せて市町村が指定する複合型サービスの事業所が、併せて市町村が指定する複合型サービスの事業所が、併せて市町村が指定する複合型サービスの事業所が、併せて市町村が指定する複合型サービスの事業所が、併が指定ともなることなども踏まえて、当該居宅サービスの事業所が、利用者があることのないよう、事前に各市町村と調整し、区域外	介護保険事業計画との整合性の確保 付等対象サービスの量の見込みについては、市町村 <mark>介護</mark> 計画における数値を高齢者保健福祉圏域ごとに集計し、 で集計した値を、道の介護保険事業支援計画における数	国記載内容に準拠	参考 (第8期の記載内容)
者生活介護の種類ごとの利用定員並びに介護保険施設の種類ごとの入所定員総数の現状、介護専用型特定施設入居者生活介護等及び混合型特定施設入居者生活介護並びに介護保険施設相互間の利用定員及び入所定員総数の均衡、在宅と施設のサービスの量の均衡等に配慮することが重要である。 また、二千四十年までの保険者ごとの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もあるが、都市部を中心に二千四十年まで増え続ける保険者も多いことを踏まえ、各老人福祉圏域内の広域的調整を踏まえて、必要な施設整備量を勘案することが重要である。 5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保介護総合等対象サービスの量の見込みについては、市町村介護保険事業計画における数値と一致するよう、都道府県によいて掲げる介護保険事業計画における数値と一致するよう、都道府県において掲げる介護給付等対象サービスの見込量と、都道府県が医療計画において掲げる介護給付等対象サービスの見込量と、都道府県が医療計画において掲げる介護給付等対象サービスの見込量と、都道府県が医療計画において掲げる介護給付等対象サービスの見込量と、都道府県が医療計画において掲げる在宅医療の整備目標について整合的なものとし、医療及び介護の提供体制を一体的に整備していくための協議の場を設ける等、市町村介護保険事業計画との調和が保たれたものとすることが重要である。 また、都道府県が指定する居宅サービスの事業所が、併せて市町村が指定する複合型サービスの事業所が、併せて市町村が指定する複合型サービスの事業所が、併せて市町村が指定する複合型サービスの事業所が、併せて市町村が指定する複合型サービスの事業所が、併せて市町村が指定する複合型サービスの事業所が、併せて市町村が指定する複合型サービスの事業所が、併せて市町村が指定する複合型サービスの事業所が、併せて市町村が指定する複合型サービスの事業所が、併せて市町村が指定する複合型サービスの事業所が、併せて市町村が指定する複合型サービスの事業所が、付が指定とも対象をと、適か場を対象を表していて、また、このは対象を表していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい	、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もあるが、都市部を040年まで増え続ける保険者もあることを踏まえ、各高福祉圏域内の広域的調整を踏まえて、必要な施設整備量る。 介護保険事業計画との整合性の確保 付等対象サービスの量の見込みについては、市町村介護計画における数値を高齢者保健福祉圏域ごとに集計し、で集計した値を、道の介護保険事業支援計画における数	国記載内容に準拠	
調和が保たれたものとすることが重要である。		(既存 (実施中)) 具体的な実施 (検討) 内容: 医療と介護の関係者が参加する「協議の場」を設置し、高齢者保健福祉圏域内の医療・介護の現状などについて市町村等と意見交換を行っている。	
指定等の手続を進めておく必要がある。	医療・介護の提供体制を一体的に整備していくための協設け、市町村が掲げる介護給付等対象サービスの見込量 医療計画において掲げる在宅医療の整備目標についての確保する。 か、道が指定する居宅サービスの事業所が、併せて市町でする複合型サービスの指定を受ける場合があることなえて、市町村介護保険事業計画との整合性を確保する必ため、この場合において、当該居宅サービスの事業所のお当該事業所におけるサービス提供を受けられなくなるいよう、事前に各市町村と調整し、区域外指定等の手続おく必要がある。	(検討中) 具体的な実施(検討)内容:医療計画の中で検討が行われており、その結果を市町村に共有し、サービス見込量との整合を図っていく 国記載内容に準拠 (<u>その他 (内容説明))</u> 具体的な実施(検討)内容:区域外にある地域密着型サービスの利用を希望する場合、事業者が所在する市町村の同意を得た上で、その事業所を指定することで利用できることから、各市町村には利用希望を踏まえた所要の手続きを行うよう市町村指導等を通じて周知する。	
三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項 都道府県介護保険事業支援計画において地域の実情に 応じて定めるよう努める事項は、一(6及び7を除く。)に 掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。 地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援に関する事項 地域包括ケアシステムの実現のため、今後、市町村が重点的に取り組むことが必要な①在宅医療・介護連携の推	括ケアシステム深化・推進のための支援に関する事項 市町村が重点的に取り組むことが必要な①在宅医療・介 推進、②認知症施策の推進、③生活支援・介護予防サー 盤整備の推進、④介護予防の推進、⑤高齢者の居住安定 策との連携について、市町村への後方支援として取り組 容等を定める。 、地域ケア会議の推進、道が指定権限を持つ介護保険サ 業者に対する指導監督の実施、総合事業の推進に関する 併せて定める。	具体的な実施(検討)内容:第9期計画に掲載予定	第8期には「計画推進のための具体的取組」として記載

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容・具体的な取組内容	
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項		参考(第8期の記載内容)
その際、専門職の派遣や好事例の情報提供等市町村が行 う高齢者の自立支援に資する包括的かつ継続的な支援の ための地域ケア会議の推進、総合事業を実施する事業者の うち都道府県が指定権限を持つ介護保険サービス事業者			
に対する指導監督の実施や各種研修等総合事業の推進に 関する支援策も併せて定めることが重要である。 また、地域の創意工夫を生かせる柔軟な仕組みを目指す ことが必要であり、今後、医療及び介護の提供体制の整備 を、住宅や居住に係る施策との連携も踏まえつつ、地域の			
将来の姿を踏まえた「まちづくり」の一環として行ってい くことが重要である。	マーケクには、小芸宙権の批准		
(一) 在宅医療・介護連携の推進 在宅医療の提供体制の充実に係る都道府県と市町村 の連携と役割分担について、医療計画を推進していく中	ア 在宅医療・介護連携の推進 在宅医療・介護連携を推進するために、在宅医療をはじめと した広域的な医療資源に関する情報提供等、在宅医療・介護連	(検討中) 具体的な実施 (検討) 内容:第9期計画に掲載予定	第8期には「計画推進のための具体的取組」として記載
で改めて明確にした上で、在宅医療提供体制の基盤整備 を推進することが重要である。 在宅医療・介護連携を推進し、切れ目のない在宅医療・	携に関する道医師会等との連携や市町村への具体的な支援策 を定める。		
介護の提供体制整備を支援するため、医療部局とも連携 しながら、令和五年の法改正によって創設された医療法 におけるかかりつけ医機能報告等も踏まえた協議の結			
果も考慮しつつ、在宅医療をはじめとした広域的な医療 資源に関する情報提供、医療と介護の連携に関する実態			
把握及び分析、在宅医療・介護の関係者からなる会議の 設置、都道府県として実施する在宅医療・介護連携の推 進のための情報発信、好事例の横展開及び人材育成等の			
研修会の開催、市町村で事業を総合的に進める人材の育成、都道府県医師会等の医療・介護関係団体その他の関係機関との連携及び調整や市町村が地域の関係団体と			
連携体制を構築するための支援、入退院時における医療機関職員と介護支援専門員の連携等広域的な医療機関			
と地域の介護関係者との連携及び調整、小規模市町村が 複数の市町村で共同事業を行う際の支援、保健所の活用 を含めた市町村への広域連携が必要な事項に関する支			
援や、各市町村へのデータの活用・分析を含めた具体的な支援策を定めることが重要である。	> 古地龙の(□抽事业). △维又叶の (bbb)中央		
(二) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 後期高齢者医療広域連合と市町村における高齢者の 保健事業と介護予防の一体的な実施の取組が着実に進むよう、市町村と後期高齢者医療広域連合が一体的実施	イ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 後期高齢者医療広域連合と市町村における高齢者の保健事 業と介護予防の一体的な実施の取組が着実に進むよう、市町村 と後期高齢者医療広域連合が一体的実施に取り組む際に、その 調整や他の関係団体との連携体制の構築など連携に当たって	(その他 (支援内容の説明)) 具体的な実施 (検討) 内容:主体的に取り組んでいる後期高齢者広域連合と連携を図り、圏域別意見交換会への参加や事業未実施市町村への個別支援への同席などしながら、市町村への支援をおこなう。	
に取り組む際に、その調整や他の関係団体との連携体制 の構築など連携に当たっての支援を行うことが望まし い。	調整や他の関係団体との連携体制の構築など連携に目だって の支援を行う。		
(三) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 第二の三の1の(三)に掲げる生活支援・介護予防サー ビスの充実のため取組を進めるコーディネート機能の	ウ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	(検討中) 具体的な実施(検討)内容:第9期計画に掲載予定	第8期には「計画推進のための具体的取組」
充実に関すること等、地域における日常生活支援の充実 に関する市町村への支援策を定めることが重要である。 具体的には、市町村と連携し地域の日常生活支援体制	地域における日常生活支援の充実に関する市町村支援策を定める。		として記載
の基盤整備を推進する生活支援コーディネーター(地域			

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容・具体的な取組内容	
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項		参考(第8期の記載内容)
第二 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項 支え合い推進員)や就労的活動支援コーディネーター (就労的活動支援員)の養成、市町村・NPO・ボラン ティア・民間事業者等を対象とした普及啓発のためのシ ンポジウムや研修会の開催、生活支援・介護予防サービ スを担う者のネットワーク化、好事例の発信等、広域的 な視点から市町村の取組を支援することが重要である。 特に、介護人材確保のためのボランティアポイント、地 域の支え合い・助け合い活動のための事務手続き支援事 業等の活用により、ボランティア活動及び就労的活動に よる高齢者の社会参加の促進などの地域の実態や状況 に応じた市町村の様々な取組の支援を行うことも重要 である。 なお、総合事業のサービス事業者が、市町村の圏域を	第3 都直府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項 なお、総合事業のサービス事業者が、市町村の圏域をまたが	(<u>その他(本道の実情)</u>) 具体的な実施(検討)内容:市町村からの求めに応じて、適宜調査、分析等を踏まえた広域的調整に関する 助言を行う。 ※本道では市町村から助言を求められたことはない。	参考(第8期の記載内容)
またがってサービス提供を行う場合があることに鑑み、 都道府県は、 <mark>管内市町村が行った実施状況の調査、分析、 評価等を踏まえ、</mark> 適宜、必要な広域的調整に関する助言 を行うことが望ましい。	ってサービス提供を行う場合には、管内市町村が行った実施状況の調査、分析、評価等を踏まえ、適宜、必要な広域的調整に関する助言を行うよう努める。	国記載内容に準拠	
(四) 地域ケア会議の推進 第二の三の1の(四)に掲げる地域ケア会議の推進に ついて、市町村への支援策を定めることが重要である。 具体的には、地域ケア会議の適切な運営にかかる市町村	エ 地域ケア会議の推進 地域ケア会議の推進について、市町村への支援策を定める。	(検討中) 具体的な実施(検討)内容:第9期計画に掲載予定	第8期には「計画推進のための具体的取組」 として記載
職員の研修の実施、関係する職能団体との調整、構成員となる専門職に対する地域ケア会議の趣旨等に関する 説明会の実施、好事例の発信等、市町村の取組を推進することが重要である。			
(五) 介護予防の推進 介護予防の推進に当たっては、都道府県の介護保険部 門と衛生部門が連携しながら、広域的な立場から、市町 村の介護予防の取組の評価、例えば都道府県医師会等と の連携を通じたリハビリテーション専門職等の広域調 整、関係機関間の調整、管内市町村の取組に係る情報収 集・提供、介護予防の取組や保健事業に従事する者の人 材育成等の市町村への支援策を定めることが重要であ る。	オ 介護予防の推進 介護予防の推進に向けて、市町村の取組に係る情報収集・提供、保健事業に従事する人材育成等の市町村支援策を定める。	(<u>検討中</u>) 具体的な実施(検討)内容:第9期計画に掲載予定	第8期には「計画推進のための具体的取組」として記載
(六) 高齢者の居住安定に係る施策との連携 今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中	カ 高齢者の居住安定に係る施策との連携 今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中にあっ		
にあって、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む 生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題である。	て、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持の 観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題である。		
また、住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるものであるため、地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サー	また、住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるものであるため、地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら		
ビスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実 現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供 される前提となる。	個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、 介護等のサービスが提供される前提となる。		
このため、都道府県は、各市町村が把握している高齢者の住まいに関するニーズや取組状況を取りまとめ、課題を分析するとともに、各地域の実情に応じた施策が進展するよう。 ままなおない	道は、各市町村が把握している高齢者の住まいに関するニーズや取組状況を取りまとめ、課題を分析するとともに、各地域の実情に応じた施策が進展するよう、市町村に対する適切な助		
展するよう、市町村に対する適切な助言及び市町村の高	言及び市町村の高齢者住まいに関する取組の支援並びに広域 78		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)]
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項		参考(第8期の記載内容)
齢者住まいに関する取組の支援並びに広域的な取組の	的な取組の実施等について、住宅政策を所管する部局と連携し		
実施について、住宅政策を所管する部局と連携して行う	て行う。		
ことが考えられる。その上で、持家や賃貸住宅の住宅改			
修支援に加え、生活指導・相談、安否の確認、一時的な			
家事援助、緊急時対応等のサービスを提供するシルバー			
ハウジング・プロジェクトや加齢対応構造等を備えた公			
営住宅、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅、その他の			
高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームに関する供給			
目標等について、必要に応じて住宅政策を所管する部局			
や市町村等と連携を図り定めることが重要である。			
また、今後、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等			
多様な生活課題を抱える高齢者の増加が見込まれるこ			
とから、養護老人ホームや軽費老人ホームについて、地	また、養護老人ホームや軽費老人ホームについて、サービス		
域の実情に応じて、サービス量の見込みを定めることが	量の見込みを定めるほか、北海道居住支援協議会等の場も活用	(その他(実施状況の共有状況))	
重要である。	しながら、各市町村の施策の実施状況の共有や連携を促し、市	具体的な実施(検討)内容:北海道居住支援協議会の場を通じて各市町村の優良事例を共有するなどしてい	
さらに、都道府県居住支援協議会等の場も活用しなが	町村による生活に困難を抱えた高齢者等に対する住まいの確	ర ం	
ら、各市町村の施策の実施状況の共有や連携を促し、市	保と生活の一体的な支援の取組に対する支援を行うことや、低		
町村による生活に困難を抱えた高齢者等に対する住ま	廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保を図ること	(その他(取組内容))	
いの確保と生活の一体的な支援の取組に対する支援を	が重要であることから、市町村や住宅政策を所管する部局と連	【『Cジー』(現場には)] / 具体的な実施(検討)内容:北海道居住支援協議会の場を通じて各市町村の優良事例を共有するなどしてい	
行うことや、低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居	携し、好事例の収集や情報提供等を行う。	వ .	
住の確保を図ることが重要である。具体的には、市町村	DACK VIBLING FILLS		
や住宅政策を所管する部局と連携し、好事例の収集や情			
報提供等を行うことなどが考えられる。			
水泥がみでけりことなどがうたりれいか。			
2 介護給付等対象サービスを提供するための施設におけ	(7) 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活		
る生活環境の改善を図るための事業に関する事項	環境の改善を図るための事業に関する事項		
(一) 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提	ア 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供する		
供するための施設の整備に関する事項	ための施設の整備に関する事項		
今後の介護サービス基盤の整備を進めるに当たっては、	道は、日常生活圏域において必要となる介護サービス基盤全		
住民にとって最も身近な市町村が主体となって、在宅と施	体の整備目標達成のための市町村支援及び情報提供並びに市		
設のサービスの量の均衡を考慮しつつ、日常生活圏域にお	町村が主体となって整備すべき施設等以外の広域的施設等の		
いて必要となる介護サービス基盤全体の整備に関する目	整備を行う。		
標を立て、計画的に整備していくこととなる。	III 0 1 7 7 0		
したがって、都道府県においては、その目標達成のため			
の支援及び情報提供並びに市町村が主体となって整備す			
べき施設等以外の広域的な施設等の整備を行うことが重			
要である。			
ただし、市町村による施設等の整備であっても、特別養	ただし、特別養護老人ホームの設置の認可の申請があった場		
護老人ホームの設置の認可の申請があった場合、当該申請	合、当該高齢者保健福祉圏域における入所定員総数が、必要入		
に係る特別養護老人ホームの所在地を含む老人福祉圏域	所定員総数に既に達しているとき等は、道と市町村における目		
の入所定員総数が、当該老人福祉圏域の必要入所定員総数	標について、事前に十分な連携を図る。		
に既に達しているとき等は、当該認可をしないことができ	, , , , , , , , , , , , , , , ,		
るものとされていること等に鑑み、都道府県の方針と市町			
村におけるそれぞれの目標について、事前に十分な連携を			
図ることが重要である。			
また、広域的な施設等の整備については、広域的な利用	また、広域的施設等の整備については、当該市町村長に対し	(既存(実施中))	
に資するものである一方、施設が設置される市町村の住民	意見聴取を行い、各市町村における整備目標とその需要を十分	・ 具体的な実施(検討)内容:高齢者保健福祉圏域連絡協議会などで圏域内の市町村と協議を行っている。	
による施設利用及び費用負担の増大にもつながり得るこ	に踏まえたものとする。		
とに鑑み、法の規定に基づき、当該市町村の長に対し、相			
	79		1

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容・具体的な取組内容	
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項		参考(第8期の記載内容)
当の期間を指定して、市町村介護保険事業計画との調整を			
図る見地からの意見聴取を行い、各市町村における整備目			
標とその需要を十分に踏まえたものとすることが重要で			
ある。		/ Markly / Markly No.	
(二) ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項		(<mark>その他 (用語説明) </mark>) 具体的な実施 (検討) 内容:参野標準は介護保険法で、「地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入	
老人福祉圏域ごとに、参酌標準を参考として、各年度の		- 所定員の合計数のうち、ユニット型施設の入所定員合計数の占める割合が、50パーセント以上(そのうち地	
地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の改修を		域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定 員の合計数が占める割合については、70パーセント以上)となるよう」定められている。	
含めたユニット型施設の整備に係る計画を定めるよう努		員の自計数が占める割占については、10ハーセント以上)となるより」ためられている。	
めるものとする。			
(三) ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する	イ ユニット型施設の整備計画及び推進方策に関する事項	(検討中)	
事項	高齢者保健福祉圏域ごとに、各年度の地域密着型介護老人福	・ 具体的な実施(検討)内容:「第8期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画期間中の老人福祉施	
老人福祉圏域ごとに各年度の地域密着型介護老人福祉	祉施設及び介護保険施設の改修を含めたユニット型施設の整	設等整備方針」の更新を検討	
施設及び介護保険施設のユニット型施設の整備の推進の	備に係る計画を定め、推進のための方策を定める。		
ための方策を定めるよう努めるものとする。	MICH SHEELEN INCOME LEVEL OF SO		
なお、大規模改修、改築等に合わせたユニット型施設へ			
の改修の推進についても考慮することが重要である。			
の以下の作用についても有思することが重要である。			
3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び <mark>介護現</mark>	(8)地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産	国記載内容に準拠	
3 地域包括ケアンスデムを支える人材の確保及の介護現場の生産性の向上の推進等	(8) 地域也括グノンステムを文える人材の確保及の介護現場の全庫性の向上の推進等	凹巾駅/ 1分/〜中沙	
地域包括ケアシステムの構築の推進のためには、サービ	地域包括ケアシステム構築の推進のために、介護人材、在宅医		
スごと、職種ごとの人手不足等の状況も踏まえ、介護職に	療を担う医師や看護師等の医療職、介護支援専門員、生活支援サ		
限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場	ービスの担い手又は生活支援コーディネーター(地域支え合い推		
全体の人手不足対策を進めることが重要であるため、介護	進員)等の多様な人材の確保を支援するための方策を次のとおり		
人材、在宅医療を担う医師や看護師等の医療職、介護支援	定める。		
専門員、生活支援サービスの担い手又は生活支援コーディ			
ネーター(地域支え合い推進員)等の多様な人材の確保を			
支援する方策を定めるよう努めるものとする。特に、介護			
人材が不足する中で必要な人材を確保していくためには、			
限られた人材の有効活用に加えて、専門的知識やスキルを			
身につけた介護福祉士の養成、地域医療介護総合確保基金			
による入門的研修、元気高齢者等参入促進セミナー事業			
(介護助手の取組)、ボランティアポイント、地域の支え合			
い・助け合いのための事務手続等支援事業の活用等によ			
り、人材の裾野を広げることも重要である。また、都道府			
県は、地域の実情に即して市町村への支援を行っていくこ			
とが必要である。その際には、介護人材を広域的に確保し			
ていく観点も重要である。		(検討中)	
そのため、介護人材の量的な確保については、一の5の		・ 具体的な実施(検討)内容:第9期計画の「具体的な展開」として掲載予定(需給推計については、各保険者	
(一)において推計された介護人材の需給の状況を踏まえ、		のサービス見込量を基に計算するため、年内を目途に今後算出予定)	
処遇改善や、若年層、中高年齢層、子育てを終えた層や他			
業種からの新規参入の促進、離職した介護福祉士等の届出			
制度も活用した潜在的有資格者等の復職・再就職支援、外			
国人介護人材の受入れ・定着や介護福祉士国家資格の取得			
支援等の学習支援等の環境の整備(特に外国人介護人材の			
受入れ・定着に当たっては、多文化共生や日本語教育等の			
担当部局と連携するとともに介護福祉士国家資格の取得			
に向けた指導・教育体制にも留意すること。)、離職防止・			
定着促進のための働きやすい環境の整備、介護の仕事の魅			
力向上、介護ロボットやICTの活用等による生産性の向		(検討中)	「介護職員の現状と推計」に記載。
ングリー() HX: マンコ / T O T AID/II 4にのの工法IT。			令和 22 年度(2040 年度)までに 13.3 万人
	80	- │ 具体的な実施 (検討) 内容:第9期計画の「具体的な展開」として掲載予定 (需給推計については、各保険者 │	(R2 対比 3.4 万人増) が必要と推計

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容・具体的な取組内容	
国	選手の、指す (第3 期) (条) 第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	見直内谷・共体的な取組内谷	参考(第8期の記載内容)
第二	第3 即進州宗川護体院争業又援計画UMFRIに関する争項		参与(\$ O 别以此戦的谷)
て定めることが重要である。			
(一) 具体的な目標(定量的な目標値、時期)を掲げること。	アー人材確保の具体的な目標		
(二) 科道府県が中心となって地域内の関係団体や関係機	イ 関係団体や関係機関等との連携、人材確保のための協議会を		
(二) 部垣州県が中心となり (地域内の関係団体で関係機関等と連携し、人材確保のための協議会を設置すること	1 関係団件で関係機関寺との連携、八桁帷末のための <mark>励蔵云を</mark> 設置		
等により、地域の実情に応じ、重点的に取り組む事項を	以 <u>但</u>	(その他 (名称と検討内容))	
明確にすること。		具体的な実施(検討)内容:介護事業者団体、職能団体、行政機関等で構成する「北海道介護人材確保対策 推進協議会」を設置	
	ウ 東巻の字抜化江た柳根1 東悠延圧を行ることで始繁を大		
(三) 事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで ************************************	ウ 事業の実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充 ま、非常していく RDC A サイケリのなさ		
施策を充実・改善していくPDCAサイクルを確立する	実・改善していく PDC Aサイクルの確立		
(四) 都道府県福祉人材センター事業、都道府県看護職員確	エ 北海道福祉人材センター事業、北海道ナースセンター事業		
保センター(ナースセンター)事業等も含め、介護給付	等も含め、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事	(その他(既存の事業内容を記載))	
等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の養成、	する者の養成、就業の促進等に関する取組。	↓ 具体的な実施(検討)内容:北海道介護ロボット普及推進センターにおいて、ワンストップ型の窓口を設置 ・ サストル・ファール・海道大学には、	
就業の促進等に関する事項を盛り込むこと。		するとともに、介護事業者団体、職能団体等で構成する北海道介護現場業務改善推進会議を設置。	
また、都道府県は、介護現場の生産性の向上の取組は、		国記載内容に準拠	
広く域内の介護サービスの情報を把握できる立場にある	総合的かつ横断的に進めていくことが重要であるため、発信力の	見直しのポイント 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上	
都道府県が主体となり、地域の実情を踏まえ、総合的かつ	あるモデル施設・事業所を地域で育成し、周辺に取組を伝播させ	2 ポツ目 「都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、	
横断的に進めていくことが重要である。そのため、令和五	ていくなど、地域全体で取組を推進していく。	人材や資源を有効に活用」	
年改正法による改正後の法第五条においても、都道府県は			
「介護サービスを提供する事業所又は施設における業務			
の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上			
に資する取組が促進されるよう努めなければならない。」			
とされており、発信力のあるモデル施設・事業所を地域で			
育成し、周辺に取組を伝播させていくなど、自治体が主導			
し、地域全体で取組を推進していく必要がある。具体的に			
は、地域医療介護総合確保基金に基づく介護生産性向上推			
進総合事業によるワンストップ型の窓口の設置、介護現場			
革新のための協議会の設置といった取組が考えられる。業			
務効率化を進めて職員の負担軽減を図る観点から、介護分			
野の介護ロボット・ICT導入を進めていくことも重要で			
あり、地域医療介護総合確保基金に基づき、介護ロボット・			
I C T導入支援について、三年間での導入事業所数などの			
数値目標を設定していくことも考えられる。			
さらに、介護人材の資質の向上に資するよう、介護の世	さらに、介護人材の資質向上に資するよう、介護分野で生涯働		
界で生涯働き続けることができるようなキャリアパスの	き続けることができるようなキャリアパスの支援や事業主によ		
支援や事業主によるキャリアアップへの支援等の方策や、	るキャリアアップへの支援等の方策を定める。		
その具体的な目標を掲げることが重要である。			
また、ケアマネジメントの質の向上及び介護支援専門員	また、ケアマネジメントの質の向上及び介護支援専門員の人材	国記載内容に準拠	
の人材確保に取り組むことが重要である。介護離職の防止	確保に取り組むほか、介護離職の防止の実現、資質の向上を目指		
の実現に向け、介護に取り組む家族等への支援技術の向上	し、関係団体等との連携を図りながら、適切な研修の実施体制を		
を含め資質の向上を目指し、介護支援専門員に対する研修	構築する。		
が適切に行われるような実施体制を組むとともに、介護支			
援専門員が当該研修を円滑に受講することができるよう、			
職能団体等との連携を十分に図りつつ、体制整備を図るこ			
とが重要である。その際には、法定研修カリキュラムの見			
直しを踏まえた適切なケアマネジメント手法の更なる普			
及・定着を図るとともに、オンライン化の推進や受講費用			
及・足有を図ることもに、オンノイン化の推進や支講賃用の負担軽減を含め、研修を受講しやすい環境を整備してい			
の			
、ことが"生女との」と、「なか、又冊貝用り貝型性例に「ブバー	81		

国其本长处 /签页如	**	日本中央 日本的大阪和中央	
国基本指針(第9期) 第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	道作成指針(第9期)(案) 第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	見直内容・具体的な取組内容	参考(第8期の記載内容)
	第3 都追府宗介護体院争未又接前回のFRIC関する争項		多号(\$ 8 别少記載內谷)
は、地域医療介護総合確保基金を活用することも考えられ			
る。			
また、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や人材確保の観点から、共生型サービスの活用も重要であ			
る。 加えて、生産年齢人口が減少する中においても、介護現	加えて、生産年齢人口が減少する中においても、介護現場が地		
場が地域における介護ニーズに応え、介護人材が利用者や 家族からも感謝され、やりがいを持って働き続けられる環	域における介護ニーズに応え、介護人材がやりがいを持って働き 続けられる環境作りを進めるため、道が中心となり、介護現場に		
境作りを進めるため、都道府県が中心となり、介護現場における業務仕分けや課題に応じた介護ロボットやICT	おける業務仕分けや介護ロボットやICTの活用、元気高齢者、 外国人材を含めた介護人材の確保・定着、介護という仕事の魅力	日記事中のに継加	
の活用、元気高齢者、外国人材を含めた介護人材の確保・	発信等のために必要な取組について情報交換や協議を行い、地域		
で着、介護という仕事の魅力発信等のために必要な取組に	内の関係団体や関係機関等のみならず、市町村も一体となって介		
た有、月護という江華のMMの光信寺のために必要な取組に ついて情報交換や協議を行う会議体を設け、地域内の関係	渡現場革新に取組む。 		
団体や関係機関等のみならず、市町村も一体となって介護	i 要先物中利に収配で。		
現場革新に取組むことが重要である。その際、介護現場に			
現場単利に収組むことが重要である。その際、介護現場に おける業務仕分けやロボット・ICTの活用、高齢者や女			
性を含めた幅広い層の参入による業務改善(いわゆる介護)			
助手の取組)、複数法人による協同組合の推進、介護人材の			
悩み相談窓口の整備、出産・育児・介護等と仕事の両立支			
援など、介護現場革新に取り組むための方策を、以下の点			
に留意して定めるよう努めるものとする。			
(一) 都道府県が中心となって地域内の関係団体や関係			
機関等と連携し、協議体を設け、地域の実情に応じ、			
一			
エストリンスを対していること。(二) 事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うこと			
で施策を充実・改善していくPDCAサイクルを確立			
すること。			
介護現場革新の取組に当たっては、関係者の協働の下、			
業務効率化や介護人材がやりがいをもって働き続けられ			
る環境作りに取り組むモデル施設を育成し、その地域のモ			
デル施設が地域内の介護施設等へ先進的な取組を市町村			
と連携して普及していくことが重要である。			
また、市町村と連携しながら新規介護人材の確保及び介			
護人材の定着支援を両輪で進め、子供から高齢者まで幅広			
い世代の地域住民に対して介護職場の魅力を発信し、介護			
職場のイメージを刷新していくことが重要である。			
加えて、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対			
策に関する事業者の責務を踏まえ、令和三年度介護報酬改			
定において、全ての介護サービス事業者に対し、事業の運			
営に当たって、職場におけるセクシュアルハラスメント又			
はパワーハラスメントを防止するための方針の明確化等			
の必要な措置を講ずることが義務付けられた。このような			
状況も踏まえ、ハラスメント対策を含めた働きやすい環境			
づくりに向けた取組を推進していくことが重要である。な			
お、複数人での訪問を実施する場合には、地域医療介護総			
合確保基金を活用し、訪問介護員等に同行する者への謝金			
について助成を行うことも可能である。			
在宅医療・介護連携の推進において、これまで市町村は			
在宅医療の提供体制等への関与が少なかったことから、市			

国基本指針(第9期)		見直内容・具体的な取組内容]
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項		参考 (第8期の記載内容)
町村の人材育成の支援が重要である。医療と介護の連携体制の構築を進めるために、各市町村で中心的役割を担うリーダーや医療と介護の両分野に精通し、各分野の連携を推進するコーディネーターとなる人材育成等について記載することが重要である。 訪問看護職員については訪問看護推進協議会を設置し、都道府県が主体的に地域の実情を踏まえた訪問看護サービスの確保のための施策を策定し、その内容を都道府県介護保険事業支援計画に盛り込むことが望ましい。また、訪問看護事業所の看護師が最新又は高度な医療処置・看護ケアに関する知識や技術、在宅医療に求められるケアの視点や入退院支援、地域連携に関する知識といった専門性を高めるための研修等の実施が必要であることを踏まえ、これらの研修が適切に実施されるよう、体制整備を図ることが重要である。 介護分野の文書負担軽減の観点から、指定申請・届出システム」の使用の基本原則化に向けて、令和五年三月に介護保険法施行規則等が改正された。これにより、都道府県等においては、令和八年三月三十一日までに「電子申請・届出システム」の使用に向けた準備を完了する必要があることから、その対応を遅滞なく進めるとともに、市町村の文書負担軽減へ向けた取組状況のフォローアップや、小規模自治体への支援等を行うことが重要である。なお、標準様式及び「電子申請・届出システム」の活用の支援により、区域外指定を受ける地域密着型サービス事業者が複数市町村に対して行う指定申請にかかる事務負担も軽減される。 介護人材確保が喫緊の課題とされる中で、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用するため、介護サービス事業者の経営の協働化や大規模化も有効な手段の一つして検討することが重要である。さらに、要介護認定が適正に行われるよう、認定調査員等の資質の向上に資する研修等を行うことが重要である。	さらに、訪問看護事業所の看護師が専門性を高めるための研修等が適切に実施されるよう体制整備を図るとともに、介護分野の文書負担軽減の観点から、指定申請や報酬請求等に係る国が示している標準様式と「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化に向けて、国が令和5年3月に改正した介護保険法施行規則等では、令和8年3月までにその準備を完了することとされたことから、その対応を遅滞なく進めるとともに、市町村の文書負担軽減へ向けた取組状況のフォローアップや、小規模自治体への支援等を行うほか、要介護認定が適正に行われるよう、認定調査員等の資質の向上に資する研修等を行う。	国記載内容に準拠 【その他(道の取組内容 】】) 具体的な実施(検討)内容:「電子中請・届出システム」の整備に向けて固からの通知や国主催の「電子中請・届出システム」に関する研修会について市町村へ周知を行っているほか、道の「電子申請・届出システム」連用(R6-4.1 開始予定)以降、本システムを整備する市町村に対し、活用状況を情報提供を実施。	
4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項 介護保険施設においては、利用者がその要介護状態区分等に応じて最も適切な介護を受けることができるよう、利用者の希望を最大限に尊重しながら、利用者を居宅に復帰させることを目指すことが求められること等に鑑み、介護保険施設の入退所(介護保険施設相互間の転所を含む。)を円滑にするための取組を推進するため、介護保険施設に関する情報を住民に提供するための体制整備、介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めるよう努めるものとする。 なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行う	(9)介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項 介護保険施設の入退所(介護保険施設相互間の転所を含む。)を円滑にするため、介護保険施設に関する情報提供体制の整備、介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業、その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定める。また、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進するため、情報提供並びに相談体制の整備について定める。 市町村における予防給付対象サービス、地域支援事業の評価の実施等、必要な支援に関する事項を定める。さらに、重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者の増加等を踏まえ、市町村において地域密着型サービスの体制整備に向けた支援について定める。		

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容・具体的な取組内容	
	第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項		参考(第8期の記載内容)
また、市町村における子防給付対象サービス、地域支援事業の実施に関する事項を盛り込むことが重要である。また、市町村における予防給付対象サービス、地域支援事業の実施に関する効果の評価等を行うなど、市町村におけるこれらのサービス又は事業が効果的かつ効率的に実施されるよう、必要な支援に関する事項を盛り込むことが重要である。このほか、地域支援事業の適切な実施に向けて、支援を必要とする市町村を抽出し、課題の設定や支援体制の検討等について継続的に助言・指導等を行っていくことも考えられる。さらに、重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者の増加等を踏まえ、そのような者が要介護状態等となっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるようにするため、高齢者の自常生活全般を毎日複数回の承跡なサービス提供により支えることが可能な、客道府県においても、市町村が行う広域利用の調整に対する方規の整備が行われるよう、必要な支援に関する事項を盛り込むことが重要である。そして、高齢者虐待の防止対策の権進においては、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者に対する虐待等の権利侵害を防止して、高齢者の尊厳の保持と安全で安心できる生活環境や福祉サービス利用環境の構築を目指すため、高齢者虐待の防止や市町村に対する適切な支援の提供に向け、PDCAサイクルを活用し、計画的に高齢者虐待防止対策に取り組むことが重要である。都道府県介護保険事業支援計画の策定に当たっては、高齢者虐待防止法に基づく調査結果等の既存指標(管内市町村における体制整備項目等)や、高齢者権利権護等推進事業の活用状況、養介護施設従事者等による虐待防止会における市町村との協働体制、法及び老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に規定する施設・事業所等における委員会の開催や指針の整備、研修の実施等の実施状況等について、管内市町村とともに担当者間で検討する機会を設けて現状の把握と課題を分析した上で、策定後においても、重点目標や定りに対応する必要があることから、関係部署・機関等との連携体制強化する支援を行うことも重要であ	また、高齢者虐待の防止対策の推進においては、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者に対する虐待等の権利侵害を防止して、高齢者の尊厳の保持と安全で安心できる生活環境や福祉サービス利用環境の構築を目指すため、高齢者虐待の防止や市町村に対する適切な支援の提供に向け、PDCAサイクルを活用し、計画的に高齢者虐待防止対策に取り組むほか、養護者に該当しない者による虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止についても、高齢者の権利擁護業務として対応する必要があることから、関係部署・機関等との連携体制強化する支援を行う。	国記載内容に準拠	参考 (第8期の記載内容)
る。 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進に	介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進について	国記載内容に準拠	
ついては、市町村から報告された事故情報の分析や活用を	は、市町村から報告された事故情報の分析や活用を行うととも	(その他 (道の取組内容を記載)) 具体的な実施 (検討) 内容: 介護施設 SAFE 協議会 (事務局: 北海道労働局) による情報共有のほか、事故	
行うとともに、各市町村においても、事故情報の分析や活用が適切に行われるよう、必要な助言や支援を行うことが	に、各市町村においても、事故情報の分析や活用が適切に行われ るよう、必要な助言や支援を行う。	・ 具体的な美施(検討) 内谷:介護施設 SAFE 協議会(事務局:北海道労働局)による情報共有のはか、事故 事例、事故防止好事例紹介による周知・啓発	

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容・具体的な取組内容	
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	NOTE OF ACTION OFFICE OF	参考(第8期の記載内容)
重要である。	NAME OF THE PROPERTY OF THE PR		2
5 認知症施策の推進	(10) 認知症施策の推進		
都道府県は、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人	道は、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人ができる限り		
ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続	地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社		
けることができる社会の実現を目指すため、認知症施策に	会の実現を目指すため、認知症施策に取り組む。認知症施策に取		
取り組むことが重要である。認知症施策に取り組むに当た	り組むに当たっては、 <mark>北海道</mark> 介護保険事業支援計画に、次に掲げ		
っては、都道府県介護保険事業支援計画に、次に掲げる取	る取組などを定め、道が実施主体となる医療・介護従事者の認知		
組について、各年度における具体的な計画(事業内容、実	症対応力の向上やチームオレンジ等の地域支援体制の強化に向		
施(配置)予定数、受講予定人数等)を定めることが重要	けた研修を計画的に開催する。		
である。特に、都道府県が実施主体となる医療・介護従事	また、早期診断を行う医療機関の整備については、医療計画と		
者の認知症対応力の向上やチームオレンジ等の地域支援	の整合性を図りながら進める。		
体制の強化に向けた研修を計画的に開催することが重要			
である。			
また、市町村の取組も含めた都道府県全体の計画を示			
し、必要に応じて、市町村への支援策を定めることが重要			
である。			
なお、早期診断を行う医療機関の整備については、地域			
の医療計画との整合性を図りながら進めることが重要で			
ある。			
(一) 普及啓発・本人発信支援	ア 普及啓発・本人発信支援		
イ 認知症サポーターの養成、特に、認知症の人との地域	(ア) 認知症サポーターの養成、特に、認知症の人との地域での		
での関わりが多いことが想定される職域の従業員等を	関わりが多いことが想定される職域の従業員等をはじめ、子		
はじめ、子どもや学生に対する認知症サポーター養成に	どもや学生に対する認知症サポーター養成講座の拡大		
係る講座の拡大	(イ)世界アルツハイマーデー(毎年9月21日)及び月間(毎		
ロ 世界アルツハイマーデー (毎年九月二十一日) 及び月	年9月)などの機会を捉えた認知症に関するイベント等の普		
間(毎年九月)等の機会を捉えた認知症に関するイベン	及啓発の取組推進		
ト等の普及啓発の取組実施			
ハ 「地域版希望大使」の設置とその活用			
ニ ピアサポート活動の推進	(ウ) ピアサポート活動の推進		
(二) 予防	イ・予防		
認知症の予防に関する調査研究の推進及び市町村にお	認知症の予防に関するエビデンスの収集・普及及び市町村		
ける認知症予防に資する可能性のある活動(通いの場の拡	における認知症予防に資する可能性のある活動(通いの場の		
充など)の推進に向けた地域の実情を踏まえた支援	拡充など)の推進に向けた地域の実情を踏まえた支援		
(三) 医療・ケア・介護サービス	ウ 医療・ケア・介護サービスへの支援		
	(ア) 医療・ケア (早期発見・早期対応)		
イ 認知症疾患医療センターの計画的な整備及びセンタ	a 認知症疾患医療センターの計画的な整備及びセンターの		
ーの地域の関係機関間の調整・助言・支援機能の強化に	地域の関係機関間の調整・助言・支援機能の強化に向けた		
向けた取組	取組		
ローかかりつけ医に対する認知症対応力向上のための研	b かかりつけ医に対する認知症対応力向上のための研修の		
修の実施及び認知症サポート医の養成と活用	実施及び認知症サポート医の養成と活用		
ハ 病院従事者、歯科医師、薬剤師又は看護職員に対する	c 病院従事者、歯科医師、薬剤師又は看護職員に対する認知		
認知症対応力向上のための研修の実施	症対応力向上のための研修の実施		
ニ 認知症ケアに携わる介護人材の育成(認知症介護基礎	(イ) 認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保		
研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー	認知症ケアに携わる介護人材の育成(認知症介護基礎研		
研修、認知症介護指導者養成研修)	修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、		
(団) 羽布点パリマッリ の状体 サケルコケー・・	認知症介護指導者養成研修)		
(四) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	エ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社 会参加支援		
I友 · 江 工 沙 川 人 I友	云参加文族 85		

イ 認知症バリアフリーの推進 (イ) 認知症バリアフリーの取組の機運を高めるための 先進的な取組の共有や広域での連携体制の構築	道作成指針(第9期)(案) 第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項 (ア)認知症バリアフリーの推進	見直内容・具体的な取組内容	参考(第8期の記載内容)
イ 認知症バリアフリーの推進 (イ) 認知症バリアフリーの取組の機運を高めるための 先進的な取組の共有や広域での連携体制の構築			
(イ) 認知症バリアフリーの取組の機運を高めるための 先進的な取組の共有や広域での連携体制の構築			> 1 (A) = 79,1 × 11-14,1 1-11
先進的な取組の共有や広域での連携体制の構築	a 認知症バリアフリーの取組の機運を高めるための先進的		
	な取組の共有		
(ロ) 広域捜索時の連携体制の構築(管内市町村や近隣の	b 広域の見守りネットワークの構築		
都道府県との連携)			
(ハ) チームオレンジ等の設置・運営に向けたステップア	c チームオレンジ等の設置・運営に向けた研修の実施		
ップ講座や研修の実施	0 7 10000000000000000000000000000000000		
(ニ) 成年後見制度利用促進法や成年後見制度利用促進	d 権利擁護の取組の推進、市民後見人の育成・活用		
基本計画に基づく権利擁護の取組の推進、市民後見人			
の育成・活用、支援組織の体制整備			
(ホ) 日本認知症官民協議会における取組を踏まえた、官	e 日本認知症官民協議会における取組を踏まえた、官民が連	国記載内容に準拠	
民が連携した認知症バリアフリーの推進等の認知症	携した認知症バリアフリーの推進等の認知症施策の取組推		
施策の取組推進	進		
ロ 若年性認知症の人への支援	(イ) 若年性認知症の人への支援		
若年性認知症コーディネーターの活動の推進(相談支	若年性認知症コーディネーターの活動の推進		
援、就労・社会参加のネットワーク作り、認知症地域支			
援推進員や地域包括支援センター職員との広域的なネ			
ットワーク作り等)			
ハ 社会参加支援の推進	(ウ) 社会参加支援の推進		
介護サービス事業所における認知症の人をはじめと	介護サービス事業所における認知症の人をはじめとする		
する利用者による有償ボランティアを含めた社会参加	利用者による有償ボランティアを含めた社会参加や社会貢	国記載内容に準拠	
や社会貢献の活動の導入支援	献の活動の推進		
	(11) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム		
人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総 数	及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数		
特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老	特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホー		
人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総	ム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数を記載する。		
数を記載するよう努めることが必要である。なお、これは	なお、これは特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有		
特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人	料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を総量規制の対象		
ホームやサービス付き高齢者向け住宅を総量規制の対象	とするものではない。		
とするものではない。			
また、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有	また、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人		
料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し	ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの		
ており、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏	受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基		
まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを	盤の整備量の見込みを適切に定めるためには、これらの入居定員		
適切に定めるためには、これらの入居定員総数を踏まえる	総数を踏まえ、過剰な介護サービスの基盤の整備とならないよ		
ことが重要である。その際、過剰な介護サービスの基盤の	う、整備量の見込みを行う。あわせて、必要に応じて市町村と連		
整備とならないよう、適切な整備量の見込みを行うことが	携しながら、特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)の指		
重要である。あわせて、必要に応じて市町村と連携しなが	定を受ける有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅(介		
ら、特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)の指定	護付きホーム)への移行を促す。		
を受ける有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住			
宅(介護付きホーム)への移行を促すことが望ましい。			
なお、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅	なお、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が介護		
が介護ニーズの受け皿としての役割を果たせるよう、市町	ニーズの受け皿としての役割を果たせるよう、市町村から提供さ		
村から提供される情報等に基づき、未届けの有料老人ホー	れる情報等に基づき、未届けの有料老人ホームの届出促進や指導		
ムの届出促進や指導監督の徹底を図るとともに、市町村と	監督の徹底を図るとともに、市町村と連携してその質の確保を図		
連携して介護サービス相談員の積極的な活用等、その質の	る。		
確保を図ることも重要である。			

国基本指針(第9期)	道作成指針(第9期)(案)	見直内容・具体的な取組内容	
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項		参考(第8期の記載内容)
7 介護サービス情報の公表に関する事項	(12) 介護サービス情報の公表に関する事項		
介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者	介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適		
等が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保	切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するため、介護		
するため、法第五章第十節の規定による介護サービス情報	サービス情報の公表に関する事項を定める。		
の公表に係る体制の整備をはじめとする介護サービス情	第9期計画では、介護人材の確保が重要となる中、各事業所に	国記載内容に準拠	
報の公表に関する事項を定めるよう努めるものとする。	おける雇用管理の取組を推進することが必要であり、現行の従業		
その際、高齢者本人やその家族等が介護サービスを実際	者等に関する情報公表の仕組みについて、事業所が円滑に情報発		
に利用し、又は利用しようとする際に、介護サービス情報	信できる取組を推進する。		
の公表制度が認知されていることが重要であることから、	また、通所介護等の設備を利用して提供している法定外の宿泊		
都道府県は、市町村を通じてパンフレットを配布する等、	サービスについて、サービスの質の担保の観点から、情報公表シ		
地域住民等に対して幅広く継続的に普及啓発に取り組む	ステムで公表するとともに、市町村が実施する地域包括支援セン		
ことが重要である。	ターと配食や見守り等の生活支援情報の公表について、市町村と		
第九期においても、引き続き介護人材の確保が重要とな	連携を図りながら必要な支援を行う。		
る中、各事業所における雇用管理の取組を推進することが			
必要であり、現行の従業者等に関する情報公表の仕組みに			
ついて、事業所が円滑に情報発信できるよう都道府県の積			
極的な取組が重要である。			
また、通所介護等の設備を利用して提供している法定外			
の宿泊サービスについて、サービスの質の担保の観点か			
ら、情報公表システムでの公表をすること。			
さらに、市町村が新たに公表することとなった、地域包			
括支援センターと配食や見守り等の生活支援の情報の公			
表に当たっては、地域の実情に応じて市町村と連携を図り			
ながら必要な支援を行うことが望ましい。			
加えて、利用者の選択に資するという観点から、財務状			
況を公表することが重要である。			
8 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等	(13) 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等	国記載内容に準拠	
令和五年の法改正による改正後の法第五章第十一節の	介護サービス事業者の経営情報について、事業者から経営情報		
規定による介護サービス事業者経営情報の調査及び分析	が適切に報告されるよう必要な対応を行うとともに、厚生労働省		
等に関する事項を定めるよう努めるものとする。	が運用する介護サービス事業者経営情報に関するデータベース		
その際、地域において必要とされる介護サービスを確保	を活用し、事業所又は施設ごとの収益及び費用等の情報を把握し		
するため、介護サービス事業者経営情報に関するデータベ	つつ、地域において必要とされる介護サービスの確保に向けた取		
ースを活用し、都道府県区域内の介護サービス事業所又は	組を行うよう努める。		
施設ごとの経営情報の把握に努めるとともに、例えば、各			
都道府県が、全国の介護サービス事業者の経営状況と比較			
して、区域内の介護サービス事業者の経営課題の分析等を			
行うなどの当該データベースの活用を行うことが望まし			
また、介護サービス事業者に対して任意での報告を求め			
ている職種別の給与費については、なるべく多くの事業者			
から報告がなされるよう、制度の趣旨等を周知することが			
望ましい。			
0 (((な))を見られた。 ((は)) ないこし	(1 A) (((中)) z hu h z		
9 災害に対する備えの検討	(14) 災害に対する備えの検討		
日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災	日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活		
啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、	動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、		
生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を	燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行う。このため、介		

	見直内容・具体的な取組内容	道作成指針(第9期)(案)	国基本指針(第9期)
参考(第8期の記載内容)		第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
		護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に	行うことが重要である。このため、介護事業所等で策定し
		確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路	ている災害に関する具体的計画を定期的に確認するとと
		等の確認を促す。	もに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確
			認を促すことが必要である。
		また、あらかじめ関係団体と災害時の介護職員の派遣協力協定	また、あらかじめ関係団体と災害時の介護職員の派遣協
		を締結するなどの体制を整備する。	力協定を締結するなどの体制を整備することが重要であ
			る。
	国記載内容に準拠	災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的	災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが
		に提供できる体制を構築するため、指定基準により、全ての介護	継続的に提供できる体制を構築することは重要であり、指
		サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修	定基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業務
		の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が義務付けられてい	継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレ
	(その他(道の取組内容を記載))	ることから、道内の介護サービス事業者に対して必要な助言及び	ーション) の実施等が義務付けられているところ、管内の
-ムペ	(との他 (道の取組が存を記載)]) 具体的な実施 (検討) 内容:運営指導時実施状況の確認を行い、未実施の場合は指導を行うほか、ホームペ	適切な援助を行う。	介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助
	ージによるひな形、事例の周知		を行うことが必要である。
		(15) 感染症に対する備えの検討	0 感染症に対する備えの検討
		日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策	日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大
		の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備を行う。	防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前
			準備を行うことが重要である。
		このため、介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを	このため、介護事業所等が感染症発生時においてもサー
		継続するための備えが講じられているかを定期的に確認すると	ビスを継続するための備えが講じられているかを定期的
		ともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有し	に確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対す
		た上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充	る理解や知見を有した上で業務に当たることができるよ
		実等を図る。	う、感染症に対する研修の充実等が必要である。
			また、感染症発生時も含めた市町村や保健所、協力医療
			機関等と連携した支援体制の整備が必要である。加えて、
			感染症発生時に備えた事業所間連携を含む応援体制の構
			築や人材確保策を講じることが重要である。
			さらに、介護事業所等における、適切な感染防護具、消
			毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送
			体制の整備が必要である。
	国記載内容に準拠	感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続	感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービス
		的に提供できる体制を構築するため、指定基準により、全ての介	が継続的に提供できる体制を構築することは重要であり、
		護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研	指定基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業
		修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が義務付けられて	務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュ
	(その他(道の取組内容を記載))	いることから、道内の介護サービス事業者に対して必要な助言及	レーション)の実施等が義務付けられているところ、管内
-A~	具体的な実施(検討)内容:運営指導時実施状況の確認を行い、未実施の場合は指導を行うほか、ホームペ	び適切な援助を行う。	の介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援
	ージによるひな形、事例の周知		助を行うことが必要である。